



Title	鎌倉山門派の成立と展開
Author(s)	平, 雅行
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2000, 40, p. 41-151
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/7615
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

鎌倉山門派の成立と展開

平 雅 行

第一章 問題の所在

かつて黒田俊雄氏は鎌倉幕府を、基本的に顕密体制に立脚しそれを擁護した権門と位置づけた。それに対して、佐々木馨氏は『中世仏教と鎌倉幕府』『中世国家の宗教構造』などで、中世の体制仏教を公家的体制仏教と武家的体制仏教の二つに分けて把握しよう主張し、幕府と延暦寺との非和解的対立関係の存在を根拠に、黒田氏を厳しく批判した。⁽¹⁾

佐々木氏の言う公家的体制仏教とは、天台宗を中心とする顕密主義を指し、武家的体制仏教は臨済禅と東密・寺門派・律宗からなり、氏はこれを禅密主義と呼ぶよう提唱した。こうした佐々木の提言の背景には、⁽²⁾ a山門と公家権門との宗教的一体性、⁽³⁾ b寺門と幕府との宗教的和合、⁽⁴⁾ c幕府と山門との決定的反目、⁽⁵⁾ d山門と寺門との宿命的対立、という基本認識がある。また鎌倉時代の鶴岡八幡宮別当が寺門派(十名)と東密(七名)で独占されていたことを、山門派の完全排除と評し、「幕府と鶴岡八幡宮の政教関係は、(中略)反山門一色に彩られていた」と述べているように、⁽⁶⁾ 氏の構想の背後には、東国鎌倉仏教界における山門派の排除という歴史認識がある。そして佐々木氏は、「頼朝以来、時頼にいたるまで、幕府と山門派との一触即発の危機状況は一貫して続」き、得宗専制段階でも「鎌倉幕府の『禅密主義』なる宗教政策の中にあつては、その天台宗(山門派)は一貫して最も忌避さるべき存在であつた」と語っており、⁽⁷⁾ こうした山門派

の排除と寺門派の擁護を「幕府による天台宗教圏に対する分断政策」と位置づけている。⁽⁴⁾

私は、幕府と延暦寺との関係は緊張に満ちた協調関係と捉えるべきもので、両者を非和解的対立関係とする氏の位置づけには賛意を表したがたいが、本稿で問題にしたいのはそのことではない。ここで取り上げたいのは、東国鎌倉仏教界で山門派が排除されていたという佐々木氏の認識である。確かに、鎌倉の中核寺院たる鶴岡八幡宮寺別当には山門僧は就任していないし、供僧についても山門僧の比重は非常に低い。そして佐々木氏は、こうした鶴岡の宗派状況から鎌倉の仏教界の全体像を類推し、さらに幕府の宗教政策を展望している。しかしこの推測は、方法的に危険に過ぎるのではないか。

確かに史料制約のため、鎌倉時代の將軍御願寺で別当・供僧の全体を捕捉することができるのは鶴岡八幡宮寺だけであり、他には永福寺別当が判明するに過ぎない。しかし個別に史料を拾い上げてゆけば、鎌倉でも数多くの山門派僧侶が活動していることに気がつく。それだけに、こうした僧侶の存在と事績を一人ひとり確認してゆくことによって、もう一度東国仏教界の全体像を再構成する必要があるのではないか。幕府と延暦寺との関係を総括的に論ずるには、私たちの事実認識がなお不十分であり、今は総括的な議論よりも具体的実証が必要な研究段階にあると私は判断している。その実証は正直言って徒労感のつる作業ではあるが、しかしこうした地道な作業なしに、東国仏教論や幕府の宗教政策論を構築することは不可能であると考える。そしてその作業は必ずや、宗教政策論のみならず、鎌倉幕府論そのものにも新たな奥行きと広がりをつ加えることになるだろうし、『門葉記』を歴史史料として活用する基礎作業ともなるはずである。

そこで本稿では、鎌倉山門派の実態解明のため、まず北条氏で仏教界に進出した人物を網羅的に検索し、その中での山門派僧侶の実態と量的多寡を確認する。ついで源氏將軍時代、九条頼経時代、時頼・時宗時代、貞時・高時時代の四時代に分けて、鎌倉で活動した主要な山門系僧侶の事績を一人ひとりたどることによって、鎌倉山門派の実態とその歴史の変遷を明らかにしたい。もとよりこれは、膨大な数の僧侶の足跡を追う作業であるだけに、重要人物の見落としや、事実誤認も少なくないだろうが、本稿が鎌倉山門派の実態解明の礎となることを願っている。⁽⁵⁾

なおこの時代の僧侶には同名異人が多数存在するのみか、僧名や公名の変更も珍しくなく人物の同定は困難を極める。それだけに、あたう限り広範に史料を収集し詳細な年譜を作成することが、人物同定の最良の手段である。本稿では重要な人物に関しては、年譜をやや

過剰なほど多く掲載した。それは、個々の人物の経歴や活動実態を知る上で有効であるのみならず、それ以上に、それぞれの人物が同一人であることを確定するには、網羅的な年譜の提示が不可欠と考えたからである。

本論に入る前に触れておくべきことが、もう一つある。かつて私は「幕府僧」なる概念を提唱した⁽⁶⁾。御家人と同様、鎌倉の顕密僧は幕府法で自由昇進を禁じられており、彼らの実質的叙任権が幕府に掌握されている⁽⁷⁾。幕府に編成された武士を御家人と呼ぶとすれば、幕府に編成された僧侶についても別の呼称が必要と考えたからである。

もとよりこうした叙任権掌握の根拠をなしたのは、幕府による御恩、つまり所職の宛行いである。鎌倉では膨大な数の顕密僧がうごめいているが、少なくとも長期にわたって活動している人物については、何らかの所職が宛行われていたと見るべきだろう。しかしそれは逆に言えば、所職(御恩)を放棄すれば、彼らが幕府の保護統制下から離脱することをも意味している。宝治合戦に連座して鶴岡八幡宮別当を解任された定親が上洛した際、定親の「同宿供僧四人、棄⁽⁸⁾所職上洛」したように、御恩を放棄すれば幕府への奉公の義務は解消し幕府僧は幕府僧でなくなる。そして幕府僧であることを止めた人物の中には、園城寺の道慶大僧正のように、九条頼経と同心上洛して急速に力を喪失した人物もあれば、定親のように東寺長者・東大寺別当の地位を維持して一長者にまで登りつめた例もあり、元幕府僧の命運も様々である。

さて、定親に従った弟子たちは供僧職を没収されたが、そのうち円性に關してだけは「理運之上洛」として弟子への相続が認可されている⁽¹⁰⁾。つまり幕府僧の上洛には、所職を没収ないし放棄する上洛と「理運之上洛」とがあった。そして、「理運之上洛」には所職を維持したまま上洛できるものと、所職を弟子に相続させた上での上洛があったようである。

実際、幕府僧は頻繁に上洛している。定豪は、本主権を維持したまま鶴岡別当職を弟子に譲って京鎌倉を往反したし、隆弁は鶴岡別当職を維持したまま上洛を繰り返している。幕府が次第に顕密仏教界に対する実質的人事権を掌握するようになったとは言っても、最終的な叙任権はあくまで朝廷が握っており、顕密僧の叙任には公請の実績を積む必要があったためである。源氏將軍や摂家將軍への祈禱は公請とは見なされなかったし、親王將軍段階でも公請実績の乏しさから醍醐寺親玄の権僧正就任に伏見天皇が難色を示したように、親王將軍への祈禱を公請とは認めない立場も強固に存していた。それだけに、幕府僧にとっては、官位昇進のため、特に権僧正以上への昇任のために京都市での公請活動が不可欠であった。

しかし他方では、栄海（後の東寺一長者）のように、神護寺に交衆するとともに鶴岡八幡宮供僧でもあったため、幕府の月蝕祈禱を辞退して供僧を解任され、あわてて神護寺を辞して還補された例もある。⁽¹²⁾つまり幕府僧の上洛には処分の対象となる上洛と、処分されない上洛とがあった。この二つを分かつのは、上洛許可の有無である。定豪が東寺一長者に補任された際には、幕府の評定で「可_レ被_二上洛_一否」の協議が行われたし、栄西は晩年、実朝に「暇」を求めている。他にも、「上洛タヤスク許レネバ」「於今度者、尤可_二上洛_一之由、相州^(高時)禪門被_二計免_一」「親玄上洛腹立之条、勿論歟、但已給_レ暇云々」のように、幕府の上洛許可権の存在を示唆する史料は数多い。⁽¹³⁾幕府にとつては幕府祈禱に励むべき僧侶が鎌倉を不在にすることは好ましくないものの、別当クラスの僧侶が極官や権門寺院長官に就任することは、自らが育成してきた鎌倉の仏教界の権威上昇のために喜ばしいことであつたし、彼らが京都で培った人脈によって、より水準の高い僧侶を鎌倉に招請することも可能ともなる。この判断の分かれ目が上洛可否の分岐点となつた。このことからすれば、別当クラスの幕府僧の上洛は、史料に明示されずとも基本的に許可を得た上での上洛と考えてよからう。

もとより、御家人の自由昇進の統制すら十全でなかつたこの時代において、幕府僧の統制が行き届いていたわけではない。⁽¹⁴⁾しかし自由昇進の禁止規定と、上洛許可権の存在によって、幕府僧に対する一応の統制は達成されたとみるべきだろう。幕府僧概念の成立根拠はこの二点にある。

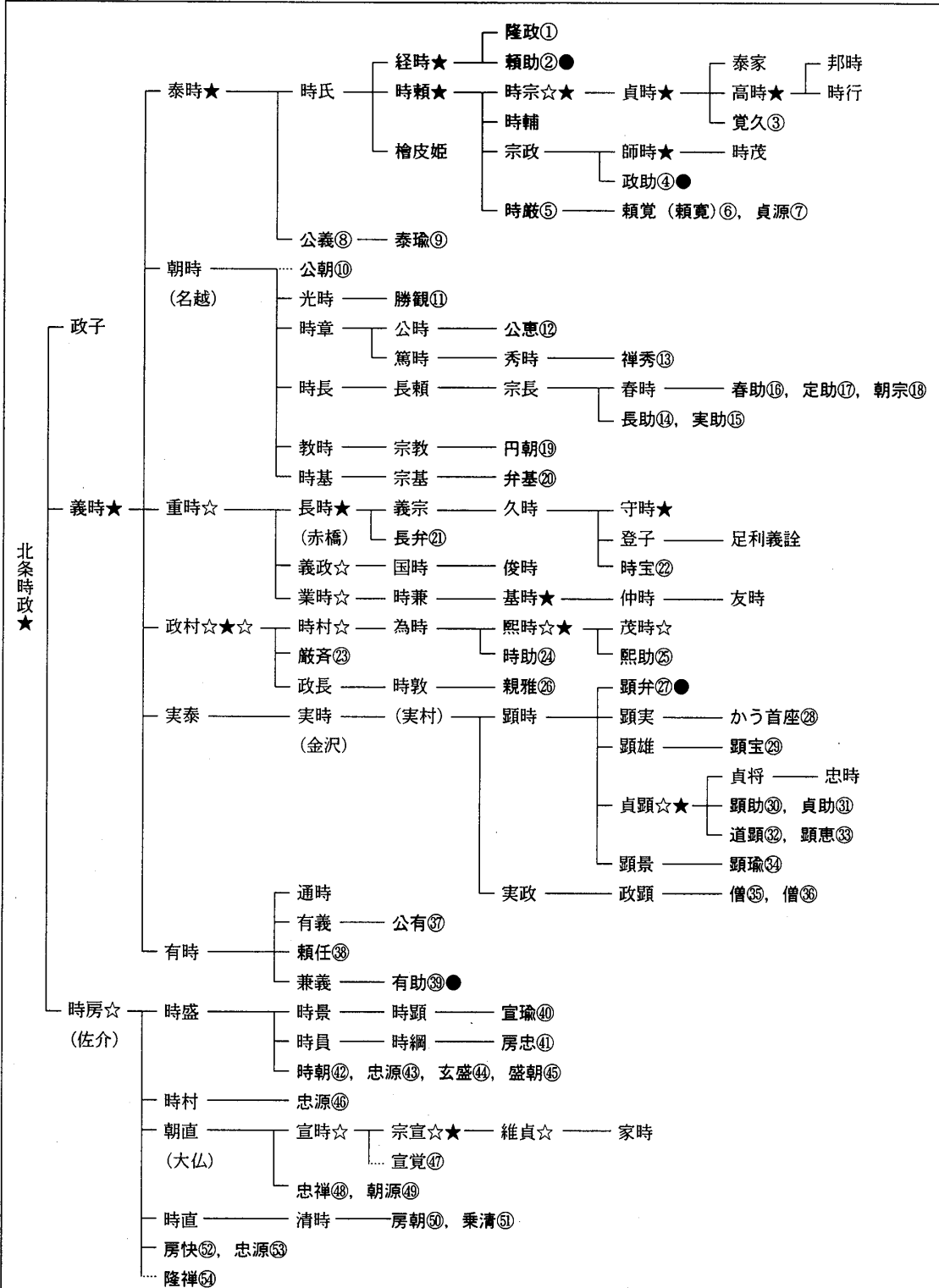
第二章 北条氏の仏教界進出

第一節 北条氏と山門派

本章では、北条氏出身の僧侶を網羅的に検索して、その上で山門派の比重について考えてみたい。現在、北条出身僧として確認できた人物は五十六名にのぼる。それを系図の上に落としてみれば、図1のようになる。そこで、山門・東密・寺門・その他の順で個々の僧侶について概観してゆこう。

なお北条氏に関わる系図史料については、『吾妻鏡人名総覧』が懇切な整理をしている。以下、本稿で北条関係系図を引用する際は、次の略称を使用することとする。前田育徳会所蔵「平氏系図」は『前田家本』、正宗寺本「諸家系図」（東京大学史料編纂所謄写本）は

図1 北条氏出身の僧侶 (★執権, ☆連署, ①②僧侶, ●鶴岡別別当, ……養子)



系譜不明の僧侶に⑤密林志稠, ⑤無象静照がいる。ただし④忠源と④忠源と⑤忠源は同一人物の可能性もある。

『正宗寺本』、『野辺本北条氏系図』（『宮崎県史 史料編中世一』）は『野辺本』、『野津本北条系図』（『国立歴史民俗博物館研究報告』五集）は『野津本』、『桓武平氏諸流系図』（『中条町史 資料編一』）は『桓武系図』、『前田育徳会所蔵「関東開闢皇代並年代記」』は『関東系図』、『続群書類従』第六輯上の『桓武平氏系図』と『北条系図』二本は『続群本』と略称する。

まず山門派であるが、北条関係の系図史料を見ると、忠源なる人物が三名登場する。『正宗寺本』『野津本』『桓武系図』には④⑥忠源のみが記載されているが、『前田家本』だけが④③⑤の三名の忠源を挙げてゐる。この三名の忠源のうち、人物比定が最も容易なのが④③忠源である。

『前田家本』には「忠源へ山、大夫、大僧正、城興寺」とある。この城興寺大僧正忠源は鎌倉後期の延暦寺を代表する顕教僧であり、関係史料も非常に多い。そこで表1として彼の年譜を掲げた。法勝寺八講聴衆の後、文永四年（一二六七）に天台二会講師を勤めて已講となり、文永八年・十年には権律師・少僧都として現れ、弘安元年（一二七八）には大僧都となっており、弘安五年からは法印に、永仁三年（一二九五）には権僧正となっているらしく忠源僧正として盛んに登場し、嘉元元年（一二三〇）正僧正に補され、翌年には前大僧正として登場し、さらに延慶元年（一二三〇）には大僧正に還補されるなど、官位昇任にほとんど矛盾はない。⁽¹⁵⁾この年譜に登場する一連の人物は同一人と考えてよいだろう。

この忠源は「大納言僧都」「相模法印」「大夫僧正坊」「城興寺前大僧正」と呼ばれており、⁽¹⁶⁾『前田家本』④③忠源の「山、大夫、大僧正、城興寺」と一致する。年譜の忠源と北条時盛の子とは同一人物なのである。しかし年譜の忠源は参議中山忠定の子であり（後述）、北条時盛の実子ではない。そこで年譜の忠源の事績をもう少し丹念にたどって慎重に検討してみよう。

宗性が書写した『法勝寺八講問答記』によれば、文永三年（一二六六）に「廿一、八」、文永十年に「二十八、十五」と注記されており、⁽¹⁷⁾ここから彼が寛元四年（一二四六）の誕生で、十三歳で延暦寺で出家受戒したことが判る。また『花園天皇日記』によれば、元応元年（一二三九）四月七日には生存が確認できるが、九月晦日条には「故忠源僧正」と記されており、同年に七十四歳で没したことになる。以上を前提にして事績を概観すると、忠源前大僧正（一二四六―一二三九）は承源法印（承澄の灌頂の資）の弟子であり、承源から延暦寺石泉院を相承した。石泉院は西塔北谷に本坊があり、洛東の栗田口に里坊を有しており、延暦寺西塔院主を多く輩出した院家である。⁽¹⁸⁾また時期は特定できないが、日吉社権別当に補任されている。⁽¹⁹⁾忠源は顕密二教に携わったが、彼の本領は顕教にあり、天台二会講師、

表1 忠源の年譜 (★鎌倉での活動)

文永 2 (1265) 0700	法勝寺八講, 聴衆に「忠源 (山 1)」『宗性史料』上
文永 3 (1266) 0700	法勝寺八講, 聴衆に「忠源 (山 2, 21, 8)」『宗性史料』上……1246誕生, 1259受戒
文永 4 (1267) 1223	法勝寺大乘会講師宣覚が辞退し末座の忠源阿闍梨を二会講師に, 1225忠源に請定『吉統記』
文永 5 (1268) 0700	法勝寺八講, 講師に忠源大法師『宗性史料』上
文永 7 (1270) 1007	後嵯峨院が土御門院40回忌の宸筆法華十講。聴衆に忠源已講 (山, 参議忠定の子)。注記にも忠源『群』24-90/1006法服を諸僧に配る, 忠源ら5名は梶井宮が調進『続群』26下-45
文永 8 (1271) 0921	春季仁王会闕請定: 大極殿の隆助僧正の辞退替に忠源権律師『吉統記』
文永10 (1273) 0700	法勝寺八講, 講師に「忠源少僧都 (山, 28, 15, 大納言, 正二位忠定の子)」『宗性史料』上
建治 1 (1275) 0822	承澄僧正が承恵権少僧都に宝菩提院で伝法灌頂, 供奉人 2 に忠源僧都『阿婆縛抄』7-515
建治 2 (1276) 0806	安樂光院で堀河院八講。僧衆に忠源僧都『勘仲記』
1126	法成寺八講僧名定。聴衆に忠源権少僧都『勘仲記』『鎌遺』12547.12569
弘安 1 (1278) 0322	道玄座主が仙洞尊勝陀羅尼供養。題名僧20に忠源大僧都 (山)『門』62
弘安 2 (1279) 0110	承雅大法師が権律師補任を求めた款状。超越者のリストに忠源権大僧都『鎌遺』13368
0525	最勝講。講師の請定に忠源僧都『鎌遺』13591
0915	殿下鷹司兼平が逆修に擬して猪熊殿金蓮華院で四座八講。説法論義の僧衆に忠源僧都『勘仲記』
0917	龜山殿で後嵯峨院月忌。導師は忠源僧都『勘仲記』
弘安 4 (1281) 0503	仙洞最勝講。講問に忠源『勘仲記』
弘安 5 (1282) 1117	後嵯峨院月忌に両院御幸。静明法印以下7口。両方導師は忠源法印『勘仲記』
弘安 6 (1283) 0600	法華玄義釈籤卷五を書写。執筆は了覚阿闍梨, 忠源法印権大僧都『渋谷目録』27
1108	龜山院が石清水八幡宮で五部大乘経供養。導師は忠源法印, 表白弁舌を振るう『勘仲記』
弘安 7 (1284) 0703	法勝寺八講。講師に忠源法印ら『勘仲記』
0915	猪熊殿金蓮華院の恒例四座八講。僧衆に忠源法印 (山)『勘仲記』
弘安 8 (1285) 0228	大宮院母の90歳の賀で北山弟で七僧法会。散華師に忠源法印権大僧都『実躬卿記』
0904	安嘉門院のため法華八講。仏供養導師は忠源法印『実躬卿記』
弘安 9 (1286) 1205	忠源を西塔院主に補任『華頂要略』37-384
⑫12	浄金剛院で按察二品のため法華八講, 僧 8 に忠源 (寺)『実躬卿記』
弘安10 (1287) 0315	二位局十二年忌。禅林寺殿に御幸。経供養導師は忠源法印『実躬卿記』
0827	松本殿小御堂供養。導師は忠源法印, 八種供養『実躬卿記』『新抄』
1118	千日御講が結願。導師は忠源法印『実躬卿記』
正応 1 (1288) 0221	後深草院・龜山両院の供花懺法が結願。供養導師は忠源法印『実躬卿記』
正応 2 (1289) 0901	後宇多院の出家のため御懺法に如法経。忠源法印と憲基が祇候『吉統記』
正応 3 (1290) 0214	後深草院が出家し三七日逆修。仏供養導師は忠源法印『実躬卿記』
正応 4 (1291) 0121	龜山院が乳母の按察二品のため寿量院持仏堂で仏事。導師は忠源法印『実躬卿記』
0318	慈玄が仙洞尊勝陀羅尼供養, 題名僧20に忠源大納言法印『門』62
0523	最勝講の證義に聖忠僧正・顕覚権僧正・忠源法印権大僧都。寺門と東大寺は不参『実躬卿記』

	0825	玄輝門院が出家。逆修の経供養導師と懺法衆に忠源法印（山）「女院出家部類記」（宮内庁書陵部蔵）
	0904	安嘉門院のため一日八座八講。僧衆に忠源法印（山）。経供養導師も忠源法印『実躬卿記』
正応 5 (1292)	0106	山門蜂起し日吉神輿が動座、座主門徒（青蓮院）が制止。伏見天皇の召しで忠源法印ら参上『伏見日記』
	0116	伏見天皇が忠源法印を召し、登山して衆徒を宥めるよう命ずるも固辞『伏見日記』
	0216	亀山院が有栖川殿に御幸し懺法。僧衆に忠源法印『実躬卿記』
	0217	後嵯峨院忌日。導師は忠源法印、題名僧 5 口『実躬卿記』
	0219	忠源法印らに幕府の返答内容で衆徒宥和を図るよう命ず。0224忠源が伏見天皇に情報を伝う『伏見日記』
	0313	長講堂仏供養、導師は忠源法印『実躬卿記』
	0415	亀山院が法華経転読書写。開白導師は忠源法印『実躬卿記』
	0616	★ 今日から相模法印（忠源）が□□『親玄日記』
正応 6 (1293)	0110	★ 鶴岡八幡宮で甘壇護摩、うち文殊八字護摩は相模法印忠源（山）『親玄日記』
	0422	平禅門の乱で平頼綱一族が減ぶ
	0509	忠源を西塔院主に還補『華頂要略』37-384
	0604	雑訴評定事書：忠源法印と真助の城興寺寺用の相論『勘仲記』
	0627	★ 安東新左衛門の要請で親玄が身固と帯加持。相州法印（忠源）□『親玄日記』
永仁 2 (1294)	0212	亀山殿で懺法。忠源法印、憲基僧都、定誉律師『実躬卿記』
	0220	亀山殿で忠源法印らが心経談義。ついで懺法を始行『実躬卿記』
永仁 3 (1295)	0211	後深草院の有栖川殿懺法に忠源僧正ら『実躬卿記』
	0213	亀山殿で如法経十種供養。導師は忠源僧正『実躬卿記』
	0217	太多勝院五部大乘経供養。導師は忠源僧正、後深草院が御幸『実躬卿記』
正安 3 (1301)	0227	後宇多・遊義門院が日吉社御幸、宸筆法華経供養導師と先達は忠源僧正（石泉院）『座主記』
	0303	関東下知状：忠源大夫僧正坊が拝領した鹿島社領を返却し替地を宛行え。去年1108忠源請文『鎌遺』20723
	1108	忠源僧正が吉田経長を来訪して毎月恒例薬師供、僧正は毎月啓白に来る『吉統記』
	1208	吉田経長の恒例薬師仏供養に忠源僧正『吉統記』
	1211	日吉社神輿の帰座問題で梨下・青蓮院使者と忠源僧正が院参『吉統記』
乾元 1 (1302)	0213	亀山殿で後嵯峨院八講、證義は忠源僧正『統史愚』
	0930	北条貞時の嫡子が没。1010弔使を吉田定房が奉行、御訪用途は忠源僧正に姫江庄年貢を『吉統記』
	1008	吉田経長の恒例薬師仏供養。忠源僧正代官の源為僧都が来訪『吉統記』
	1108	忠源僧正代官の源為法印が吉田経長の恒例薬師仏供養に『吉統記』
	1223	後深草院の60歳の賀。亀山・後宇多・伏見院も臨幸。導師は忠源僧正『吉統記』
嘉元 1 (1303)	0114	後宇多院が石清水御幸、御経供養の導師は忠源僧正『残闕日記』11-43
	0129	後宇多院が日吉御幸、御経供養の導師は忠源僧正『残闕日記』11-43
	0423	忠源の弟子の源為法印らが一句毎に放光仏供養の導師勤仕『公衡公記』3-48
	0627	★ 彗星により将軍家のため御祈。若宮社壇十壇護摩で城興寺前大僧正忠源が仏眼護摩『門』40
	1220	僧事：正僧正に忠源『統群』4上-410

嘉元 2 (1304) 0623	後深草院の瘧病のため富小路殿で忠源僧正らが懺法, 落居『統史愚』
0706	後深草院の病のため忠源僧正が大般若経転読／供養一日経書写, 1 日分は忠源沙汰『公衡公記』4-3
0713	忠源僧正に後深草院の善知識を命ず『公衡公記』4-13
0715	忠源僧正が善知識として昨日から祇候, 本尊をかけ臨終の習礼『公衡公記』4-14
0716	後深草院が没。御前僧に忠源 (前大僧正, 兼宗, 止観の師範), 臨終講式・念仏・仏事導師『公衡公記』4-18
0722	初七日仏事, 導師は忠源僧正, 説法優美で感涙悲涙『公衡公記』4-32
0818	後深草院の遺物を布施として忠源ら御前僧に与う『公衡公記』4-73
0819	七僧法会僧名に忠源前大僧正, 御前僧『公衡公記』4-80
0905	七僧法会僧名。呪願は忠源前大僧正, 講師は憲基法印権大僧都『公衡公記』4-110
嘉元 3 (1305) 0710	永陽門院の後深草院 1 周忌追福願文: 忠源前大僧正法印を唱導師に『鎌遺』22268
0716	後深草院周忌仏事七僧法会, 講師は忠源前大僧正『華頂要略』32-191『公衡公記』4-189ほか
徳治 1 (1306) 0528	後宇多院・中務卿らが如法経を横川如法堂に奉納, 十種供養導師は忠源前大僧正 (石泉院)『座主記』
徳治 2 (1307) 0400	僧事: 忠源前大僧正の横川如法経導師賞の譲で玄誉が法印に『統群』4上-413
延慶 1 (1308) 1122	僧事: 忠源が大僧正に『統群』4上-414
延慶 2 (1309) 0700	★ 関東挙で本覚大師号容認の院宣が出され山門は忠源僧正西塔院主と公什横河長吏を関東に派遣決定, 9 月上旬に進発, 交渉失敗し10月下旬に下向『座主記』『日吉社叡山行幸記』『八坂神社記録』2-209
応長 1 (1311) 0204	広義門院の御産祈禱, 忠源前大僧正が本坊で北斗護摩。0224新室町院が誕生『公衡公記』3-199
正和 2 (1313) 0705	広義門院の御産祈禱, 忠源僧正が本坊で北斗護摩→0709光厳天皇誕生『門』172
正和 4 (1315) 0424	忠源請文: 仙洞最勝講の行粧倭約の先例注進を領状『鎌遺』25497
0425	春衡の関東下向に日吉神輿造替先例を出だす, 忠源僧正・兼覚法印が委細を注す『公衡公記』
0428	春日社で法華経和歌。石泉前大僧正忠源『公衡公記』2-79
0517	法務 1 の新補を綱所が申請, 候補者の 1 に延暦寺忠源僧正。覚円を補任『公衡公記』
0607	無量光院八講の結座講師は忠性阿闍梨, 忠源の瀉瓶弟子のため説法見事『公衡公記』
1102	広義門院の御産祈禱, 忠源僧正が本坊で北斗護摩。1207皇子誕生『門』172
文保 1 (1317) 0903	伏見院が没, 御前僧に忠性 (山, 嘉元御前僧の忠源僧正弟子)『群』29-332
元応 1 (1319) 0407	花園院に忠性僧都が参じ, 忠源僧正が止観伝授を了解の旨, 返答『花園日記』
09晦	忠性僧都が花園院に天台法文の講義, 故忠源僧正『花園日記』

『門』は『門葉記』, 『大史』は『大日本史料』, 『県史』は『神奈川県史』, 『鎌遺』は『鎌倉遺文』, 『座主記』は『天台座主記』, 『群』は『群書類従』, 『統群』は『統群書類従』

延暦寺探題、三講の講師・證義を歴任したほか、数多くの顯教法会に出仕した。「表白振・弁舌」「説法優美、云・簾中・云・簾外」、拭・感涙・拭・悲涙」のように説法に優れ、弟子の忠性が無量光院八講の結座講師を勤めた時には、興福寺の覚円僧正が「説法之趣珍重、忠源僧正瀉瓶之故歟」と賞賛している。⁽²⁰⁾ 亀山・後深草・後宇多院らの仏事導師を数多く勤め、特に後深草院については「止観御師範」とされ、⁽²¹⁾ 臨終の善知識と没後の御前僧を勤めている。また花園院も天台止観の教授を依頼しており、当代を代表する顯教僧であり唱導家であった。他方、密教祈禱の数は驚くほど少なく、京都では晩年に広義門院の御産で北斗護摩を三度勤仕した記録が残るだけである（応長元、正和二、正和四）。中世延暦寺では顯教の地位が比較的低く、一般に唯頭の僧侶は法印止まりで、顯密兼修か唯密の僧だけが権僧正に昇ることができた。⁽²²⁾ そのこともあつて密教も兼学したのだろう。ただし忠源は、台密では忠快―承澄―承源という一流の法流に連なっていたが、記録に残る修法は護摩だけであり、とうてい一流の密教僧とは言えない。政治力もあつたようで、正応五年・正安三年の日吉神輿動座では伏見天皇や後宇多院に呼ばれているし、延慶二年には延暦寺の使いとして幕府との交渉にも当たっている。また和歌にも堪能で勅撰集に八首採用された。

次に忠源の世俗関係を追ってみよう。『華頂要略』門下伝は「粟田忠良息」とするが、宸筆八講記は「参議忠定卿男」、文永十年法勝寺八講問答記は「正二位忠定卿息」、「門葉記」も「忠定三位息」とする。⁽²³⁾ ただし粟田口大納言近衛忠良は嘉禄元年（一二二五）に没して⁽²⁴⁾ り、彼の子ではありえない。『尊卑分脈』は近衛忠良の子に「忠源へ山、法眼」を挙げるが、中山忠定の子に忠源の記載がないため、『華頂要略』が混乱したのだろう。『公卿補任』等によれば、中山忠定（一一八八―一二五六）は内大臣中山忠親の孫で、大納言兼宗の子であり、建保六年に従三位参議、承久二年末に解官されて前参議となり、嘉禎三年に前参議正二位となっている。忠源は大納言を公名としているが、父の忠定は大納言には就いておらず、祖父兼宗の官途を公名としたのだろう。また忠源の名は父忠定から「忠」を、師の承源から「源」をとって僧名としたと思われる。⁽²⁵⁾

さて、年譜に明らかなように、忠源は少なくとも三度鎌倉を訪れている。正応六年（一二九三）正月に鶴岡八幡宮の甘壇護摩で文殊八字護摩を勤めたし、嘉元元年（一二〇三）六月には鶴岡八幡宮十壇護摩で仏眼護摩を担当している。また延慶二年（一二〇九）幕府の主導で再び益信に大師号が勅許された時、延暦寺は幕府の説得と交渉のため忠源と公什を関東に派遣している。忠源がこの時に選ばれたのは、当然これまでの忠源と幕府との関わりの深さが考慮されたはずである。⁽²⁶⁾

ところで年譜に窺える忠源の鎌倉滞在は、長くて一年半程度の短期間であり、史料制約があるとはいえ、具体的な宗教活動を確認できるのはわずか二度に過ぎない。これでは忠源と幕府との関係を過大視するのは危険に過ぎよう。ところが忠源の年譜を子細に見ると、永仁三年（一二九五）二月から正安三年（一二三〇）二月まで約六年ほど事績不明の空白期間があることに気づく。これまで彼の事績はほぼ連年たどることが可能であり、空白があってもせいぜい二年である。しかもこの空白期間は忠源五十歳から五十六歳に当たり、最も活動が活発な時期であったはずである。権僧正という彼の地位からすれば、活動を行えば記録に残されて然るべきだろう。事実、この空白の前後はかなり詳細に事績が判明する。この空白期間は不自然ではないだろうか。なぜ突然六年もの空白が生じたのか。この時期、京都に比べて鎌倉の史料が極端に少ないことを思えば、この空白期間に忠源が鎌倉を訪れていた蓋然性が極めて高い。そしてそのことは、鹿島神宮文書正安三年三月三日関東下知状で裏付けることができる。⁽²⁷⁾

ここで鹿島社大祢宜中臣則氏は、正応年間に没収されて忠源大夫僧正坊に宛行われた「新平三郎左衛門尉盛貞跡」は由緒正しい社領であり、盛貞は地頭でも名主でもないため社領の没収は不当だと訴えた。それに対して忠源は正安二年十一月八日付けの請文で、この田在家は「御祈禱忠」によって拝領しただけで、当所の由緒は存知しないと回答し、結局幕府はこの地を鹿島社に返還し、替え地を忠源に与えるよう結論している。このことは正安二年以前に忠源が幕府で祈禱に尽力し、その「忠」によって所領を得ており、忠源が幕府僧と呼ぶにふさわしい活動を展開していたことを明示している。年譜の六年の空白は単なる史料の欠如ではなく、鎌倉滞在に起因する空白であった。こうして見てくれば忠源が予想以上に幕府と密接に関係していたことが判明する。

次に問題となるのは、鎌倉で判明する忠源の宗教活動が文殊護摩と仏眼護摩という、台密修法の記事だけである点だ。私は先に忠源は顕教では当代一流であったが、密教僧としては二流であると述べた。ところが忠源の鎌倉での宗教活動は、密教僧としての事績しか残っていない。これをどう評価すればよいのか。幕府は忠源の台密に関心を寄せるばかりで、より重要な顕教僧としての側面に関心をもちなかったのだろうか。

しかしそれは否であろう。忠源が鎌倉を訪れた当時、鎌倉山門派は源惠（將軍頼經の子）を中心に最盛期を迎えていた。熾盛光法・七仏薬師法といった大法が次々に行われていたし、源惠の周辺には伴僧を勤める山門系台密僧が少なくとも数十名確認できる。台密の低迷期ならともかく、鎌倉における台密の最盛期に、忠源の台密祈禱を必須とするほど鎌倉の仏教界は逼迫していない。

注意すべきは、ほぼ同時期に、忠源と並ぶ当代屈指の唱導家・安居院覚守が鎌倉を訪れ、北条貞時の恩顧を得た事実である。

憲守叔父覚守、先年（北条貞時）最勝園寺殿御代下向関東之時、賞翫之余、浴（28）恩沢畢、彼遺領憲守相伝之、為関東御恩仁

北条貞時十三回忌法要（一二三三年）の際に鎌倉を訪れた安居院憲守の言である。覚守は鎌倉前期の安居院聖覚にも比すべき「能説」であつたが、その覚守も忠源と同様、北条貞時に寵愛され所領を得た「関東御恩仁」であつた。忠源の関係史料には台密祈禱の記事しか残っていないが、貞時の覚守への恩顧を思えば、彼は覚守と同様、論義・唱導を中心に奉仕した幕府僧だったと見てよい。忠源の鎌倉での活動記事が台密修法に限定されているのは、この時期、幕府の顕教法会の史料が闕如していることに原因がある。

次に問題とすべきは、鎌倉での忠源の公名である。奇妙なことに、忠源は鎌倉では「大夫僧正」「相模法印」「相州法印」と名乗っている。元来、彼は祖父兼宗（正二位大納言）の大納言を公名としていた。また彼の実父も正二位前参議であり、その出自をもつ忠源が四位・五位に相当する「大夫」を公名とするのは明らかにおかしい。あろうことか、彼は鎌倉では実家の家格より低い公名を名乗っているのである。しかし当時の北条氏がほぼ四位・五位クラスであり、北条出身僧で「大夫」を公名としたのは、①隆政、⑥頼覚（頼寛）、⑧公義、⑩公朝、②厳斉、⑦顕弁、⑨顕宝、③顕助、③貞助、③顕恵、④顕瑜、③有助、④忠源の十三名にのぼっている。つまり忠源が実家の家格よりも低い「大夫」という公名を鎌倉で名乗ったのは、彼が実際に北条氏と猶子関係を結んでいたことの表れではなかったか。

同様のことは「相模法印」についても言えよう。こうした国名は下級僧侶の公名となることが多いが、この場合の「相模」はそれとは全く異なる。②武蔵僧都長弁が武蔵守北条長時の子、④武蔵阿闍梨宣覚が武蔵守北条宣時の猶子、④武蔵法印忠禪が武蔵守大仏朝直の子であり、⑩遠江僧正公朝が遠江守名越朝時の養子、⑤相模禪師時厳が相模守北条時頼の子、②相模禪師厳斉が相模守北条政村の子、③越後大夫法印顕瑜が越後守金沢顕時の孫、④越後助法印盛朝が越後守北条時盛の子、⑦越後僧正顕弁が越後守金沢顕時の子であつたように、北条氏出身僧が名乗る国名はいずれも父祖が国司となつた国名と一致している。忠源の実家はこうした受領層よりも家格が上であるが、彼はここでも実家よりも下位の公名を名乗っている。しかし、そのこの意味は明らかだろう。相模守とは北条氏本流が就く官職であり、「相模法印」とは、忠源が北条氏本流の人物の猶子となつたことを意味している。忠源が鎌倉で、これまでの公名「大納言」に代えて「大夫」「相模」を名乗ったのは、鎌倉においてこれらの公名が有する効果と機能を熟知していたからに他ならない。

以上からすれば、『前田家本』が指摘する忠源と北条時盛との親子関係は、事実とみてよいだろう。

北条時盛(一一九七―一二七七)は承久の乱で父の時房とともに上洛して六波羅南方探題となり、嘉禎二年に越後守に補任され、建治元年(一二七五)に上洛して六波羅で没しており、京都と関わりの深い人物である。僧侶となった子供には忠源と同年齢の④玄盛(山門)がいたほか、④時朝(寺門)、⑤盛朝法印(寺門)がいる。さて、忠源の鎌倉来訪を最初に確認できる正応六年は、時盛の没後十五年以上も後のことであり、二人の年齢からすれば時盛と忠源との接点は、晩年の北条時盛の上洛時しか考えられない。忠源が懺法・逆修・法華八講を事とし、唱導・説法に優れ、堂供養や仏供養・経供養、さらには臨終の善知識から御前僧、追善供養に秀でていたことが、浄土往生を願う時盛の心をつかんだのであろう。こうして忠源は時盛の猶子となった。

だが不審なことに、忠源は「大夫」「相模」を名乗っているが、北条時盛は相模守には就任していない。他方、時盛の父の時房は相模守・修理権大夫に就いている。恐らく時盛の父(忠源からすれば祖父)の官途を、公名としたのではあるまいか。そして忠源は後に、北条時盛との関わりをもとに鎌倉を訪れ、巧みな説法で北条貞時の恩顧を受けた。正応六年の鎌倉滞在中に彼は西塔院主に還補されているし、嘉元元年の来訪の直後には正僧正となっている。この時期の延暦寺や顕密仏教界全体に対する幕府の発言力の大きさ、さらに前者の還補が平禅門の乱の直後であることからすれば、これらが幕府の拳によるものであった可能性が高い。

忠源は顕密兼修の僧侶とはいえ、朝廷の公請においては最晩年を除けば、顕教僧としての活動しか行っていない。彼は実質的に、ほぼ唯頭の活動だけで大僧正の地位にまで登りつめた異例の存在である。唯頭の僧侶は法印以上には昇れない、延暦寺におけるこの慣習を治天に破らせたのは、直接的には亀山・後深草・後宇多院らの信任の篤さによるのだろうが、他方では忠源と幕府とのつながりがそれを容易にしたのではないか。

以上、④忠源について検討してきた。現在判明している鎌倉山門派のほとんどは台密僧によって占められている。それだけに、忠源の存在は貴重な例である。

さて、北条系図にはあと二人の忠源が登場する。まず、⑤忠源は『前田家本』だけが「忠源(へ山、僧正)」とする。この⑤忠源の父は北条時房(一一七五―一二四〇)であるが、鎌倉前中期の延暦寺僧で僧正となった忠源は、これまで述べてきた④忠源以外には確認できない。しかし、時房が没した六年後に④忠源が生まれており、二人の間に接点のあろうはずがない。恐らくこれは、④忠源が時盛ではなく、時盛の父・時房の官途を公名としたことから生じた混乱ではなかったか。

また④忠源については、『前田家本』が「忠源へ山」、『正宗寺本』が「忠源へ正大僧正」、『桓武系図』が「忠源へ律師大夫」、『野津本』が「忠源へ権律師」と記す。父の北条時村は承久二年（一二二〇）正月に出家して五年後に没しており、④忠源とは全く接点がない。『正宗寺本』の忠源は正僧正・大僧正になったとしており、④忠源の影がちらつく。しかし『桓武系図』や『野津本』のいうように、これが権律師で終わった忠源であるなら、関係史料は皆無である。

⑥頼覚（頼寛）法務法印権大僧都（？―一二三〇）は北条時頼の孫で、時厳の子に当たる。⁽³⁰⁾系図史料では、『前田家本』に「頼寛へ山、法印権大僧都」、『正宗寺本』に「頼寛へ法印」、『続群本』に「元助へ大夫、改頼寛」とあり、同一人物と見てよからう。元助の名を頼覚に改めている。頼覚と頼寛、いずれを選ぶべきか判断に迷うが、今のところ確定的な結論は出せない。とりあえず、ここでは頼覚で統一しておく。

彼は延暦寺の梶井門跡に属し、顕密二教に携わった。正和四年（一二一五）十月の後醍醐室（当時は春宮、後京極院）御産五壇法では、親源前大僧正（延暦寺檀那院、北畠雅家の子）の伴僧を勤めている。また元亨元年（一二二一）三月に慈道前座主二品親王が仙洞尊勝陀羅尼供養を行った際には題名僧としてそれに仕出している。慈道は青蓮院に属するが、一般に仙洞尊勝陀羅尼の題名僧は山門・寺門・東密の諸寺・諸門跡から請定されており、これによって青蓮院慈道との特別な関係を想定する必要はない。嘉暦三年（一二三二）には権法務の宣下を受けた。権法務はこの当時、実態的権限こそなかったものの、綱所を従えて出仕できるという身分格式上の特権を有していて、頼助（弘安八）・顕助（嘉暦元）・頼寛・顕弁（元徳二）と鎌倉末期に北条氏出身僧が盛んに補任されている。鎌倉の東密にせよ、寺門にせよ、北条氏は自らの子弟をその棟梁に育てあげたが、それに比べると北条氏の山門進出は質的にも量的にも低調であった。しかし頼覚の権法務就任は、遅ればせながら、山門派北条氏が寺門・東密系と相並ぶ態勢を整えつつあったことを示している。この権法務就任を機に権僧正・僧正への昇任や、若き梶井門主・尊雲（後醍醐天皇の子）へのコントロールが期待されたが、わずか二年後の元徳二年五月十三日に没した。なお彼は東国では元亨三年十月に行われた北条貞時十三回忌法要の仏日庵法華八講に参じ、北条高時室による経供養に請定されている。

⑦貞源法印も北条時頼の孫で、時厳の子である。⁽³¹⁾『前田家本』に「貞源へ山」、『正宗寺本』に「貞源へ法印」とあるが、これ以外の事績は一切不明で『門葉記』等にも登場しない。兄の頼覚が梶井門徒であったこと、そして中世梶井関係史料の残存状況が極めて悪いこ

とからすれば、貞源も梶井門徒であったのかも知れない。

④玄盛(一二四六?)は系図史料には全く登場しない。文永五年の仙洞最勝講の番論義論匠に「玄盛阿闍梨」三位、山、二十三、九、法勝寺参、越後入道時盛子」と見える。この「越後入道時盛」とは六波羅探題北条時盛(一一九七―一二七七)に他ならない。時盛は承久の乱で上洛して六波羅南方探題となり、幾度かの往還の後に京都で没した武将で、④忠源を猶子とした人物でもある。さて先の記事の「三位、山、二十三、九」から玄盛が寛元四年に生まれて、十四歳で延暦寺で出家受戒し、三位なる人物の猶子となったことが判る。

文永四年(一二六七)の法勝寺八講で聴衆となったのが公請への最初の出仕で、文永五年には仙洞最勝講論匠のほか最勝講・法勝寺八講といった三講の聴衆を勤めて、顕教僧としての実績を順調に積んでいる。また阿闍梨となっており、密教の修練も積んでいたようであるが、これ以後記事が途絶える。⁽³²⁾玄盛の「盛」が父時盛から得ているので、「玄」の字は師からもらったものだろう。この時期の延暦寺で

「玄」を名乗る有力僧といえは青蓮院門跡の天台座主道玄准后(一二三七―一三〇四)がおり、鎌倉幕府と良好な関係を結んだ二条良実の子である。かつて有力御家人の三浦義村が子息・箱熊丸(良賢)を青蓮院良快のもとに入れ、宇都宮氏も子弟(賢快)を青蓮院に入れていることからすれば、六波羅探題の子弟が道玄に入室しても奇異ではない。なお建治二年(一二七六)に青蓮院慈助(道玄の瀉瓶弟子)が行った如法経に「玄盛阿闍梨」が出仕している。⁽³³⁾阿闍梨から全く昇進しておらずや不審が残るが、同一人の可能性もあるだろう。

④忠禅法印権大僧都は引付頭大仏朝直の子である。『前田家本』には「忠禅」へ山、武蔵、法印権大僧都、『正宗寺本』には「忠禅」とのみある。父朝直の武蔵守から武蔵を公名とした。正応六年(一二九三)正月に鶴岡八幡宮の社頭で行われた鶴岡廿壇護摩で一壇を担当した。⁽³⁴⁾なお、同時代の北野社に忠禅がいる。彼は中山忠明の子で大納言を公名としている。猶子関係の可能性は残るものの別人と判断した。⁽³⁵⁾

⑤房快権律師は連署北条時房(一一七五―一二四〇)の子である。系図史料では『続群本』『房快へ法師』、『野津本』『房快へ山、権律師』、『野辺本』『僧房快へ法師、山、母同上』、『桓武系図』『房快へ権律師、母同上』とある。関連史料は発見できなかった。なお鎌倉後期に天台二会講師を勤めた房快が見えるが別人だろう。⁽³⁶⁾

以上、山門派の北条出身僧についてみてきた。次に東密系の僧侶に移りたい。

第二節 東密系の北条出身僧

東密系の北条氏出身僧のうち、東寺長者となったのは、②頼助・③有助・④顕助・⑦宣覚・⑬禪秀の五名である。このうち③有助が一長者に、②頼助が東大寺別当に、④宣覚が醍醐寺座主に就任している。

まず東密系の中心人物は、②頼助大僧正（一二四五―一二九六）である。述べるべきことは多いが、個別研究もあるため概観に止める。頼助は執権北条経時の子として生まれたが、父の早世もあって仏門に入り、守海法印・良瑜僧正・法助准后・公寛法印から灌頂・印可を受けた。特に仁和寺法助（九条道家の子、開田准后）への入門は北条時宗の意向によるものであった。幕府関係では尾張国熱田社座主・同長幡寺別当、京都六条八幡宮別当、鎌倉の佐々目谷法華堂別当や遺身院門主を歴任したほか、弘安六年（一二八三）に隆弁の跡を継いで北条氏で最初の鶴岡別当となり、永仁四年に五十二歳で没するまで、東国仏教界の中心として活躍した。弘安四年の異国降伏で如法尊勝法を勤仕したり、正応三年（一二九〇）大北斗法で久明親王の病悩を平癒させたほか、数十名もの僧侶に伝法灌頂を授けている。京鎌倉をしばしば往反し、西国では円教寺や遍照寺・広隆寺・東安寺の別当のほか、高野新別所院や醍醐寺理性院の院主となった。弘安八年（一二八五）に法務、翌年に権僧正、弘安十年に東寺三長者、翌年に正僧正に転じて二長者となり、正応五年には東寺長者を辞任して大僧正、さらに東大寺別当に就任して没年まで寺務をとった。⁽³⁷⁾

③有助大僧正（一二七七―一三三三）は北条有時の孫で、駿河八郎兼時の子である。鎌倉最末期の東国顕密仏教界を支えた中心人物である。公名は大夫、佐々目法華堂別当であったことから佐々目と号した。永仁四年（一二九六）臨終間際の頼助から印可を受け、翌年元瑜から伝法灌頂を受けた。元亨二年（一二三二）十二月に四十六歳で東寺四長者、正中元年（一二三四）九月にそれを辞して正僧正となった。翌年十一月関東から上洛して東寺一長者となり、正中三年正月には後七日御修法を勤仕して大僧正に転じ、後醍醐天皇正護持僧となって延命法を修した。一長者は二月に辞任したが、有助は北条氏で一長者となった唯一の人物であり、東密の頂点を極めたのである。鎌倉では正中元年五月に北条高時邸で蝦夷降伏の五壇護摩を道潤・顕弁・房朝・頼演らとともに勤め、嘉暦二年（一二二七）にも高時邸で如法尊勝法を勤仕している。元弘元年（一二三二）四月に鎌倉幕府最後の鶴岡八幡宮別当となり、幕府の崩壊に当たっては、得宗北条高時と一緒に自害した。このほか六条八幡宮や西方寺の別当となっている。同時期に香隆寺有助（東寺長者）が活動しており、弁別に留意する必要がある。⁽³⁸⁾

③〇 顕助権僧正 (一二九三—一三三〇) は執権金沢貞顕の息子で、公名は大夫。三条公茂の母が仁和寺禅助と兄弟姉妹であるため、公茂の猶子となり、禅助の付法として仁和寺真乗院に入った。十八歳で少僧都、十九歳で伝法灌頂を受け、正和二年に権大僧都、正中二年 (一二三二) には東寺四長者、翌年には権僧正・法務に就任するなど、北条氏では異例とも言えるべきスピードで昇進した。元応元年 (一二三九) 七月禅助の孔雀経法の伴僧を勤め、翌年十二月には北斗法を修し、元亨二年 (一二三二) 十二月の天変の禁裏五壇法、翌年十二月の東宮室御産五壇法、嘉暦元年 (一二三六) 東宮邦良の病悩五壇法で脇壇を勤めたし、正中二年九月の日蝕祈禱では後醍醐天皇から叡感の綸旨を受け取っている。後醍醐天皇は嘉暦元年五月から中宮御産に事寄せて幕府調伏祈禱を始めたが、他方、顕助は嘉暦二年正月に後七日御修法を勤仕した。その時の禁裏への行列には、六波羅の武士百余騎が扈從する壯觀であった。ただし北条氏への反感からか、この行列には見物人から飛礫が投げつけられ、それを制止しようとした従者が在家人を殺害している。北条一族から大きな期待を寄せられた顕助であったが、元徳二年三十八歳の若さで東寺二長者で没した。活動の中心は京都にあり、文保元年・嘉暦三年・元徳二年に鎌倉に滞在していたことが確認できるが、具体的な祈禱活動は不明である。ただし「若禁裏仙洞之御護持、若竹園大王之御祈禱」に励んだとあり、鎌倉でも祈禱を行っていたのは確かであろうである。⁽³⁹⁾

④ 宣覚大僧正は式部大夫時継の子で、武蔵守大仏宣時の猶子となった。公名は武蔵。大仏宣時は連署を、またその子の宗宣は連署・執権に就任しており、幕政に重きをなした一族である。弘安九年 (一二八六) 醍醐寺覚済から伝法灌頂を受けたが、既に武蔵阿闍梨を名乗っており、色衆十六口、庭儀という厳重さであった。正応五年 (一二九二) 十一月には鎌倉の佐々目御影堂で頼助から安祥寺流を重受している。延慶二年 (一二三〇) 九に醍醐寺座主となり、一時、東国滞在を理由に解任されたが、結局六年間座主を勤めており東大寺と醍醐寺との本末相論にも関わった。延慶三年 (一二三〇) 四月に上洛して七月に東寺四長者に補されたが、十月には在任のまま帰国した。正和二年 (一二三二) 七月に広義門院の御産のため石清水八幡宮で仏眼法を修し (光厳天皇誕生)、十二月に四長者を辞して関東に下向した。正中二年 (一二三二) 到大僧正となっている。⁽⁴⁰⁾

⑤ 禅秀権僧正 (一二九一—?) は美濃守名越秀時の子で、公名は亮。正和四年 (一二三二) に仁和寺禅助から灌頂を受け、仁和寺教王院に入った。活動の詳細は不明であるが、正慶二年 (一二三三) 二月に突然東寺三長者に加任されている。時期からみて、東密への影響力増大を図った幕府主導の人事であったろう。幕府崩壊後は禅門に入ったとい⁽⁴¹⁾う。

東密系で東寺長者に就任した者は、以上の五名であるが、それ以外の人物にも触れておこう。

④政助法印権大僧都（一二六五―一三〇三）は北条宗政の子で、時宗の甥、貞時の従兄弟に当たり、血縁的には頼助とともに北条得宗と最も近い出自である。ちなみに政助の兄の師時は北条貞時の女婿であり、貞時が出家した正安三年（一二三〇）に執権となっている。公名は亮、「御方僧都」とも呼ばれた。頼助に入室して醍醐流と安祥寺流の両者を相承し、永仁四年（一二九六）頼助の死没にともない、その譲りによって鶴岡八幡宮別当に就くとともに京都の六条八幡宮を相承した。この点からすれば、政助は頼助の跡を継いで東密系幕府僧の中心人物となることが期待されたのだろう。永仁元年の大仁王会では頼助の代理で講師を勤めているし、正安三年の信濃善光寺の塔供養では曼陀羅供大阿闍梨を勤めたが、三十九歳の若さで没した。公寛法印から真言声明を相伝している。活動の中心は鎌倉にあり、京都での活動歴は今のところ確認できない。⁽⁴²⁾

⑭長助権少僧都（一二七八―一三〇四）は備前守北条宗長の子で、公名は亮。正応六年頼助の如法尊勝法で脂燭役を勤めたのが初見で、永仁四年に臨終間近の頼助から有助らとともに印可を受けた。嘉元二年に権少僧都のまま若くして没している。⁽⁴³⁾

②時宝法印は『正宗寺本』は赤橋義宗の子とし、『前田家本』や「真言付法血脈図」は久時の子とする。義宗（一二五三―一二七七）の没後に兄の久時（一二七二―一三〇七）の養子となったと考えるのが順当だが、その場合は年齢上の問題が残る。義宗が建治三年（一二七七）に没し、時宝の伝法灌頂が正和四年（一二一五）であることからすれば、時宝の灌頂はどんなに若く見積もっても三十九歳ということになる。彼の最下限の史料は暦応元年（一二三八）だが、その時の官位は法印となっており、六十三歳以上の年齢で法印に終始しているのは、彼の地位からしても不自然に過ぎる。『前田家本』などに従って赤橋久時の子とみるべきだろう。公名は中納言、赤橋久時が六波羅探題を勤めていたこともあって、京都の公家の猶子となったのだろう。正和四年に信忠（翌年に鶴岡別当）から伝法灌頂を受け、文保元年六月に最勝講聴衆、正中元年には維摩会研学堅義をつとめるなど、顕密二教に携わった。東大寺尊勝院の院主となり、さらに元弘元年（一二三二）には東大寺別当教寛のもとで寺務代に就任している。実際、時宝は元徳四年（一二三二）に東大寺領美濃国西部庄の年貢が地頭桓瑜阿闍梨（有力御家人長井氏の出身）に抑留されている問題を六波羅探題に訴えている。東大寺は翌年二月、武運長久のために東大寺を興隆すべきだとして西部庄地頭職の寄進を要請しているが、こうした動きの背後に時宝の存在が影を落としているはずである。

ところで鎌倉最末期、東大寺内部は大きく二つに分裂していた。元弘元年八月、後醍醐天皇は東大寺別当聖尋を頼って奈良に潜幸し、次いで笠置寺に移った。元弘の乱の勃発である。聖尋の別当解任、教寛・時宝の別当・寺務代就任が元弘元年の何月かを特定することはできないが、聖尋が後醍醐とともに笠置に移ったこと、そして翌年には長門に流罪になっていることからすれば、その交代は潜幸直後のことと見るべきだろう。幕府は後醍醐と東大寺別当との結託を前にして、執権赤橋守時の兄弟である時宝に、東大寺の実権を掌握させたのである。建武政権崩壊後の暦応元年（一二三三）に寛胤法親王（伏見天皇の子）が東大寺別当に補任されるが、寛胤は時宝を寺務代に任命している。北条出身の顕密僧の中で、幕末の動乱を乗り切ってその地位に返り咲いた唯一の人物である。⁽⁴⁴⁾ その復権には登子（足利尊氏室）の存在が関わったかも知れない。

②9 顕宝僧正は、『正宗寺本』に金沢顕雄の子に「顕宝へ大夫得業」とある。東大寺西室の院主で「大夫得業」「西室得業」と号した。西室は後嵯峨院・後宇多院など歴代法皇が東大寺で受戒する際には必ず行幸した格の高い院家であった。顕宝は元亨元年（一二三二）に鶴岡別当信忠から別当坊で伝法灌頂を受けた。なお『太平記』巻二によれば、元弘の変で後醍醐は東大寺別当聖尋の東南院に入ったが、「関東の一族」である「西室顕実僧正」の権勢を恐れて与力する衆徒がいなかったため、すぐに東大寺を脱出したという。天正本『太平記』では「慈宝・顕宝、尊勝院・西室の院主にて、関東の一族なりしかば、かの威勢に恐れて」となっており、尊勝院院主時宝と西室院主顕宝が東大寺を掌握していたことが判る。幕府崩壊の翌建武元年（一二三四）四月には伊豆修善寺再興の願文を捧げ、頼朝が神護寺を再興することによって天下統一を達成した故事に倣って、「家門」のため氏寺興行を誓っている。ついで十月には彼が首魁となって、北条氏与党を結集して紀伊国飯盛山で反乱を起した。⁽⁴⁵⁾ 結果は不明であるが敗死したのであろう。

③1 貞助少僧都は執権金沢貞顕の子で、顕助の舎弟に当たる。公名は大夫。元徳二年（一二三〇）七月に顕助が亡くなると仁和寺真乗院を相承したが、鎌倉末の動乱で安堵も受けないまま逐電した。⁽⁴⁶⁾ ところで正慶元年（一二三三）の年末に貞助権少僧都なる人物が、將軍護持のための北斗供養法三百五十五度の巻数を捧げている。⁽⁴⁷⁾ 厄介なことに、源範頼の子孫に吉見の貞助大納言権少僧都（頼助の弟子）がおり、同じ東密だけに弁別に注意が必要である。巻数を捧げた貞助はどちらの貞助なのだろうか。吉見の貞助は正応三年（一二九〇）に二十歳・律師で頼助から伝法灌頂を受けており、一二七一年生まれということになる。⁽⁴⁸⁾ もしも巻数の貞助がこの人物であれば、巻数を捧げた正慶元年には六十二歳という高齢になる。しかし彼の公名が大納言であったことからすれば、六十二歳で権少僧都の官位に止まってい

るとは考えがたく、これは北条氏の貞助とみるべきだろう。恐らく貞助は元弘の変で鎌倉に戻り、幕府祈禱に励んだのではないか。

⑤時厳（?ー一二三二）は執権北条時頼の子である。系図史料の記載は多様で、『前田家本』は「時教（内供奉、号桜田禅師）」、『正宗寺本』は「時厳（号桜田禅師）」、『野辺本』は「僧時厳（左大臣法印厳忠弟子也）」、『系図纂要』は「時厳（僧、教恵法師弟子、相模禅師）」、『続群本』は「時厳（僧）」、『時厳（桜田禅師、教恵法印弟子、応長元年十月廿六日卒）」とし、『関東系図』は「時厳（寺、教恵法印弟子、号桜田禅師（本ママ）」とする。整理をすると、本人の名は時教もしくは時厳であり、その師匠の名は「左大臣法印厳忠」「教恵法印」「教恵法印」「教恵法師」となっている。「教」と「厳」、「忠」と「恵」のくずし字が紛らわしいため生じた混乱である。しかしこの時期、鎌倉で活動した人物に教恵・厳忠は見えない。ところが厳恵については、「左大臣法印厳恵」が建長四年（一二五二）以来鎌倉で活発に活動しており、明王院や久遠寿量院の別当を務めるとともに、將軍宗尊の護持僧となっている。このことからすれば、師匠の名は厳恵であり、本人の名は時厳と見てよからう。なお『関東系図』は時厳を寺門とするが、厳恵は醍醐随心院門跡を継いだ東密僧であり、時厳も東密と考えるべきだろう。ただし時厳が「……禅師」と呼ばれていること、そして『血脈類集記』『伝法灌頂師資相承血脈』には厳恵の弟子として時厳の名が上がっていないことからすれば、伝法灌頂を受けることもないまま妻帯したのではないか。系図史料によれば、頼覚・師頼・兼貞・貞国・篤貞・貞源・綱栄・定宗らの子を残している。⁽⁴⁹⁾時厳の妻帯の一要因として、文永三年（一二六六）の將軍宗尊の追放と、厳恵法印の失脚・遁世を考慮する必要がある。⁽⁵⁰⁾

②厳齊阿闍梨（?ー一二六一）は執権・連署を勤めた北条政村の子である。『前田家本』は「厳政」と記しており、父の名からすれば初名は厳政であったのではないか。大夫または相模を公名としており、父の相模守・左京権大夫からとったのであろう。仁和寺の僧で、阿闍梨位を得たが早世している。⁽⁵¹⁾

④時助権少僧都については、『正宗寺本』は北条時村の子とし「時助（権少僧都、佐々目）」と記す。『前田家本』は為時の子とし「時助（仁、権少僧都）」と記している。恐らく為時の子で、為時が早世したために祖父時村の子となったのだらう。嘉元元年（一二三〇）十二月の僧事で権少僧都に補任されている。⁽⁵²⁾

⑥親雅は系図史料には登場しない。醍醐寺無量寿院院主であった俊實権大僧都の付法に「前越後守時敦息」の親雅がみえ、六波羅探題北条時敦（一二八一ー一二三二〇）の子であることが判明する。運雅の弟子であり、京都の六条八幡宮別当と醍醐寺蓮藏院を相承したが、

蓮藏院をめぐっては隆舜と相論し、六条八幡宮の相論では有助に敗れた。正応五年(一二九二)六月に覚雅から印可を受け、ついでその弟子の運雅に従い、運雅の没後に俊賀から印可を受けたのだらう。⁽⁵³⁾

以上、東密の北条出身僧についてみてきた。次に寺門派に移ろう。

第三節 寺門系の北条出身僧

北条氏出身僧のうち寺門系僧侶が、園城寺の別当・長吏に補任されたのは、⑩公朝・⑳顕弁・㉑房朝の三名である。

まず⑩公朝僧正(？～一二九六)は左大臣三条実房の曾孫で、従三位実文の子であるが、名越朝時の養子となり関東に居住した。養父朝時の官途により、遠江・大夫を公名とし、聞如院・託麻僧正と称した。『前田家本』によれば鎌倉の新阿弥陀堂(証菩提寺)と頼朝法花堂の別当になっているし、房喜・盛朝の跡を承けて永福寺別当にも就任した。建長二年(一二五〇)十一月に円意から修多羅院で伝法灌頂を受けた。やがて鎌倉に戻って弘長三年(一二六三)に大倉薬師堂の修造供養の導師、弘安十年(一二八七)には二階堂永福寺の修造供養導師を勤めた。正応五年(一二九二)二月には覚乗のあとを受けて園城寺別当となり、十二月に関東居住のまま拝堂の儀を済ませて辞任している。翌年一月の鶴岡廿壇護摩では金剛童子護摩を受け持ち、四月には地震のため不動を修している。伝法灌頂の時を除けば、ほぼ一貫して鎌倉にいたようである。和歌をよくし勅撰集に二十四首、『夫木和歌抄』には二百三十六首も採用されている。また一遍伝によれば、一遍が鎌倉入りした弘安五年五月に公朝が一遍に丁重な結縁の書状と和歌を贈っている。当時の公朝の官位である法印を正確に記しており、一概に荒唐無稽な話とは言えない。⁽⁵⁴⁾

㉑顕弁大僧正(一二六九～一三三二)は金沢顕時の子で、十五代執権貞顕の兄である。公名は越後・大夫で月輪院と号した。十一歳で鶴岡別当隆弁に入室し、永仁元年(一二九三)に実相院静養から伝法灌頂を受けた。文保三年(一一三九)二月に園城寺別当となり拝堂を行ったが、これを契機に戒壇設立問題が再燃し、結局、延暦寺の発向によって園城寺の金山焼失という事件が起きている。また嘉暦二年(一二三二)から三年にかけて園城寺長吏に就任し、元徳二年(一二三〇)には法務となっている。一方、鎌倉では頼朝法華堂の別当を勤めたほか、元亨二年(一二三二)に鶴岡八幡宮の別当に就任し、六十三歳で亡くなるまで東国の顕密仏教界を主導した。元亨元年の鶴岡月次御修法では、永福寺親玄・勝長寿院道潤とともに顕弁の「三門跡」が一月交代で祈禱しているし、正中元年三月には鶴岡で北斗

法、五月には道潤・有助らと北条高時邸で蝦夷降伏の五壇護摩、翌年閏一月にも蝦夷降伏祈禱を行っている。元弘元年四月に没したが、その遺骨は遺言によって師静養の眠る京都東山に埋葬された。「花洛柳栄之護持、已三十余廻、公家武家之祈念、又数十ヶ度」と言われ、「預御吹嘘」之輩、不_レ云老少、恣遂真俗之先途」のように、世俗でも仏教界でも権勢を振るったようである。⁽⁵⁵⁾

⑤房朝大僧正は大仏時直の孫で、安芸守清時の子である。公名は安芸、聞如院と号した。『野津本』は「房清_{（寺）}」としており、父の名の清時からすれば初名は房清だったのだろう。正応四年（一二九一）五月に静珍から解脱寺で伝法灌頂を受け、永仁六年には静珍の色衆を勤めている。⁽⁵⁶⁾鎌倉に戻って嘉元元年（一二三〇）六月の彗星祈禱では鶴岡十壇護摩で北斗護摩を担当したし、徳治二年（一二三〇）七月の鶴岡大仁王会の読師、正和二年（一二三三）八月には鶴岡神宮寺供養の導師をつとめ、正中元年（一二三四）五月北条高時邸での蝦夷降伏祈禱では、道潤・顕弁・有助・頼演と共に五壇護摩を行った。⁽⁵⁷⁾元徳二年（一二三〇）八月、衆徒と対立して退いた聖護院尊珍の跡を承けて園城寺長吏となり、翌年二月に辞任している。⁽⁵⁸⁾

寺門系で園城寺の長吏・別当に就任したのは、以上の三名であるが、それ以外の僧侶にも触れておこう。

①隆政権律師（一二四一―一二六三）は執権北条経時の子で、頼助大僧正の兄である。父の経時が寛元四年（一二四六）に二十三歳の若さで没したため、北条時頼の意向で頼助と共に僧籍に入ったのであろう。初名は隆時、公名は大夫。師弟関係は不明だが、名前からして隆弁に入室したのは間違いあるまい。弘長三年にわずか二十三歳で権律師の官位のまま没した。⁽⁵⁹⁾もしも彼が順調に成長していたならば、隆弁の後を継いで、寺門系幕府僧の中心人物として活躍したはずである。なお『経俊卿記』正嘉二年三月二十九日条によれば、この日に隆政なる僧侶を権律師に補しており、同一人物の可能性がある。

③覚久僧都（一二八四―？）は系図史料には見えない。得宗北条貞時の子であるが、御内人・長崎光綱の子とされた。初名は頼救、公名は播磨。上智・契覚から受法して鎌倉証菩提寺別当や鶴岡八幡宮の金銅薬師供僧となった。嘉元三年（一二三五）聖護院の覚助法親王から園城寺で伝法灌頂を受け、鶴岡廿五供僧（安樂坊）に補された。北条貞時の逝去で供僧職を弟子覚瑜に譲って遁世し、「資寿院長老下生首座」となっている。後に正中元年（一二三四）顕弁鶴岡別当がこれを「自由遁世」として没官した。⁽⁶⁰⁾寺門から禅宗に移った例である。

⑧公義僧都（一二四一―？）は北条泰時の子で、初名は公喜、公名は大夫、『前田家本』に「公義_{（僧都）}」とみえる。「園城寺伝法血

脈」によれば、建長二年(一二五〇)十二月に園城寺円意から伝法灌頂を受け、弘安三年(一二八〇)五月にも円満院円助法親王から伝法灌頂を受けている。後者の灌頂では歳四十とあり、ここから一二四一年生まれであることが判るが、そうすると建長二年の円意からの受法が十歳ということになり、不審である。建長二年は入室の年と見るべきかも知れない。⁽⁶¹⁾『前田家本』によれば泰茂・泰瑜の二人の子を残している。

⑨泰瑜僧都(一二七九?)は北条泰時の孫で、公義の子である。『前田家本』は「泰瑜(亮僧都)」とする。徳治三年(一二三〇八)に歳三十、戒鴈十四で聖護院覚助法親王から伝法灌頂を受け、正和二年(一二三三)には花台院定顕が行った伝法灌頂の色衆をたびたび勤めている。⁽⁶²⁾

⑩実助法印権大僧都(一二七七?)は備前守名越宗長の子で、初名は朝譽、公名は助。山臥で名越氏の菩提寺である長福寺を管領した。永仁五年(一二九七)聖護院覚助法親王から伝法灌頂を受けて実助に改名し、正安三年(一二三〇一)將軍久明室の御産祈禱(守邦親王誕生)では験者を勤めた。⁽⁶³⁾奥州の平泉惣別当となったが、就任時期は不明である。平泉惣別当とは、鎌倉に在住したまま中尊寺・毛越寺を統轄した役職で、現地の寺僧を権別当に補任して実質的支配を行わせた。⁽⁶⁴⁾寺領八百余町のうち少なくとも百町余りが惣別当得分であり、奥州支配の苛酷さが窺えよう。

さて、実助は正安二年(一二三〇〇)閏七月には惣別当に就任していることが確認できるが、『親玄僧正日記』正応五年(一二九二)九月五日条で惣別当盛朝が没していることが判る。盛朝の跡に実助が補任されたのか、それとも二人の間にもう一人惣別当がいたのかは判断がつかない。『平泉町史 史料編一』所収の中尊寺文書写真版によれば、正安二年閏七月十八日免畠相博安堵状に署判の「別当権大僧都」、延慶二年七月二日中尊寺大長寿院住持職補任状に署判の「別当法印権大僧都」、正和二年三月七日中尊寺学頭職補任状に署判の「別当法印権大僧都」の花押は、年欠二月六日実助書状の花押と一致し、彼が正安二年から正和二年三月まで惣別当であったことが確認できる。しかし正和二年十二月十八日には行盛権律師が「先寺務御補任状」を添えて坊地讓状の安堵を惣別当に求めており、翌年三月十五日の別当の花押はこれまでのものとは一致しない。したがって実助は正和二年(一二三三)に惣別当を辞したことになる。⁽⁶⁵⁾なお暦応元年(一二三八)の建長寺正統院申状案によれば、

長福寺者、名越備前^{宗長}禪門代々墳墓之地云々、自^{実助}管領助法印^助へ備前禪門子息也、所相伝之朝宗者、如意寺僧^{兼助}正坊之弟子也、彼朝宗

者、又備前禪門之孫子也

とある。⁽⁶⁶⁾長福寺を管領している「助法印」を備前禪門の子息と記しているが、実助が備前守名越宗長の子であることからすれば、この「助法印」とは実助のことであろう。

⑬春助僧都（一二三〇—一二三二八）、⑭定助阿闍梨（？—一二三二九）、⑮朝宗阿闍梨の三名は兄弟で、いずれも平泉惣別当であった。系図史料では『正宗寺本』のみ、備前守名越宗長の孫、春時の子に⑬「春助」を挙げる。建武元年（一二三四）八月の中尊寺衆徒申状によれば、前惣別当の「備前助僧都春助」は病となつてから、造営や仏神事の精誠を誓つた願文を鎮守日吉社に奉納したが神罰で死去し、その跡を継いだ「舎弟助阿闍梨定助」も翌年に死去、惣別当職をさらに「舎弟助阿闍梨朝宗」に譲つたが、朝宗は安堵されないまま「関東乱」で逐電した、とある。一方、『常樂記』には、嘉暦三年（一二三二八）二月七日に「長福寺坊主亮僧都他界へ廿六」と記している。この「亮僧都」が⑬春助であるのは確実だろう。とすれば、春助は一二三〇三年生まれということになり、⑭定助は春助が没した翌元徳元年（一二三二九）に亡くなつたことになる。また朝宗が逐電した「関東乱」とは当然鎌倉幕府の滅亡を指すことになる。さらに実助の項での前掲史料によれば、朝宗は長福寺を実助から相伝したと述べている。ただし平泉惣別当の相承のあり方や『常樂記』の記事からすれば、長福寺も実助—春助—定助—朝宗と相伝されたとみるべきだろう。⁽⁶⁷⁾鎌倉幕府の崩壊後、朝宗は師匠の如意寺僧正兼助（関白二条兼基の子）に長福寺を譲り、兼助は建武三年から暦応元年にかけて、相模国山内庄信濃村をめぐつて建長寺正統院と相論を行っている。また同じ暦応元年十一月には兼助は平泉惣別当として衆徒の讓状を安堵しており、⁽⁶⁸⁾奥州平泉でも朝宗の權益を兼助が継承したようである。なお実助・兼助が寺門であること、長福寺が隆弁以来、寺門派によつて相承されてきたことからすれば、三名ともに寺門と判断してよい。

⑯円朝法印（一二二二—？）は名越宗教の子で、公名は父の官途から遠江守を称した。永仁四年（一二九六）に園城寺敬宗から伝法灌頂を受けている。「園城寺伝法血脈」は「六郎教氏子」とするが、北条一門で教氏は今のところ確認されていない。これがもしも名越宗教の弟の六郎宗氏のことであるならば、文永九年（一二七二）の二月騒動で、名越教時・宗氏が誅殺された後に、叔父の宗教の子になつたことになる。和歌をよくし、『玉葉和歌集』に一首採用されている。⁽⁶⁹⁾

⑰弁基権大僧都（一二九九—？）は系図史料には登場しないが、「園城寺伝法血脈」に「前遠江守宗基子」弁基が見えている。遠江守名越宗基の子で、鶴岡別当顕弁の弟子である。公名は大夫、文保三年（一二三九）顕弁から園城寺で伝法灌頂を受けた。のちに上乘院乗

伊僧正に従って伝法灌頂の色衆となったり、元弘元年(一一三二)九月には元弘の乱鎮圧のため六波羅で行われた五壇法で、乗伊の軍荼利法の助修を勤めた。正慶二年(一一三三)閏二月に伝法灌頂の色衆に参仕し、幕府滅亡の翌年の建武元年五月には覚助法親王が園城寺で行った尊星王法の伴僧を勤めている。⁽⁷⁰⁾園城寺にいたこともあり、幕末の動乱を生きのびた。

②長弁僧都は六代執権赤橋長時の息子である。父親が武蔵守であったので、武蔵を公名とした。『正宗寺本』は「長弁へ僧都、寺」、『野津本』は「長弁へ寺、武蔵僧都」とするが、『続群本』は「長弁へ僧正、正福寺別当」としており、僧正まで昇ったとする。ただし同時代史料では僧都までしか確認できない。文永五年(一一六八)隆弁から如意寺で伝法灌頂を受け、弘安元年(一一七八)の鶴岡大仁王会では別当隆弁が上洛して不在のため、長弁がその代官として講師を勤めている。『続群本』に登場する「正福寺」は建長六年(一一五四)に北条時頼の二人の息子(時宗・宗政)の息災を祈って、隆弁の勧進によって建立された鎌倉聖福寺のことである。なお弘安十一年の幕府下知状によれば、毛越寺の新熊野社別当職を「長弁僧都」が辞退したため、その得点を中尊寺・毛越寺の修理費に宛てるよう命じている。同一人物であろう。⁽⁷¹⁾

③道顕律師は執権金沢貞顕の子である。系図史料では『前田家本』のみに登場し、「道顕へ寺、隆恵僧正弟子」とある。ここに登場する師匠の隆恵僧正は大納言藤原隆衡の子で、鶴岡八幡宮別当隆弁の甥に当たり、建治二年(一二七六)に円満院円助から伝法灌頂を受けている。道顕についての関連史料はほとんどなく、年月日未詳の金沢貞顕書状に道顕律師からの返事を受領した旨の記載があるだけである。⁽⁷²⁾

③顕恵(一一三〇五?)は系図史料には登場しない。「園城寺伝法血脈」一〇一覚助の項に、嘉暦元年(一一三二)十二月に覚助が顕恵に解脱寺で伝法灌頂をした記事が見え、「年廿二、戒九、大夫、顕弁僧正弟子、修理大夫貞顕朝臣子」と記している。金沢貞顕の子で、叔父の顕弁に入室して十三歳で受戒し、二十二歳で覚助法親王から伝法灌頂を受けたのだろう。他に関連史料は確認できない。

④顕瑜法印(一一二八六?)も系図史料には登場しない。「園城寺伝法血脈」一〇一覚助の項に、嘉元三年(一一三五)閏十二月に覚助が顕瑜に伝法灌頂を行った記事が見え、「年廿、戒七、大夫、関東住、左近衛大夫将監顕景子」とある。『正宗寺本』によれば金沢顕時の子に顕景がみえ、「左近将監」と注記しており、顕瑜が金沢顕景の子であることが確認できる。祖父の官途から越後大夫を公名とした。覚助から伝法灌頂を受けた後も園城寺で活動しており、浄雅・長乗・重親が行った伝法灌頂色衆を勤めたし、応長元年(一一三一)道昭

大僧正が広義門院御産の金剛童子法を勤修した時には、伴僧に出仕している。鶴岡別当顯弁の甥に当たり、顯弁から受法するとともにその嫡弟となった。元徳三年（一一三三）四月の顯弁没後はその七七日仏事を主催し、本尊聖教・所領田畠を相承した。他に陸奥国玉造郡に知行地を有していた。⁽⁷³⁾ なお金沢文庫蔵の年月日欠大仏殿三七日廻向文は、「大夫僧都」が祖母の三七日仏事を行った時のものであり、

内容から①「大夫僧都」は寺門の僧侶で法眼権大僧都の地位にあり、「大峰葛木之難行」を修して都鄙を往還した、②彼の母は徳治末年に、父は文保初年に没したため祖母を父母の如く慕った、③祖母の孫子からは「征夷將軍之御後見」や「引付一頭之管領」を輩出しており、前武州殿下（金沢貞顯）を孝子と呼んでいる、ことが判る。この条件は顯瑜にぴったり当てはまるだろう。

③頼任律師は『続群本』に「頼任（律師）」、「正宗寺本」に「頼任（律師、寺）」とみえ、北条有時の子である。関連史料は発見できなかった。なお『正宗寺本』には通時の子に「頼任」が見えるが、僧俗の別も不明である。

④宣瑜は系図史料に登場しない。「園城寺伝法血脈」一〇二実円の項によれば、嘉元元年（一一三〇）十二月に実円が宣瑜に園城寺唐院で伝法灌頂を行つたが、この宣瑜に「助、野本美作守平時顯子」と注記している。北条時盛の孫、時景の子に時顯がおり、『前田家本』には「時顯（従五位下、美作守、改信）」、『続群本』にも「時顯（美作守）」とあり、宣瑜の父と一致する。他に関連史料はみえない。

④時朝は北条時盛（一一九七―一二七七）の子であるが、『続群本』に「時朝（寺法師）」とあるのみで詳細は不明である。

⑤盛朝法印権大僧都（？―一二九二）も北条時盛の子で、父の官途から越後・助を公名とした。建治三年（一二七二）六月に、最信法印（足利義氏の子、山門）に代わって平泉惣別当に補任され、没年までその任にあつたらしい。正応元年（一二八八）の中尊寺金色堂の覆堂棟札には、執権北条貞時・連署宣時と並んで「別当権大僧都法印大和尚位盛朝」の名が見える。房源・房喜の跡を継いで鎌倉永福寺の別当となったが、正応五年九月に没している。⁽⁷⁵⁾

⑥乗清（一二七二―？）は房朝と同様、安芸守大仏清時の子で公名は安芸。十五歳で出家し、正応六年（一二九三）四月に上乘院で実円から伝法灌頂を受けた。徳治三年（一一三〇）に伏見院の子である恵助が聖護院覚助から伝法灌頂を受けた際には、色衆十六口の一人に名を連ねている。⁽⁷⁶⁾ 『前田家本』は「乗清（大僧正、法印）」のように、兄弟の房朝と同様に大僧正にまで昇ったとする。しかし官位の割には京都でも鎌倉でも全く実績が確認できず、不審が残る。

以上、北条氏出身で寺門派の人物をみてきた。最後に禅律系および宗派不明の僧侶について検討しよう。

第四節 その他の北条出身僧

最初に禅律僧から見ておこう。まず、②⑧かう首座は系図史料には登場しない。金沢文庫蔵の年欠九月七日円秀書状に「先代甘繩の駿州之御息かう首座とて、世上転変之折節ハ、東勝寺長老にて被_レ坐候ける」とあり、甘繩顕実の子の「かう首座」が鎌倉幕府崩壊の折に東勝寺の長老であったことが判明する。東勝寺は行勇が開山となった禅寺であり、鎌倉幕府が滅亡した時には北条高時ら一族がここで自害している。

⑤⑤密林志稠も系図史料に登場しない。『東海一漚集』などによれば、志稠は「平公的骨」「種族豪貴」「崇公裔」とあり、北条時頼(道崇)の子孫であることが判る。兀庵普寧の曾孫弟子に当たり、東勝寺・浄智寺・円覚寺住持であった天外志高(一二八七―一三四三)の弟子である。禅興寺・浄智寺の住持となった。弟子には建長寺の古岩元陳がいる。⁽⁷⁸⁾

⑤⑥無象静照(一二三四―一三〇六)も系図史料に登場しない。彼の伝記『法海禅師行状記』には「相城人、姓平氏」と記している。ところで静照は京都仏心寺を開創したが、『碧山日録』長禄三年八月三十日条によれば仏心寺長老敬中が、「吾祖生縁、相州人也、平氏時頼公近族也」と語っている。後世の史料とはいえ仏心寺後継者の発言であり、静照が北条出身であると認めてよからう。東福寺円爾に学んで建長四年(一二五二)に渡宋し、径山の石溪心月について印可を得た。また育王山の虚堂智愚にも参禅し、その間、大休正念・無学祖元・南浦紹明らと交流している。文永二年(一二六五)に帰国して鎌倉に竜淵山真際精舎(後に浄智寺の塔頭に)、京都一条大宮に仏心寺、丹後に宝林寺を建立した。文永九年に延暦寺が禅宗批判の奏状を呈すると、モンゴル情勢の緊迫化もあって蘭溪道隆は甲斐に流され奥州松島に寓居したが、静照はそれに随逐するとともに、『興禅記』を著して穏健な立場から禅宗を擁護した。筑前聖福寺や相模大慶寺の住持を経て、正安元年(一二九九)北条貞時は浄智寺を五山に列して静照を住持に迎えている。蘭溪道隆・無学祖元・大休正念ら渡来僧の布教を助けるとともに、彼らと幕府の仲立ちをしており、幕府の禅宗興隆政策を考える際に鍵となる人物である。⁽⁷⁹⁾

⑤④隆禅法印は『前田家本』に北条時房の子として「隆禅へ養子、中納言法印」と記されている。鎌倉前中期に隆禅を名乗る僧侶は数多いが、幕府との関係からしてこれに相当する可能性の高いのは、藤原隆信の子と、藤原光隆の子の二人である。

まず、前者の隆禅(一一八五?)は似絵で有名な藤原隆信の子で、仁和寺心蓮院の僧である。祖父の弟が兼豪法印であり、兼豪は鶴岡八幡宮別当定豪の師であった。建暦元年(一二二一)三月に寛瑜から伝法灌頂を受け、道法・道助・道深ら歴代の仁和寺御室に仕えた

が、定豪との関わりも深い。嘉禄二年・安貞二年に定豪が後七日御修法を勤仕した時は伴僧に出仕しているし、定豪が仁和寺で伝法灌頂を行った時もしばしば色衆に参じている。また仁和寺心蓮院を俊遍権律師から相承したが、この俊遍は定豪の兄弟であった。しかしこの隆禪の公名は大夫であり、『尊卑分脈』も『血脈類集記』なども「僧都」と記しており、法印には昇任していないようである。⁽⁸⁰⁾この点で⁽⁵⁴⁾中納言法印隆禪とは別人と考えるべきだろう。

もう一人の隆禪は仏眼房隆禪である。彼は猫間中納言清隆の孫で、中納言光隆の子であった。「中納言法印」と呼ばれており、『前田家本』の記載と完全に一致する。延応元年（一二三九）四月、師の行勇の跡を継いで高野山金剛三昧院長老に補任され、大仏殿・僧堂・僧寮を造立するとともに、筑前国粥田庄預所職や美作国大原保の寄進獲得に尽力した。特に北条政子十三回忌に際しての大仏殿造立では、隆禪が大きな役割を果たし、足利義氏から院家興隆・仏殿造営の賞として大原保莊務権の門弟相続が認められている。ところが詳細は不明だが、寛元元年（一二四三）八月に金剛三昧院長老を解任され、建長元年（一二四九）には大原保も悔返されている。なお永村真氏によれば、この隆禪は仁治四年（一二四三）に第五代東大寺大勧進となり、淨妙寺住持でもあったという。実際、隆禪と円琳とが大勧進職をめぐって激しく争ったため、朝廷は寛元四年五月に周防・長門兩國を、東大寺別当であるとともに鶴岡八幡宮別当であった定親に付すことに決している。⁽⁸¹⁾官位・公名そして幕府との関わりからして、時房の養子となった隆禪はこの仏眼房隆禪とみてよからう。宗派の特定は難しく、栄西系の禅律僧としておく。

次に宗派不明の僧侶を挙げたい。①勝観は寛元四年（一二四六）の政変で流罪となった名越光時の子である。『前田家本』に「勝観」とみえるだけで、関係史料は確認できない。

②公恵法印（一二七六―一三二六）は北条氏の系図史料には登場しない。『尊卑分脈』大江系図によれば、毛利季光の曾孫、円道阿闍梨の子に「公恵（僧都法印、為尾張守公時子）」と記されており、公恵が尾張守名越公時の養子となったことが判る。他方、『常楽記』によれば、嘉暦元年（一三二六）五月二十四日に「名越摩美法印公恵」が五十一歳で没している。名越と公恵の二点が共通することから、同一人物と考えてよいだろう。死没の年と年齢からすれば、一二七六年の生まれということになる。問題は宗派であるが、『尊卑分脈』によれば、実父の円道（章弁）は鶴岡別当隆弁の弟子となった寺門僧であり、公恵の弟の房親も寺門の僧侶であることからして、寺門の可能性が高い。そこで「園城寺伝法血脈」九二の敬宗前大僧正の項を見ると、永仁五年（一二九四）に敬宗が公恵に伝法灌頂を授けてい

る。しかし、この時の公恵は「年廿二、戒八」となっており、一二六九年の誕生となり、名越公恵の生年と七年の開きがある。年齢の齟齬はよくあることだが、関係史料も少なく、今のところ同一人であるかどうかの判断は保留し、宗派も不明としておく。⁽⁸²⁾

②⑨ 熙助律師(？一三三二)は系図史料には登場しない。『常樂記』元亨元年(一三三二)十月の「佐々目熙助律師他界(熙時息)」の記載から、⁽⁸³⁾ 執権・連署を勤めた北条経時の子に熙助がいたことが判る。ただし、寺門・東密とも伝法血脈史料に名を見せず、宗派は不明である。しかし、推測の手段が全くないわけではない。その手がかりとなるのが「佐々目」の語である。

佐々目は執権北条経時が寛元四年(一二四六)に亡くなって同地に埋葬されたのが始まりで、⁽⁸⁴⁾ その後、次第に塔婆や遺身院が建立され、鎌倉の宗教センターの一つとなった。ところでこの当時、佐々目と称されたのは、熙助以外にも、隆政・「佐々目法印権大僧都守海」と頼助・有助、そして時助および「佐々目憲法僧正」の六名がいる。⁽⁸⁵⁾ このうち、隆政だけが寺門であるが、彼には北条経時の子であるという特殊性がある。それ以降のすべての人物が東密の僧侶であるし、佐々目遺身院や佐々目御影堂で宗教活動を行っていた元瑜・能禪・公寛らもすべて東密である。熙助も東密であった蓋然性が非常に高い。

また、「熙助」の名の「熙」の字は父から継いだものであるので、「助」の字は師匠の名をもらった可能性が高い。他方、このころ東密系幕府僧の中心人物であった有助や顕助は、鎌倉幕府の崩壊もあって、彼らが行った伝法灌頂の記録は伝わっていない。熙助が没した年に有助は四十五歳であり、翌年には東寺四長者に就任する。私は熙助が有助の弟子であった可能性が高いと考えるが、そうでなくとも、東密僧であったのはほぼ確実であろう。

③⑤ 僧、③⑥ 僧、③⑦ 公有僧都、④⑨ 朝源阿闍梨はいずれも『正宗寺本』に名が見えるだけで、詳細は不明である。

④① 房忠法印(？一三三二)は『正宗寺本』に「房忠へ成興寺」と出てくるだけで、父の時綱とともに経歴不明である。割注の成興寺も不明であるが、法成寺と法城寺のように当時「成」と「城」が混用され、城興寺を成興寺と記した例も多いことからすれば、これは城興寺ではなかったか。鎌倉関係者の死没記事を多く収載する『常樂記』によれば、元徳三年(一三三二)七月三日に「城興寺法印」が没しており、これが房忠であろう。⁽⁸⁶⁾ またこの城興寺が京都九条東洞院にあったそれを指すとすれば、この人物は山門派ということになる。⁽⁸⁷⁾ ちなみに、北条時盛の猶子となった④③ 忠源(山門)は城興寺を名乗り、その管領をめぐって永仁元年(一二九三)六月に延暦寺の真性と相論している(表1 忠源年譜参照)。城興寺と「忠」字が共通することからすれば、忠源の弟子であった可能性も高い。

北条氏出身で僧侶となった人物は以上であるが、この他にも北条出身である可能性の高い僧侶がいる。我本上人顕重（一二七三～一三五九）である。彼は「平氏、武州人」で関東に住し遠江を公名とした。平氏出身で、父祖に遠江守がいたことからすれば、北条氏出身の可能性が非常に高い。十六歳で園城寺定顕のもとに入室し、嘉元三年（一三〇五）二月に聖護院覚助から伝法灌頂を受けた。応長元年（一三一一）に権少僧都となり、正和二年および元応二年（一三二〇）から嘉暦元年（一三二六）まで解脱寺や花王院で定顕・昭弁の伴僧・色衆を盛んに勤めている。この間、元亨三年（一三二三）には但馬国朝来庄に大林寺を建立し密壇と如法道場を置いた。後に遁世して名を我本と改め「一所不住、樹下為座」す生活を送ったという⁽⁸⁸⁾。遁世の時期は不明だが、幕府滅亡を契機に遁世したのではないか。

以上、北条氏出身僧について検討してきた。我本上人顕重を除いて、北条出身僧として確認できるのは五十六名であるが、そのうち、③覚久（寺門・禪）、⑫公恵（顕密僧）、⑰定助（寺門）、⑱朝宗（寺門）、⑳弁基（寺門）、㉕熙助（顕密僧）、㉖親雅（東密）、㉘かう首座（禪）、㉚顕恵（寺門）、㉜顕瑜（寺門）、㉞宣瑜（寺門）、㉟玄盛（山門）、㊱密林志稠（禪）、㊲無象静照（禪）の十四名は北条関係系図に登場しなかった人物である。彼らが判明したのは、かなり偶然に近く、今後も若干の僧侶の増加が見込まれよう。

さて、北条出身僧を宗派別に整理すると、表2のようになる。寺門が二十二名、東密が十四名と非常に多い。これはほぼ実態を反映したものと考えるが、史料の残存状況についても一応の配慮が必要である。寺門には「園城寺伝法血脈」が残っており、台密系であれば、主要な園城寺僧を一応網羅することができる。北条関係系図に登場しなかった僧侶十四名のうち寺門が七名と、寺門派の判明率が高いのは、この史料の存在によっている。東密の場合も『血脈類集記』や『西院血脈』があり、史料的に恵まれているが、しかし『血脈類集記』は北条氏の東密進出が本格化

表2 北条出身僧の宗派別分類

東密	②頼助、④政助、⑤時厳、⑬禪秀、⑭長助、②②時宝、②③厳斉、②④時助、②⑥親雅、②⑨顕宝、③⑩顕助、③⑪貞助、③⑨有助、④⑦宣覚……14名
寺門	①隆政、③覚久、⑧公義、⑨泰瑜、⑩公朝、⑮実助、⑯春助、⑰定助、⑱朝宗、⑲円朝、⑳弁基、㉑長弁、㉗顕弁、㉘道顕、㉚顕恵、㉜顕瑜、㉞頼任、㉞宣瑜、㉟時朝、㊱盛朝、㊲房朝、㊳乗清……22名
山門	⑥頼覚、⑦貞源、⑬忠源、④④玄盛、④⑥忠源、④⑧忠禪、⑤②房快、⑤③忠源……8名
顕密僧	⑫公恵、㉕熙助、㉗公有、④④房忠、④⑨朝源……5名
禪律僧	③覚久、㉘かう首座、㉟隆禪、㊱密林志稠、㊲無象静照……5名
不明	⑪勝観、㉝僧、㉞僧……3名

(注) 鎌倉時代に宗派を変えた人物（③覚久）については二重に数えた。ただし3名の忠源については同一人物の可能性が残る。

する鎌倉末期が欠けている。それに対して山門系は史料の残存状況が極めて悪く、伝法血脈を一望できるような史料は存在しない。また禅宗も僧伝に出自を記さないことが多く、その分、判明率が低くなっている。しかし系図史料に登場する人物だけに限ってみても、寺門十五名、東密十三名、山門五・七名（忠源を考慮）、禅律一名となり、宗派構成にさほどの変化は見られない。東密と寺門が多く、山門派が少なく、禅律がさらに少ないという大まかな傾向は、史料の残存状況の違いを考慮に入れたとしても、北条氏の仏教界進出の実態をほぼ反映しているのではないかと見てよいのではないか。

つまり北条氏の山門派への進出は皆無ではないが、東密や寺門に比べて量的にかなり少ない。また東密や寺門が東寺一長者・東大寺別当・醍醐寺座主・園城寺長吏を輩出したのに比べ、山門派からは権門寺院長官が出ていない。しかも東密・寺門の北条出身僧が、②頼助、③9有助、④7宣覚、⑤7顕弁、⑥5房朝のように大僧正を輩出したのに、山門派は京都を中心に活動した猶子の④3忠源を除けば、⑥頼覚の法務法印権大僧都が最高位である。また鎌倉の寺院に焦点を据えてみても、東密・寺門が北条出身の鶴岡八幡宮別当を生んだのに対して、山門からは主要寺院の別当が出ていない。北条氏の山門派進出は質の点でも大きく遅れをとっている。しかしこうした北条氏の山門派進出の低調さは、決してそのまま東国鎌倉における山門派の低調ぶりを意味しているのではない。なぜなら源恵・仁澄・聖恵のように、将軍の子弟が山門僧となり天台座主・大僧正にまで昇っているからである。むしろ彼ら「貴種」の存在が、北条氏の山門派進出を鈍らせた一因ともなっている。範囲を北条氏に限定するのではなく、将軍子弟にまで広げれば、東密・寺門に拮抗するだけの質的な充実を山門派は達成しているのである。

このことを確認するために、次に鎌倉における山門派の動向を改めて検討してみたい。

第三章 源氏将軍時代

この段階は全般的に鎌倉の仏教界の揺籃期である。源頼朝によって鶴岡八幡宮寺・勝長寿院・永福寺といった顕密寺院が創建されたものの、そこに配された僧侶の水準は決して高いものではない。京都から僧侶が招き据えられる場合でも、中央では無名の人物がほとんどであり、人的整備が進むのは九条頼経時代に入ってからである。同様のことは山門派についても言える。当代の山門派の中心を占めてい

るのは鶴岡八幡宮の供僧たちであって、鎌倉山門派と呼び得るほどの内実をいまだ十分確保できていない。わずかに忠快の存在が目されるが、それとて十分な広がりを獲得できていない。

さて、鶴岡八幡宮の本供僧廿五坊の宗派構成をみると、源氏將軍時代・九条頼経時代は、寺門・山門・東寺の比率がほぼ三・一・一であり、得宗専制以降は山門系が一坊だけに減少している。⁽⁸⁹⁾ 鎌倉時代を通じて、供僧就任者は還補も含めて延べ二百四十名ほどいるが、そのうち山門派であることが明確なのは十三名だけである。鶴岡における山門僧は皆無ではないが、その比重は非常に小さいと言わなければならない。この時期の代表的人物を概観しておこう。

鶴岡供僧としてまず挙げるべきは、頼学坊律師良喜（一一五〇―一二三二？）である。比叡山西塔東谷南尾の住山者で平家一門であったという。北条時政の要請で関東に下り、治承四年（一一八〇）に鶴岡供僧となり、建久三年（一一九二）に頼朝から正式に補任状を得た。鶴岡で長日寿命経を頼朝代として参勤するなど、頼朝の信任が篤く、建仁二年（一二〇二）には最初の学頭に任じられ没年までそれを勤めた。やがて頼学坊を弟子の良伝に譲って鶴岡千体堂の尊勝仏供僧となった。⁽⁹⁰⁾ 『吾妻鏡』によれば、建仁二年の鶴岡法榮問答講、嘉禄元年（一二二五）の鶴岡最勝八講、早魃のための寛喜三年（一二三二）鶴岡問答講などに出仕しており、建保四年（一二二六）二月の日食祈禱では駿を施して勸賞として馬を下された。建保六年に北条義時が大倉薬師堂（覚園寺）で運慶作の薬師像を供養した折には堂達を勤めている。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』は寛喜三年（一二三二）十月七日に臨終正念で往生し貴賤が結縁したと記すが、『吾妻鏡』には翌貞永元年に鶴岡法華経供養の導師を勤めた記事が見え、混乱がある。⁽⁹¹⁾

真智坊法印隆宣は御家人大方政家の子で、小山政光の従兄弟である。治承・寿永の内乱後に日光山別当となり、建久二年（一一九二）に鶴岡供僧に補任された。建仁元年（一二〇一）將軍家如法大般若経供養の開白導師、翌年正月には鶴岡供僧一和尚として頼家御経供養の導師を勤めているし、建仁三年頼朝法華堂での追善導師、元久元年（一二〇四）・二年・承元三年正月の御所心経会導師、承元二年（一二〇八）十二月の鶴岡神宮寺薬師像の開眼供養導師、承元三年五月の頼朝法華堂での梶原一族鎮魂仏事の導師、承元四年十一月の実朝持仏堂の聖徳太子供養導師、十二月の日食祈禱を修し、建暦元年（一二二一）十二月には榮西・定豪とともに実朝の厄祈禱を行った。建暦二年には実朝持仏堂の恒例文殊供養導師を勤めたほか、建保元年（一二二三）三月には天変祈禱の不動供を、六月には豪信とともに地震祈禱を行って不動護摩を修し、十二月には実朝の持仏堂で薬師法を勤仕している。⁽⁹²⁾ このように隆宣は顕密二教にわたって頼家・実朝

に仕えた。

義慶房阿闍梨(？～一二二九)は平忠度の舍弟と言われるが詳細は不明。公名は武藏もしくは伊予である。文治四年(一一八八)正月には幕府心経会の導師、三月には梶原景時発願の鶴岡大般若経供養の導師を供僧一和尚として勤仕し、四月には北条政子の祖母の忌日追善のため持仏堂で法華経講讃の唱導師を勤めている。建久三年(一一九二)三月には幕府での後白河院の一七日仏事の導師を、八月には実朝(千万君)誕生の御産祈禱で験者を勤めて、頼朝から直の御判(供僧補任状)をもらった。翌年三月の後白河周忌千僧供では、宿老僧十名の一人として頭を勤めており、顕密両面で活動している。⁽⁹³⁾

この他、実田坊律師猷弁は、北条義時の挙で建久三年(一一九二)に鶴岡供僧に補任された。後に公暁の実朝暗殺に与力したとして解任されたが、無実を訴え還補されている。⁽⁹⁴⁾山口法印行耀(一一五九～一二四三)は住山者で延暦寺恵光院の坊主であったが、畠山重忠の挙で鶴岡供僧に補任された。ただし彼の場合、密教は東密を受法している。⁽⁹⁵⁾

鶴岡供僧以外では、弁覚と忠快が重要である。まず弁覚法印(？～一二五二)は大方政家の子で、隆宣の弟であるとともに弟子である。公名は但馬。日光山別当を相続し、四十二年間、治山した。建保元年(一二二三)五月の和田合戦では、「日光山別当法眼弁覚へ俗名大方余一」が弟子同宿を率いて奮戦し、実朝から「為僧徒身一、赴戦場、忠節之至、尤被思食」との言葉を下され、鎮西土黒庄を拝領した。更に同年九月には畠山重忠の子・重慶阿闍梨が日光山麓で浪人を集め祈禱しているのを謀反の企てとして幕府に注進している。延応元年(一二三九)には中禅寺に経箱を施入したし、寛元三年(一二四五)三月には二所奉幣精進の九条頼経を鎌倉犬懸の日光別当坊に迎えている。⁽⁹⁶⁾

小川法印忠快(一一五九～一二二七)に関しては、速水侑氏の研究があるので略述に止める。平教盛の子で、青蓮院覚快法親王に入室、後に慈円の弟子となった。台密小川流の祖で、弟子には『阿婆縛抄』の編者承澄僧正や大藏卿僧正良信などがいる。文治元年(一一八五)壇ノ浦の戦いで捕虜となって伊豆に流罪となった。文治五年に赦免され慈円の元で伴僧を勤めたりしていたが、建久六年(一一九五)東大寺供養のために上洛していた源頼朝に供奉して鎌倉に下向した。数年の滞在の後、京都に戻って活動をしていたが、建暦元年(一二二一)に鎌倉で実朝のために普賢延命供・尊勝法・薬師法を修した。これは鎌倉幕府における最初の本格的な密教修法であり、忠快は幕府に正統的密教修法を導入した最初の人物なのである。建保元年の和田合戦では、北条義時の命で不動法を修した。この時に東密の定豪が

大威徳法、浄遍が金剛童子法を修している。浄遍の宗派が不明だが、速水氏は金剛童子法が寺門派の秘法とされていたことから、寺門出身と推定している。とすれば、和田合戦の祈禱は山門・東密・寺門の三流で行われたことになる。この後も忠快は東西を頻繁に往還しながら、実朝のために愛染法・七仏薬師法・如法仏眼法・六字河臨法を行うとともに、建保四年には鶴岡北斗堂の供養導師、嘉禄二年（一二二六）には北条時房建立の大慈寺三重塔の供養導師を勤めている。⁽⁹⁷⁾特に建保四年（一二一六）五月に勅許を得た上で行った七仏薬師法は、延暦寺の修法の中でも最も嚴重な四箇大法の一つであり、その意義は大きい。ただし四箇大法の次の修例は鎌倉後期の源恵を待たなければならぬ（後掲の表8参照）。

さて忠快は建保四年（一二一六）に鎌倉で関東初例の五壇法を修したが、これは山門一流の五壇法であった。この時に脇壇を勤めたのは、実暁法眼・快智律師・為範律師・良信法橋の四名である。⁽⁹⁸⁾このうち良信法橋は後に勝長寿院別当となる人物であるため次章で取り扱うことにして、他の三名について概観しておく。

まず実暁法眼は内大臣大宮実宗の孫で、権中納言公定の子である。建保元年六月に「新法眼実暁」が藤原定家を訪れた記事が今のところ初見である。梶井門徒で承円・尊快に仕え、建保二年十一月には尊快法親王の受戒に扈從し、建保四年・建保五年・承久元年に承円が行った安鎮法・普賢延命法・七仏薬師法といった大法の伴僧を勤め、承久元年十一月の後鳥羽院の日吉杜行幸では承円から勸賞を譲られて法眼から権少僧都に昇任している。鎌倉で五壇法を行った建保四年には十二月に忠快とともに承円の伴僧に出仕しているので、実暁の鎌倉滞在は一時的なものと言える。⁽⁹⁹⁾

快智律師は出身が不明。建久四年に「快智注記」と見えることからすれば、出自は高くなかったろう。慈円の側近であり、建久四年から承元二年（一二〇八）まで十七回その伴僧を勤めたことが確認できる。そのうち七度は忠快も一緒に伴僧に出仕しているし、建永元年に慈円が創始した大懺法院供僧にも、忠快とともに名を連ねている。そうした関係もあって忠快に従って鎌倉に赴いたのであろう。ただし五壇法を修した前後の時期は、残念ながら史料が欠けており、事績が不明である。⁽¹⁰⁰⁾

為範律師は内蔵頭藤原為説の子で梶井門徒である。建保二年に承円座主が行った安鎮法の伴僧に「為範灌頂阿闍梨」として登場するのが初見である。「灌頂阿闍梨」とあることから、尊勝寺・最勝寺結縁灌頂小阿闍梨を勤めたことが判る。建保四年の五壇法の後、建保五年七月・承久元年九月には京都で承円の伴僧に出仕しており、鎌倉での滞在が一時的なものだったことが判る。⁽¹⁰¹⁾

このほか一時的に鎌倉に赴いて宗教活動を行った人物としては、次の者がいる。まず、妙法院権僧正実全(一一四一―一二二一)は右大臣藤原公能の子で、昌雲大僧正の入室の弟子である。西塔院主、日吉別当を経て建仁二年(一一〇二)に座主となったが、翌年、堂衆と学侶との堂学合戦によって辞任している。験者として御産祈禱や五壇法に活躍し、頼朝の長女大姫の病悩平癒の祈禱のため鎌倉に下向した。建久八年(一一九七)頼朝の依頼で大姫回復の報を京都に伝えようとしたが、彼の入京前に大姫死没の知らせが京都に届いたため面目を失ったという。⁽¹⁰²⁾ 実全は建久八年一月末の承仁座主の拝堂に扈從しており、大姫が亡くなったのが七月であるから、鎌倉での滞在は長くて半年である。祈禱の失敗もあって、これ以後は特に幕府との関係はうかがえない。したがって彼の天台座主就任は、幕府僧としてのそれではないだろう。

さて、頼朝時代の延暦寺との関係を考える際、留意が必要なのが文治五年(一一八九)六月の鶴岡八幡宮五重塔の供養である。これは頼朝が亡母のために造立したのだが、頼朝はこの五重塔造立と自身の重厄のため関東に殺生禁断を布達するとともに源義経の追討を延期している。そしてこの供養が終わった直後に奥州征討に出陣しており、頼朝にとって五重塔造立は大きな政治的節目をなすものであった。この供養に際して頼朝は供養導師の推薦を吉田経房に依頼し、経房はそれに応えて現任の天台座主全玄を推薦した。しかし全玄は七十七歳という高齢であったこともあり、代官として観性法橋を派遣し、観性は佐々木高綱に護衛されて四人の伴僧とともに鎌倉に下向した。頼朝は八田知家宅をその旅宿とし三浦義村や鶴岡八幡宮別当円曉に命じて接待させるとともに、頼朝自身も観性の宿舎に赴いて「御雑談」⁽¹⁰³⁾ 中でいるし、供養の翌日にも観性を御所に招いて「終日御談話」している。観性の帰洛に際しては「竜蹄并金銀已下重宝、云唱導布施、云後日贈物、不知其数、運送正夫列長途」とあるように、膨大な贈り物をして観性を歓待した。⁽¹⁰⁴⁾

さて、この供養に請定された全玄座主大僧正(一一一三―一一九二)は、少納言藤原実明の子で青蓮院門跡初代行玄の弟子であり、慈円の師でもある。寿永三年(一一八四)二月から文治六年二月まで六年の間、天台座主を勤めている。在任中の文治二年には源義経の搜索を命じられているし、供養の直前には幕府からの要請で朝廷が全玄に山僧の兵杖禁止を申し入れている。⁽¹⁰⁵⁾ ちなみに頼朝が鎌倉の堂塔供養のために京都から僧侶を請定した例は五度ある。勝長寿院(一一八五年)と永福寺(一一九二年)が園城寺の公顯、鶴岡五重塔(一一八九年)が天台座主全玄、永福寺阿弥陀堂(一一九三年)は園城寺真円、そして永福寺薬師堂(一一九四年)が東大寺別当勝賢である。寺門・山門・東密が三・一・一となっており、山門に対しても一定の配慮をしていることが判る。

代官として派遣された観性法橋（一一三二―一一九〇）は、白河院の近臣として著名な中納言葉室顯隆の孫で、顯能の子である。舎兄には天台座主となった顯真がいる。慈円の師であるとともに側近でもあり、九条兼実とも昵懇の仲であった。西山往生院を拠点に活動したことでも著名な人物である。観性と兼実との関係の深さからすれば、この人選に摂政兼実が関与した可能性も考えられる。⁽¹⁰⁶⁾

概括すれば、当代の山門派で関東の寺社別当職に就いたのは日光山だけであり、その勢力は大きいとは言えない。しかし鶴岡八幡宮の学頭に良喜が就くなど顕教では山門派の主導性が窺えるし、幕府仏事でも良喜・隆宣・義慶らが活躍している。注目すべき人物としては忠快がおり、実朝時代に正統派台密修法を鎌倉に導入したが、頻繁に京鎌倉を往反しており、いまだ孤立した頂点的存在に過ぎない。その弟子たちが活躍するのは、次代に入ってからである。

第四章 九条頼経時代

第一節 將軍護持僧

九条頼経時代の動向については、別稿で論じたため、ここでは略述に止める。⁽¹⁰⁷⁾ この時代は、鎌倉で顕密仏教が本格的な開花をみせた時期であり、その傾向は鎌倉山門派についても言える。將軍頼経の実家九条家との関係で、青蓮院門徒が数多く鎌倉に進出し、台密修法の展開も本格化しており、鎌倉山門派が大いに発展した。そこでまず、鎌倉山門派のうち、史料に將軍護持僧として登場する人物から見てゆきたい。

良信権僧正（一一七三―一二五三）は大藏卿藤原長成の孫、長信の子で、祖父長成の大藏卿を公名とした（表3参照）。忠快の弟子で、ほぼ一貫して関東で活動した。建保四年に忠快が鎌倉で行った五壇法の脇壇を勤めたし、承久の乱では円意（寺門）、定豪（東密）、道禪（寺門）らとともに幕府側の祈禱を担当した。

良信は元仁元年（一二二四）に奥州の平泉惣別当に在任しており、八月には勝長寿院別当に補任されている。勝長寿院は、源頼朝が父義朝のために文治元年に建立した寺院であるが、頼朝創建の鶴岡・勝長寿院・永福寺の三寺が、鎌倉における顕密仏教の中核を成している。勝長寿院別当は、創建後、恵眼房性我（東密）・定豪（東密）・親慶（寺門）へと継承されたが、良信が別当となつてからは、最信・

表3 良信の年譜

建保 4 (1216) 0000	関東で五壇法, 忠快・実暁・快智・為範と良信法橋, 山門一流『阿婆縛抄』5-110
承久 3 (1221) 0527	幕府が重ねて世上無為祈禱を円意・定豪・大蔵卿法橋良信・道禅らに命ず。~0615『吾』
承久 4 (1222) 0101	良信が小坂辺で「第五秘密壇私記」小川御本(忠快)を賜り書写『円融蔵目録』638, 154
元仁 1 (1224) 0300	奥州の円隆寺梵鐘銘写に「両寺別当権少僧都良信／両寺別当二位禅師良禅」『鎌遺』補遺845
0808	大蔵卿僧都良信(52歳)を勝長寿院別当に補任『吾』……0724前別当親慶が没
嘉禄 1 (1225) 0325	僧事により良信が法印に『大史』5-2-571
0501	政子が疫病対策を定豪・良信大蔵卿法印・国道らに諮問『吾』
嘉禄 2 (1226) 0711	政子の周忌仏事を勝長寿院で, 聖人勧進の一切経供養, 導師は良信大蔵卿法印『吾』
安貞 1 (1227) 0215	泰時が持仏堂で涅槃会, 道禅が涅槃講式, 良信大蔵卿法印が舍利講式, 寛喜が遺跡講式『吾』
1213	頼経護持僧結番: 定豪・頼暁・円親, 大蔵卿法印(良信)・観基・常陸律師, 道禅・定清・蓮月房律師『吾』
寛喜 1 (1229) 1202	契昭が「六字河臨法」を書写。忠快門流でこれを賜った人なし, 大蔵卿法印(良信)『渋谷目録』706
寛喜 2 (1230) 1225	幕府が実朝13回忌に勝長寿院に三重塔造立, 供養導師は別当卿法印良信『吾』
寛喜 3 (1231) 0209	勝長寿院の新造の御塔で初めて修正会。導師は良信法印『吾』
0411	天変のため五壇法。また一字金輪は卿法印(良信? 快雅?)『吾』
1205	卿法印(良信? 快雅?)と道禅が御所へ, 酒宴『吾』
貞永 1 (1232) 1003	綸旨: 仁和寺南院領の但馬国新井庄と狭沼庄につき, 寺家は存知せよ→大蔵卿法印(良信)『鎌遺』4395
天福 1 (1233) 0625	炎旱のため定豪・鶴岡供僧や良信大蔵卿法印らが祈雨祈禱。0627甚雨により馬・剣を兩人に『吾』
0711	政子の月忌仏事, 導師は良信法印, 竹御所・泰時ら聴聞『吾』
嘉禎 1 (1235) 0218	定豪が本坊で一切経供養。導師は興福寺東南院法印公宴, 呪願は大蔵卿法印良信, 将軍ら結縁『吾』
1230	頼経疱瘡のため大仏師康定が千体薬師像・羅睺星など造立。良信卿法印の本坊に渡し開眼供養『吾』
延応 1 (1239) 0505	頼経の病祈禱: 閻魔天供は岡崎法印(成源), 薬師護摩は大蔵卿法印(良信)『吾』
0810	天変祈禱: 北斗護摩は大蔵卿法印良信, 鎮星供は珍誉『吾』
仁治 1 (1240) 0108	彗星のため天変祈禱護摩: 薬師は承快, 熾盛光は成源, 尊星王は道禅, 八字文殊は良信法印『吾』

	0502	勝長寿院別当の良信法印の本坊が焼失，放火との噂『吾』
	0512	御所和歌会に卿僧正（良信？快雅？）『吾』
	0602	祈雨祈禱に定親が失敗し，勝長寿院法印良信も功験なし『吾』
	0704	十壇水天供：法印定親・良信・良賢ら→0711水天供を延引→0713甚雨，褒美に剣を賜う『吾』
	⑩08	慈源が閑院内裏で如法尊勝法。勸賞に関東吹挙で良信法印を権僧正に『大史』5-13-59
仁治 3 (1242)	0303	鎌倉の僧徒濫妨停止と徒類の太刀・腰刀禁止。勝長寿院・鶴岡八幡・永福寺に命ず『県史』355
寛元 1 (1243)	0616	深沢大仏（鎌倉大仏）供養，導師は良信卿僧正，讃衆10，勧進聖人浄光房が6年都鄙を勧進『吾』
	0715	持仏堂で孟蘭盆，導師は卿僧正（良信？快雅？），頼経御参『吾』
	1210	頼経五壇法：中壇は道慶，脇壇は快雅，良信権僧正（山），円意，賢長「五壇法記」
寛元 2 (1244)	0108	白虹貫日の護摩：八字文殊は卿僧正（良信？），薬師は大蔵卿僧正（快雅？），道慶・道禅・円意・賢長ら『吾』
	0529	将軍頼嗣が不例のため十壇閻魔天供。大蔵卿僧正（良信）ら『吾』
	0603	炎旱のため十壇水天供。権僧正良信・良勝・賢長・承快・頼兼・定親・隆弁・良全・定清・守海『大史』5-17-380
	0604	追善のため後鳥羽宸筆を彫り100部法華経摺写，供養導師は大蔵卿僧正良信，請僧7口『吾』
	0713	久遠寿量院供花結願。頼経・頼嗣と成源・定親・大蔵卿法印（良信？）ら参集『吾』
寛元 3 (1245)	0209	頼経が卿僧正（良信）の御堂（勝長寿院）壇所で良信や院円法印に勘文を見せる『吾』
	0225	頼経の病のため七壇薬師修法。中壇は道慶，脇壇は卿僧正（良信）ら『吾』
	0603	後鳥羽追福のため久遠寿量院で仏事。法華五種行導師は卿僧正良信『吾』
	0821	将軍頼嗣の不例により0821良信勝長寿院別当僧正が冥道供『吾』
寛元 4 (1246)	0314	信濃の善光寺供養，導師は大蔵卿法印良信，勧進上人は親基『吾』
	0419	北条経時が出家，法名は安楽，戒師は良信大蔵卿法印『吾』……④01経時が没
建長 5 (1253)	0516	権少僧都最信を勝長寿院別当に補任，0523前別当の前権僧正良信が没，81歳『吾』

『大史』は『大日本史料』，『吾』は『吾妻鏡』，『県史』は『神奈川県史』，『鎌遺』は『鎌倉遺文』，『円融藏目録』は『三千院円融藏文書目録』

源恵・仁澄・道潤・聖恵らと鎌倉末まで山門派が別当を独占している。また第四の位置にある明王院別当も、鎌倉末の約半世紀は山門派が独占していたようである。佐々木馨氏は鶴岡別当に山門僧が補任されていないことを根拠に、幕府の反山門政策を導き出したが、その際、第二の位置にあった勝長寿院別当を百年以上、第四の位置にある明王院別当を五十年以上にわたって山門派が独占してきた事実を、氏は見落としている。

さて『吾妻鏡』安貞元年十二月十三日条から、將軍護持僧九人の名が判明する。そのうち定豪・定清が東密、良信・頼暁・觀基の三名が山門、道禪が寺門である。宰相律師円親・常陸律師・蓮月房律師の宗派が不明だが、少なくとも將軍護持僧が天皇護持僧と同じく、山門・寺門・東密の三流から選ばれていたことが確認できる。そして良信は頼經のために寛元元年・二年に五壇法脇壇を勤め、頼經の病悩では延応元年に薬師護摩、寛元三年に七壇薬師修法脇壇を修し、寛元二年・三年には將軍頼嗣の不例で十壇閻魔天供や冥道供を行った。また天変祈禱では北斗護摩・八字文殊法を修したし、祈雨祈禱でも活躍した。

この他、寛喜二年の勝長寿院三重塔の供養や、寛元元年の鎌倉大仏、寛元四年の信濃善光寺の供養で導師となっている。いずれもこの時期の重要な供養法会であり、幕府内での良信に対する評価の高さがうかがわれる。北条氏の仏事も行っており、執権北条経時が出家した時には戒師を勤めた。頼經追放後の活動は史料的に確認できないが、その後も鎌倉に留まり、建長五年(一二五三)勝長寿院別当を弟子の最信に譲って没した。

成源権僧正(一一八三?)は参議藤原成頼の孫で、藏人忠頼の子である。叔父には毘沙門堂法印明禪や西塔院主法印成円がおり、成円の弟子となり慈円から受法した。岡崎実乗院を相承して岡崎僧正と呼ばれたし、祖父成頼の関係で宰相僧正とも称された。延暦寺の西塔院主に二度任じられた他、將軍頼經の持仏堂である久遠寿量院別当となった。当代鎌倉における台密修法の中核を担った人物である。

『門葉記』によれば、元久元年(一二〇四)から慈円の助修・壇所奉行・手代を三十回余り勤めた他、真性・良快・道覚・慈源ら歴代青蓮院門主の伴僧を勤めている。台密僧としての評価が高く、「有淨行知法之聞」と評されているし、天台座主慈源が熾盛光法を修した時には、その父・九条道家の懇望で護摩壇を勤めている。未熟な慈源を補佐するため、宿老僧を護摩壇に配したのである。また青蓮院慈実(道家の子)に伝法灌頂を授けたし、晩年にも「随分知法并宿老之仁」との評価から、後嵯峨院の要請で八十一歳の身で仙洞熾盛光法を修した。

九条家の祈禱を盛んに行っており、暦仁元年（一二三八）將軍賴經が京都に凱旋の上洛を果たした折りに將軍護持僧となった。その後は東西を往還しつつ護持僧の中心として賴經を支えている。天変祈禱では仁治元年に熾盛光護摩や仏眼護摩を修したし、寛元四年には薬師護摩を勤めた。また賴經の病などで延応元年に閻魔天供、寛元二年に冥道供を行い、寛元三年に賴經が出家した時には戒師となっている。また延応元年（一二三九）賴嗣誕生の御産では着帯加持を行い、九条賴嗣の護持僧となった。寛元四年に賴經が追放されると、道慶（賴經の叔父、寺門）らと共に帰洛した。

成恵法印の出自は不明、公名は民部卿。建保五年（一二一七）青蓮院良快の七仏薬師法伴僧を初見として、慈円・慈賢らの助修を勤仕した。鎌倉では仁治元年（一二四〇）彗星祈禱の三流七壇北斗供の脇壇を勤め、寛元二年・四年には賴經の五壇法を修している。賴經の追放後も鎌倉に留まったが、建長四年（一二五二）將軍賴嗣が京都に送還された時に、賴嗣の護持僧としてそれに付き従った。

觀基法印權大僧都（一一八五―一二三二）は觀喜・寬喜・寬基とも記す。大宮大進源行賴の孫、土佐守国基の子で、大進僧都と呼ばれた。成源と同様、成円法印の弟子である。験者としての活動がめざましく、建保五年の順徳天皇中宮の御産では験者と薬師法を勤めたし、翌年の御産でも験者と不動法を勤仕した。承久元年（一二一九）に三寅（賴經）が鎌倉に赴いた時に護持僧としてそれに扈從し、没年まで鎌倉で活動を続けた。安貞元年の賴經の病に際しては、薬師護摩や五壇法脇壇を勤めて護持僧として結番しているし、賴經の物忌みで参籠したり、賴經の夢想によって祈禱を行っている。天変地異祈禱でも活躍し、安貞元年には五座北斗護摩を修して、陸奥国小林の新熊野社を勧賞に与えられている。彼の父源国基は息子のおかげで「随分之富家」であったという。北条氏の御産祈禱でも活躍している。

賴曉大僧都（一一七九―一二六三）の出身は不明で、公名は丹後。元は延暦寺の住山者であったが、密教は東密を受法した。建保元年（一二二三）鶴岡神宮寺に供僧が設けられた時にそれに補任され、承久元年に鶴岡廿五供僧に就任した。専ら鎌倉で活動したようだ。顕教では、元仁元年に北条義時が亡くなった時に臨終善知識と一七日仏事導師を勤めた他、鶴岡最勝八講や鶴岡問答講の講師を勤仕した。密教面では將軍賴經の護持僧となり、安貞元年の賴經の病に際しては金剛童子護摩・千手護摩・閻魔天供を行い、暦仁元年に賴經が上洛した際には験者として扈從した。寛元二年（一二四四）鶴岡供僧職を隆豪に譲り、以後、記録が欠ける。

以上、史料に護持僧として明示された僧侶を検討してきたが、これ以外にも護持僧的活動や幕府祈禱に従事した山門僧は数多い。次にそうした僧侶を検討しよう。

第二節 その他の山門僧

功德院僧正快雅は、阿波守藤原親雅の子である。勝長寿院別当良信と同じく卿法印・卿僧正と称され、昇進過程も近似しているため弁別がたいへん難しい。元久元年に阿闍梨、建暦二年に勅会灌頂阿闍梨、建保五年に権少僧都、翌年に権大僧都、寛喜二年に法印、延応元年に権僧正に補任され、寛元二年に権僧正を辞している。慈円・良快・慈源など九条家出身の青蓮院門主に比べ、膨大な活動記録が残っている。特に五壇法に優れ、脇壇を二十四回、中壇を一度勤めており、良信・成源とともに当代の鎌倉山門派の中心人物である。

貞永元年(一二三二)に永福寺和歌会に出仕したのが鎌倉の活動の初見であるが、その後も東西を頻繁に往還し、寛元元年から鎌倉に居を落ちつけた。嘉禎二年(一二三六)八月に頼経が新造御所に移った時に祈禱始めを担当し、翌月の彗星祈禱では定豪(東密)・光宝(東密)らと七壇北斗護摩を行い、仁治二年の明王院北斗堂造立供養では曼陀羅供大阿闍梨を快雅が勤めた。この明王院(五大堂)は、北条氏に対する調伏祈禱を行った將軍頼経の宗教的拠点であった。暦仁元年・寛元元年に五壇法を行い、翌年五月には中壇を勤めたが、寛元三年十二月の日食祈禱を最後に、活動記録が途絶える。没したのであろう。

ちなみに鎌倉幕府が行った五壇法は、表4のように合計十九件であり、そのほとんどが頼経期に集中している。このうち山門僧が関与していないのは、竹御所の御産祈禱に失敗した⑦や、⑨⑬の三件だけであって、計十二件で山門僧が参画しており、山門一流の五壇法(①)や山門僧の中壇勤仕(①⑭⑮)も見える。頼経期は一般に東密優位の時代であるが、その中にあっても五壇法のほとんどが東密・山門・寺門の三流で実施されていた。

承快法印は宮内卿六条経家の子で、叔父の仁快大僧都に師事した。公名は宮内卿。従兄弟には次代に鎌倉山門派の中心として活躍する尊家法印がいる。建永二年(一二〇七)に伝法灌頂の讃衆を勤めたのが初見で、その後、梶井門跡承円や青蓮院良快の伴僧を勤めた。鎌倉では嘉禎元年(一二三五)頼経御願の五大堂(明王院)が創建された時に、供僧に補任されて活動を始め、頼経・頼嗣の病悩祈禱に活躍した。天変では仁治元年に成源・良信や寺門の道禪と彗星祈禱の薬師護摩を修し、頼経五壇法の脇壇を勤めたが、寛元三年五月の五壇法を最後に記事が消える。

良禪権僧正は太政大臣九条良平の子である。道家の従兄弟に当たり、その猶子となった。青蓮院良快の弟子で慈賢から伝法灌頂を受け、良快の死を看取って本覚院を相承したし、父良平が創建した成恩院の別当となった。後に鎌倉で活動する最源僧正は、良禪の弟であり弟

表 4 鎌倉幕府の五壇法

実 施 年 月 日	a)不動法	b)降三世	c)軍荼利	d)大 威 德	e)金剛夜叉	f)備 考
① 建保 4 (1216) 0000	a)忠快(山)	b)実曉(山)	c)快智(山)	d)為範(山)	e)良信(山)	f)関東五壇法
② 安貞 1 (1227) 1124	a)定豪(東)	b)觀基(山)	c)道禪(寺)	d)定清(東)	e)宰相律師(円親?)	f)頼経赤斑瘡
③ 寛喜 1 (1229) 0708	a)定豪(東)	b)道禪(寺)	c)觀基(山)	d)円智(寺?)	e)定雅(東)	f)頼経の病
④ 寛喜 2 (1230) 0927	a)	b)	c)	d)	e)	f)天変のため
⑤ 寛喜 3 (1231) 0411	a)道禪(寺)	b)觀基(山)	c)頼曉(山)	d)宰相法印(縁快?)	e)定親(東)	f)天変祈禱
⑥ 貞永 1 (1232) 0207	a)	b)	c)	d)	e)	f)竹御所の不例
⑦ 文暦 1 (1234) 0727	a)定豪(東)	b)光宝(東)	c)定親(東)	d)定季(東)	e)信顯(東)	f)竹御所が産死, 数日改変
	a)光宝(東)	b)定親(東)	c)定季(東)	d)信顯(東)	e)静秀(東?)	f)同上
	a)定豪(東)	b)光宝(東)	c)定親(東)	d)定季(東)	e)定清(東)	f)同上
⑧ 嘉禎 2 (1236) 0109	a)定豪(東)	b)	c)	d)	e)	f)頼経の抱瘡
⑨ 嘉禎 3 (1237) 0622	a)良瑜(東)	b)道禪(寺)	c)賢長(東)	d)寛耀(東)	e)尊嚴(東)	f)大慈寺新御堂供養除魔
⑩ 暦仁 1 (1238) 0404	a)道慶(寺)	b)快雅(山)	c)実賢(東)	d)聖増(山)	e)成嚴(東)	f)頼経(上洛)六波羅邸で
⑪ 仁治 3 (1242) 1129	a)道慶(寺)	b)円意(寺)	c)賢長(東)	d)猷聖(寺)	e)承快(山)	f)関東将軍御所で
⑫ 寛元 1 (1243) 1210	a)道慶(寺)	b)快雅(山)	c)良信(山)	d)円意(寺)	e)賢長(東)	f)関東将軍家で
⑬ 寛元 2 (1244) 0314	a)道慶(寺)	b)道禪(寺)	c)猷尊(寺)	d)猷聖(寺)	e)定親(東)	f)頼嗣の病
⑭ 寛元 2 (1244) 0515	a)快雅(山)	b)道禪(寺)	c)猷尊(寺)	d)猷聖(寺)	e)定親(東)	f)頼経・頼嗣の病?
⑮ 寛元 2 (1244) 0819	a)	b)	c)	d)	e)	f)将軍御所で
⑯ 寛元 2 (1244) 0901	a)道慶(寺)	b)猷尊(寺)	c)猷聖(寺)	d)成恵(山)	e)守海(東)	f)関東大納言入道殿
⑰ 寛元 3 (1245) 0515	a)道慶(寺)	b)賢長(東)	c)公円(?)	d)承快(山)	e)寛位(東)	f)関東大納言入道殿
⑱ 寛元 3 (1245) 0626	a)道慶(寺)	b)道禪(寺)	c)印円(山)	d)隆弁(寺)	e)寛位(東)	f)関東将軍家で
⑲ 寛元 4 (1246) 0402	a)良禪(山)	b)円意(寺)	c)賢長(東)	d)猷聖(寺)	e)成恵(山)	f)関東大納言入道殿

(注) (東) は東密, (山) は山門, (寺) は寺門, (?) は宗派不明, 空欄は人物不明。五壇護摩は除いた。

出典は①『阿婆縛抄』巻5-110, ⑦『五壇法日記』(続群書類従) 26上), ④⑥⑮『吾妻鏡』, 他は『大日本史料』。なお②⑤は護摩の可能性もあり。⑩は『五壇法日記』(東寺文書丙外22号) では寛元1年11月, ⑫は『阿婆縛抄』『五壇法日記』では寛元2年2月10日, ⑭は『阿婆縛抄』『五壇法日記』では4月15日。宗派は『門葉記』『園城寺伝法血脉』『血脉類集記』などを参考に判断した。

子でもある。元仁元年(一二二四)に、勝長寿院の良信とともに平泉惣別当として登場するのが初見で、寛喜元年に北京二会講師、貞永元年に延暦寺霜月会探題を勤め、暦仁元年に権僧正、翌年に四条天皇護持僧に補任されるなど、顕密両面で活躍した。頼經の地位が動揺してきた寛元三・四年に鎌倉で活動し、天変祈禱の金輪法、頼經御願の如法經十種供養・報恩舍利講・尊勝陀羅尼の供養導師を勤め、寛元四年四月には頼經の五壇法中壇を勤仕したが、以後、鎌倉での活動記事は見えない。恐らく頼經とともに帰洛したのであろう。帰洛後は日吉別当に任じられた。

印円僧正(一一八〇―一二五七)は宮内大輔藤原盛房の子で、公名は帥、善光院僧正とも呼ばれた。慈円・良快に仕え、西園寺公経室全子の籠僧、藻壁門院葬送の御棺役人、九条道家の出家の剃手を勤めるなど、九条家との関係が深い。鎌倉では、寛元三年六月に將軍頼嗣の五壇法を勤めたのが確実な初見で、頼經出家の剃手や日食祈禱を勤めた。寛元四年四月の五壇法では脇壇を辞退し、以後、鎌倉での記録が消える。その後、建長二年(一二五〇)に横川長吏に補任され、京都で活動した。頼經とともに帰洛したのではないか。

承澄僧正(一二〇五―一二八二)は摂政松殿基房、もしくはその子の摂政師家の子で、悉曇や画図に通曉した当代屈指の台密学僧である。西林院承円に入室し、覺審から伝法灌頂を受けて法曼流を伝え、忠快法印に従って穴太流を受法した。忍辱房と号し、京都小川の宝菩提院を拠点に活動したため、小川殿とも言われる。弟子には梶井の澄覺座主法親王や尊澄・承恵・澄豪らがあり、正嘉元年に横川長吏となった。鎌倉では嘉禎元年(一二三五)に頼經の疱瘡祈禱で大白祭を修した。また仁治三年からは鎌倉と京都を往還しながら『阿婆縛抄』の編纂作業に取りかかり、建治元年(一二七五)に一応の完成をみた。奥書から宝治二年・三年、建長二年・六年に鎌倉の大蔵や二階堂に滞在していたことが判る。

尊澄僧正(一二二二―?)は承澄の弟子である。『殿法印』と称されており、藤氏長者(殿下)の子弟であることが判る。『尊卑分脈』では松殿基房(一一四五―一二三〇)の子に尊澄がみえ、これと同一人物ならば承澄とも叔父・甥、もしくは兄弟の関係になる。しかしその場合、基房七十八歳の時の子ということになり、不審が残る。鎌倉での祈禱活動は記録に残っていないが、寛元三年(一二四五)十一月に九条頼經が弟の青蓮院慈源に勸賞の譲りを要請して、それによって法眼から法印に叙せられている。五大堂別当を勤め、五大堂殿と呼ばれており、時期は不明ながら鎌倉明王院の別当であったらしい。師の承澄とともに『阿婆縛抄』の編纂に従事し、その奥書によれば、建長元年から文永十一年まで鎌倉の大蔵谷や二階堂・永福寺、また京都小川で執筆・書写を行っている。⁽¹⁰⁸⁾

慈胤法印（一一九〇？）は専修念仏の隆寛の子である。祖父藤原資隆の官職から少納言を公名とした。良快・道覚・慈源・尊助ら歴代の青蓮院門主の伴僧や大成就院結縁灌頂大阿闍梨を勤めるなど、『門葉記』を中心に七十件近い活動記録が確認できる。法然の弟子信空から天台円頓戒を相承し、建長元年には円爾から密教を伝法されており、著作・筆録も多い。鎌倉での宗教活動の具体相は不明だが、貞永二年（一二三三）から寛元元年まで名越西廟堂・犬懸草堂で典籍を書写した記録が残っている。

良賢律師は幕府の有力御家人三浦義村の子で、泰村の弟である。公名は大夫、幼名は箱熊丸。寛喜元年（一二二九）青蓮院良快が座主に就任した拝堂登山に、上童として扈從したのが初見である。三浦氏と將軍頼経とのつながりの深さからすれば、三浦氏の子弟が、九条家出身者が歴代門主となっている青蓮院に仕えるのは当然の選択であつたろう。寛喜三年に慈賢が中宮御産の六字河臨法を修した時には、この修法が川船で行われたこともあつて、良賢と賢快（宇都宮入道の子）が船上に控え、彼らの郎從百余騎が陸上から船を守護している。また、嘉禎三年に慈源（九条道家の子）が三条白川坊を整備した時には透中門の造営を請け負つており、武力や財力で青蓮院に奉仕した。ところが寛元四年（一二四六）三月、梶井門跡の澄覚権僧正（後鳥羽院の孫、雅成親王の子、承澄の弟子）が真仙から伝法灌頂を受けた際には、良賢権律師がお供に扈從しており、なぜか梶井門徒に変わっている。鎌倉では、嘉禎元年の五大堂供養の職衆を勤めているし、仁治元年七月の早魃では定親・良信らと十壇水天供を修して験を施した。⁽¹¹⁾三浦氏は宝治合戦（一二四七年）で北条氏に滅ばされたが、京都にいた良賢は自主的に六波羅に出頭して赦免された。しかしその後、良賢は弘長元年（一二六一）六月に謀反の企てで鎌倉で捕らえられている。⁽¹²⁾

さて宝治合戦から弘長元年に捕らえられるまでの間に、梶井門徒として活動した良賢なる山門僧が史料に散見する。建長五年三月の仙洞尊勝陀羅尼供養の題名僧に良賢権少僧都、五月に行われた梶井門跡最仁への伝法灌頂讃衆に良賢僧都、十二月の法勝寺阿弥陀堂供養衆に良賢権少僧都が見える。さらにこの人物は建長八年の僧事で、梶井門跡尊覚法親王の勸賞の譲りで権大僧都となっている。⁽¹³⁾これらは三浦の良賢と同一人物であると思われるが、一つ問題が残っている。弘長元年に謀反を起こした良賢を、『吾妻鏡』は地の文は勿論のこと、そこに引用されている関東御教書でも、「大夫律師良賢」と記しているからである。三浦の良賢が先の一連の梶井門徒良賢と同一人物であるなら、少なくとも関東御教書では「権大僧都良賢」と記さなければならず、官位が食い違っている。軽々には両者を同一視できないだろう。しかし『吾妻鏡』は幕府と関係の途絶えた僧侶については、その後の官位昇進に注意を払っていない場合があること、⁽¹⁴⁾また

寛元四年以来の梶井門徒としての活動、官位の連続性、および謀反発覚以後は梶井の良賢も記録から消え去ることからして、両者が同一人物である可能性は高いだろう。

頼経時代の鶴岡供僧としては頼学坊の但馬律師良伝(？)一二五三、父は山内首藤重俊、母は土肥遠平女、実円坊の兵衛督律師猷円(猷弁舍弟)、宝蔵坊の治部阿闍梨義円らがいるが、これといった活動は確認できない。⁽¹¹⁵⁾

このほか次の顕教系僧侶が、鎌倉の法要に招請されている。承久元年(一二一九)北条政子は実朝の菩提を弔うため勝長寿院の脇に五仏堂を造立したが、その供養の導師には毘沙門堂明禅法印を招いている。また安貞元年(一二二七)二階堂行盛が北条政子の追善のため寺院を造立した折りには、供養の導師に京都から安居院聖覚法印を招請して、竹御所や北条泰時とその説法を聴聞した。⁽¹¹⁶⁾ 明禅・聖覚とも三講の講師・證義を歴任した当代屈指の顕教僧である。天福二年(一二三四)將軍頼経室の竹御所(源頼家の子)が産死した時には、聖覚の二人の子(範実僧都・宰相阿闍梨)が籠僧となっており、聖覚の子弟が鎌倉で活動していることが判る。⁽¹¹⁷⁾ また寛元二年(一二四四)九条頼経が御所持仏堂(久遠寿量院)の供養を行った時の導師「竹中法印」は、宝地坊証眞の嫡弟である宗源のことであろう。宝地坊証眞は中世天台教学の代表的学僧で、その弟子の宗源も三講の證義を各二度勤めた天台顕教の代表的人物である。正元二年(一二六〇)の院落書では「学生ニ宗源・俊範アリ」と謳われており、彼の弟子の宗澄は大江広元の曾孫である。⁽¹¹⁸⁾

概括すれば、当代に入ると山門派は新たに勝長寿院別当を占めたり、平泉惣別当や久遠寿量院・明王院別当にも進出している。良禅のような貴種や、成源や快雅のような碩徳も来訪し、鎌倉山門派は人的な充実をみせた。また、護持僧にせよ幕府祈禱にせよ、東密・山門・寺門の三流祈禱が一般的であることも確認できる。このように、頼経時代に鎌倉山門派は大いに発展した。しかしこうした隆盛が將軍頼経と九条家・青蓮院門跡との関係によって形成されたこともあって、九条頼経の追放が鎌倉山門派に与えた打撃も極めて大きい。この時代に活躍した人物のうち、快雅・観基・承快は亡くなり、成源・良禅・印円は頼経と帰洛し、慈胤・良賢も鎌倉を去っている。良信・頼暁・成恵はなお鎌倉に留まったが、前二者の活動記事は途絶え、成恵は九条頼嗣とともに鎌倉を退去している。ここで取り上げた僧侶で次代に鎌倉で活動したのは、承澄・尊澄といった学僧だけである。頼経時代の鎌倉山門派の盛行は、十分継承されることのないまま終わるのである。

第五章 北条時頼・時宗時代

この時代には建長寺・円覚寺が創建され、また鶴岡別当に寺門派隆弁が三十七年間も在任するなど、幕府の宗教政策は禅律保護と寺門重視を基調とした。そのこともあって、山門派は頼経追放の打撃から十分立ち直ることができないまま低迷期に入る。個別には碩徳ともいべき人物もいるが、しかし前代の人的多彩さと比べると、その衰退は覆うべくもない。しかし勝長寿院別当はなお山門派が維持しており、当代の終期には鎌倉山門派から初天台座主が誕生する。そこで、当代の代表的人物である最信・尊家・最源から見てゆこう。

まず、最信法印権大僧都は足利義氏の子であり、泰氏の兄弟に当たる。父の義氏（一一八九―一二五四）は足利氏の嫡子で、北条時政の女を母とし泰時の女を室として武蔵守・陸奥守・左馬頭を歴任し、和田義盛の乱や宝治合戦に戦功のあった人物である。『尊卑分脈』は最信を「大僧正」とするが、同時代史料で確認できるのは法印までである。公名は宰相（参議の唐名）である。鎌倉時代に足利氏で参議となった人物はいないので、京都の貴族の猶子となったのであろう。勝長寿院別当・平泉惣別当であった良信権僧正の弟子となり、建長五年（一二五三）死没直前の良信の跡を継いで勝長寿院別当に補任された。時に権少僧都であった。⁽¹¹⁹⁾ 康元元年（一二五六）頼朝法華堂前からの火事で勝長寿院が全焼したが、翌々年六月に幕府の支援のもとでそれを再建させた。⁽¹²⁰⁾ 文応元年（一二六〇）には尊家が「勝長寿院法印」を名乗っているの⁽¹²¹⁾で、勝長寿院別当を改替されたとみられる。また良信の跡を継いで平泉惣別当となったが、建長六年・文永元年・文永九年に堂塔の破壊放置などで平泉衆徒と相論となり、建治三年（一二七七）に別当を改易された。⁽¹²²⁾ 宗尊親王の時代には鎌倉歌壇が発展したこともあり、歌人としても有名で、勅撰集に七首採用されている。ただし最信の宗教活動に関わる事績は全く伝わっていない。なお『尊卑分脈』は、今川国氏（今川氏の祖）の実父を最信とする。国氏が弘安六年（一二八三）に四十歳で没していることからすれば、⁽¹²³⁾ 一二四四年の誕生ということになり、最信は勝長寿院別当に就任する十年も前に「落墮」していたことになる。

尊家法印権大僧都（一二〇七―七三）は従三位刑部卿六条重家の孫で、正三位顯家の子である。青蓮院門跡の門徒僧綱を経て、北条時頼時代の鎌倉山門僧の中心人物となった。重要な人物であるので、表5に年譜を付した。寛元三年（一二四五）の法勝寺御八講問答記に「権大僧都尊家へ山、三十九、四」とあり、⁽¹²⁴⁾ 当時、尊家の年齢が三十九歳であることが判る。これを元に計算すると、一二〇七年生ま

表5 尊家の年譜 (★鎌倉での活動)

安貞 2 (1228) 0406	天台座主尊性が拝堂登山。随行の有職 6 に尊家 (従三位顯家子) 『座主記』
1022	最勝講聴衆「尊家 <山, 新>」『宗性史料』上 78
1027	慈源が青蓮院良快に入室。参会僧綱に阿闍梨尊家『門』100
寛喜 1 (1229) 0525	最勝講第三日朝座問者「尊家 <山, 大式阿闍梨>」「尊家 <山, 二>」『明月記』『民経記』
0701	天台座主良快が拝堂登山。随行の有職 4 に尊家阿闍梨『門』173『座主記』
0703	法勝寺八講聴衆「尊家 <山, 新>」『宗性史料』上
寛喜 2 (1230) 0516	最勝講聴衆「尊家 <山, 三>」『宗性史料』上
0807	慈源が良快座主の吉水坊で出家。扈從の有職 6 に尊家有職 (顯家入道息)『門』100
貞永 1 (1232) 0727	後堀河天皇中宮 (藻壁門院) 御産の大般若経転読に尊家大式三会已講 (山)『大史』5-7-883, 5-8-55
天福 1 (1233) 0521	季御読経に尊家三会已講『大史』5-8-943
0000	天台二会講師に尊家『天台二会講師次第』
文暦 1 (1234) 0822	冷泉富小路御所で藻壁門院一周忌仏事。題名僧に尊家已講『宗性史料』上 502
嘉禎 1 (1235) 0703	法勝寺八講の講師「大法師尊家 <初>」『宗性史料』上
嘉禎 2 (1236) 1220	慈源法務法印が慈賢より伝法灌頂, 讃衆10に尊家権律師『門』122
嘉禎 3 (1237) 0319	慈賢権僧正が九条道家のため一条殿で七仏薬師法, 助修16に尊家律師『門』18
0326	慈円十三回忌に慈鎮の勅諡号施与。登山勅使の出迎えに尊家権律師。また禄の取次ぎ『座主記』
0925	慈円十三回忌のため慈賢権僧正が大成就院灌頂堂で結縁灌頂。讃衆20に尊家権律師『門』136
1225	慈源法性寺座主が吉水本坊で公家歳末修法, 助修20に尊家律師『門』159
暦仁 1 (1238) 0409	慈源座主の拝堂登山。扈從僧綱に「尊家大式律師 <正三位顯家卿息>」。印鑑授受の申次『門』173
0410	慈源座主が大宮彼岸所から御社拝賀。扈從僧綱 4 に尊家権少僧都『座主記』
0925	快雅法印が三条御堂で恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家権少僧都『門』136, 137
1003	慈源座主が吉水坊で將軍頼経のため六字法。助修 8 に尊家律師『門』156
1129	慈源座主権僧正が天変のため根本中堂で七仏薬師法。伴僧20に尊家律師『門』14
延応 1 (1239) 0126	西園寺公経のため五壇法。中壇慈源の伴僧 8 に尊家律師 (奉行)『門』36
02晦	慈源座主が天変のため大成就院で熾盛光法。助修20に尊家律師『門』3
0311	法性寺座主慈賢が道家のため普賢延命法。助修20に尊家律師『門』23

仁治 1 (1240)	0520	慈源座主が九条道家の病のため仏眼法。伴僧 8 に尊家律師（奉行）『門』41
	0604	慈源座主が道家の病のため法性寺殿で七仏薬師法。伴僧20に尊家律師『門』14
	0613	慈賢法性寺座主が大成就院で道家のため大熾盛光法。助修20に尊家大式律師『門』7, 8
	0700	法勝寺八講の講師に権律師「尊家〈二〉」。供養法勤仕をめぐり隆有と尊家で噉々の沙汰、隆有は未入壇の上臈で尊家は已灌頂の下臈、結論は尊家が勤仕『宗性史料』上
	0900	慈賢僧正が大成就院で恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家僧都（奉行）『門』137
	1216	慈源座主が禁裏御祈のため本堂で熾盛光法。助修20に尊家僧都『門』3
	1223	慈源座主が最勝寺灌頂。讃衆20に尊家僧都『門』125
	0104	慈賢僧正が彗星により道家のため仏眼法。助修12に尊家少僧都『門』45, 40
	0221	慈源座主が彗星のため閑院で七仏薬師法。伴僧20に尊家僧都（奉行）『門』14
	0816	慈賢座主が吉水房で宣命受領、執当禄役は尊家僧都。0826拝堂登山の扈從僧綱4に尊家僧都『門』176
仁治 2 (1241)	0925	快雅権僧正が大成就院の恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家僧都（奉行）『門』136, 137
	⑩08	慈源無動寺僧正が閑院内裏で如法尊勝法。伴僧20に尊家僧都（奉行）『大史』5-13-59
	1108	慈賢座主が恒例授戒。教授を尊家権少僧都『座主記』
	0128	慈源が座主に還補され拝堂登山。扈從僧綱に尊家権少僧都。印鑑授受、申次は尊家僧都『座主記』
	0605	慈源座主が道家の病のため冥道供。伴僧 6 に尊家僧都『門』64
仁治 3 (1242)	0700	尊家が法勝寺八講の講師を辞退『宗性史料』上236
	0900	快雅前権僧正が大成就院の恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家僧都（奉行）『門』136, 137
	1224	慈源が総持院灌頂。讃衆13に尊家僧都『門』125
	0124	慈源座主が道家のため大成就院で熾盛光法。助修20に尊家権少僧都（奉行）『門』3
	0408	慈源座主が道家のため冥道供。伴僧 6 に尊家僧都（奉行）『門』64
	0610	慈源僧正の勳賞の譲りで尊家が権大僧都に『華頂要略』32-156
	0703	九条道家のため山門一流の五壇法。中壇阿闍梨は慈源座主僧正、助修 8 に尊家僧都『門』36
	0921	慈源座主が大成就院白川本坊で天皇のため天変の北斗法。助修 8 に尊家僧都（奉行）『門』162
	0900	聖増横川長吏が大成就院で恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家僧都（奉行）『門』136, 137
	1015	慈源が白川坊で後嵯峨天皇御禊行幸のため金輪法。助修 6 に尊家僧都（奉行）『門』157

	0000	最勝金剛院八講の講師に尊家僧都『宗性史料』中73, 90
	0000	金光院八講の講師に尊家僧都『宗性史料』中74, 93, 94
寛元 1 (1243)	0526	最勝講の講師「尊家 <三>」『宗性史料』上……以前の最勝講の記録が 闕如
	0606	慈源座主が後嵯峨中宮御産の七仏薬師法。助修20に尊家僧都（奉行）。 勸賞で尊家を権大僧都に『門』14
	0706	慈源座主が禁裏で天変の北斗法。助修 8 に尊家大僧都『門』162
	⑦27	慈源座主が天変のため禁裏で熾盛光法。助修20に尊家大僧都（奉行） 『門』 3
	0804	慈源座主が禁裏で立坊の仏眼法。助修 8 に尊家大僧都（奉行）『門』 41
	0902	西園寺公経の病のため五壇法。中壇は座主慈源，伴僧 8 に尊家大僧都 （奉行）『門』 36
	0925	成源権僧正が大成就院の恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家大僧都『門』 136, 137
	1215	慈源座主が法勝寺薬師堂で最勝寺結縁灌頂。讃衆20に尊家大僧都『門』 125
	1217	良快の 1 周忌のため慈源が南北碩学を請定して十講。講師に尊家権大僧 都『座主記』
	1229	僧事。尊家を権大僧都に『大史』 5-17-49
	0000	浄土寺八講：宗性と尊家大僧都『宗性史料』中110
寛元 2 (1244)	0226	慈源座主が西園寺五大堂で公経のため七仏薬師法。伴僧20に尊家大僧都 『門』 14
	0302	中宮大夫隆親の室の周忌仏事。導師「尊家僧都」が密教供養『大史』 5- 18-256
	0505	慈源座主が二条良実（0601没）のため法性寺灌頂堂で冥道供。助修 6 に 尊家大僧都『門』 64
	0728	北条政子の菩提のため有栖川中納言入道室家が八講。講師に尊家大僧都 『大史』 5-17-459
	0729	慈源が白川御房持仏堂で如法経の正懺悔。上人25に尊家大僧都『門』 83
	0700	西宮八講に尊家大僧都『大史』 5-18-229
	0700	法勝寺八講の講師に権大僧都「尊家 <三>」『宗性史料』上240
	0806	後堀河院八講に尊家大僧都『大史』 5-18-3
	0925	公源法印が大成就院灌頂堂の恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家大僧都（奉行） 『門』 137, 136
	1228	慈源座主が道家のため本坊熾盛光堂で冥道供。助修 6 に尊家僧都（奉行） 『門』 64
	0000	西園寺八講に尊家『宗性史料』上323
	0000	最勝金剛院八講に尊家大僧都『宗性史料』中164
寛元 3 (1245)	0307	慈源座主が天変客星のため皇居で熾盛光法。助修20に尊家大僧都『門』 3
	0527	久我八講に尊家『宗性史料』中172
	0703	法勝寺八講の講師に「権大僧都尊家 <山，三十九，四>」『宗性史料』上 241

	0730	西園寺公経の1周忌のため慈源が白川御房で如法経。上人24に尊家大僧都『門』83
	0900	公源法印が大成就院の恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家大僧都『門』137
	1001	慈源座主が天変のため閑院で七仏薬師法。伴僧20に尊家大僧都（奉行）。雑掌は関東『門』14
	0000	報恩院八講に尊家大僧都『宗性史料』中75, 187
	0000	成恩院八講に尊家大僧都『宗性史料』中185
	0000	安楽光院八講に尊家『宗性史料』上325
寛元 4 (1246)	0113	慈源座主が冷泉仙洞で鎮不動法。助修 8 に尊家大僧都（奉行）『門』32
	④28	梨下門徒との紛争で横川衆徒が蜂起。慈源座主は尊家僧都を以て事情説明『大史』5-20-278
	0722	慈源座主が摂政一条実経のため熾盛光堂で冥道供。助修 6 尊家僧都『門』64
	0700	有栖川八講に尊家大僧都『宗性史料』中210
	0900	聖増横川長史が大成就院の恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家大僧都（奉行）『門』136, 137
	0000	西宮八講に尊家大僧都『宗性史料』中219
宝治 1 (1247)	0716	道覚座主が拝堂登山。扈從僧綱に尊家大式大僧都『門』178
	0825	道覚座主が長日如意輪法を始行し二間初参。助修 6 に尊家大僧都『門』49
	0905	道覚座主が後嵯峨中宮御産の七仏薬師法。助修20に尊家大僧都（奉行）。0824伴僧請定令旨（尊家奉者）『門』15
	0907	道覚が護持僧を辞退、尊家が添状『門』49
	0909	後嵯峨中宮（大宮院）が御産のため道覚座主から受戒。共僧綱は尊家『大史』5-23-11
	1025	聖増権僧正が大成就院の恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家大僧都『門』137, 136
	0000	西八条八講に尊家大僧都『宗性史料』中77, 245, 246
	0000	久我八講に宗性と尊家大僧都『宗性史料』中250
	0000	清水谷大納言実持八講に宗性と尊家大僧都『宗性史料』中251
	0000	千日御講定衆：延暦寺分 8 に尊家権大僧都『宗性史料』上333, 中224
宝治 2 (1248)	0117	道覚座主が吉水で除目不動御修法。伴僧20に尊家大式大僧都（奉行）。請文・請定令旨奉者は尊家『門』159
	0210	後嵯峨院が北野・賀茂社に御幸。経供養の導師は尊家大僧都『大史』5-26-33
	0502	後嵯峨院が院最勝講を再開。講師に尊家権大僧都（山）『大史』5-26-150
	0504	仙洞番論義の着座僧綱に「尊家権大僧都〈山〉」『宗性史料』中295, 296
	0805	後嵯峨院が稻荷・祇園社に御幸。祇園社経供養の導師は尊家僧都『大史』5-26-329
	0806	後堀河院国忌八講で尊家大僧都と宗性『宗性史料』中302
	1001	尊家僧都が顕誉と共に藤原定嗣を訪問『葉黄記』
	1021	道覚座主が禁中で天変の熾盛光法。伴僧20に尊家大僧都（奉行）。勸賞に尊家大僧都を法印に、奉行職事の懈怠で無沙汰のため尊家が催促、新嘗祭斎月の僧事の例を尊家が提出『門』4-32

1128		院で円満院・殿下近衛兼経が山門北谷莊嚴講問題を協議、座主道覚の使者は尊家法印『大史』5-27-234
0000		最勝金剛院八講に宗性と尊家大僧都『宗性史料』中77, 305
0000		長講堂八講に宗性と尊家大僧都『宗性史料』中78, 292
建長 1 (1249) 0223		道覚座主が仙洞で後嵯峨院の病のため薬師法。伴僧 8 に尊家法印 (奉行)『大史』5-29-163
0515		道覚座主宮が懺法院で五種行。僧衆29に尊家『門』89
0609		道覚座主が白川本坊で今宮のため北斗法。助修 6 に尊家法印『門』162
0907		道覚が座主を辞し護持僧を辞退。尊家法印が道覚の辞任の令旨奉者『門』49, 57
1025		聖増横川長吏僧正が大成就院の恒例結縁灌頂。讃衆20に尊家法印 (奉行)『門』137
0000		西宮八講に宗性と尊家法印『宗性史料』中339
建長 5 (1253) 0523	★	炎旱のため祈雨祈禱、阿闍梨は道禪、定清、尊家、親源、良基『吾』
0000	★	尊家を日光山別当に補任『日光山列祖伝』
康元 1 (1256) 1013	★	北条時頼の娘のため尊家らが祈禱するも没。日光法印尊家は愛染王法。破壇し退出『吾』
正嘉 1 (1257) 0821	★	大慈寺供養の曼陀羅供大阿闍梨の候補に頼兼・良瑜・隆弁・良基と「 大臣法印 家等」『吾』
正嘉 2 (1258) 0505	★	勝長寿院供養の曼陀羅供大阿闍梨の候補に良瑜・隆弁・日光法印尊家・良基・嚴恵。闍で良基に『吾』
文応 1 (1260) 0510	★	松下禪尼が安達覚智十三回忌追福。曼陀羅供大阿闍梨は尊家日光別当法印『吾』
0808	★	宗尊將軍の赤痢のため七座法。良瑜・良基・勝長寿院法印・嚴恵ら碩徳7口『吾』
0812	★	宗尊將軍の赤痢のため北条時宗の沙汰で等身薬師像一日造立。供養導師は尊家法印で薬師法を始行『吾』
1218	★	將軍家御願で八万四千塔を造立。供養導師は「尊家法印」『吾』
弘長 3 (1263) 1108	★	北条時頼の病のため尊家法印が園殿で延命護摩。一日等身薬師像を造立し尊家法印が供養導師『吾』
1113	★	北条時頼が危篤となり尊家法印が法華護摩。1122に時頼が没『吾』
1116	★	宗尊將軍の室が着帯し (1264, 0429 惟康が誕生), 尊家が参上『吾』
1117	★	尊家法印の提唱で御産の日まで連日, 放光仏を図絵供養『吾』
1123	★	宗尊將軍室の御産祈禱。驗者良基と護持僧大武法印は時頼の祈禱のためこれまで御産祈禱を辞退『吾』
文永 2 (1265) 0613	★	宗尊將軍室の御産祈禱のため尊家法印が御所で放光仏供養『吾』
0921	★	宗尊室が姫君を出産。驗者は良基・良瑜と尊家法印。驗者 3 名に御衣と馬『吾』
0000	★	宗尊親王の歌合で尊家法印が和歌『夫木和歌抄』642
文永 4 (1267) 0322	★	日光山常行堂置文22箇条を發布。「別当法印大和尚位権大僧都 (尊家)」『日光』559
文永10(1273) 1112		尊家が没『日光』824

『吾』は『吾妻鏡』, 『門』は『門葉記』, 『大史』は『大日本史料』, 『座主記』は『天台座主記』, 『日光』は『日光市史 史料編』上巻

れということになる。『日光山列祖伝』や『常行堂大過去帳』は文永十年十一月十二日の死没としており、六十七歳で没した。⁽¹²⁵⁾「大式律師」「大式大僧都」のように大式を公名としたが、これは祖父の重家が太宰大式を勤めたことに由来している。⁽¹²⁶⁾

尊家は顕密二教に秀でた学僧で、まず顕教では天福元年に天台二会講師を勤めた他、最勝講師を三度（寛元元ほか）、⁽¹²⁷⁾法勝寺八講講師を四度（嘉禎元・延応元・寛元二・寛元三）、そして後嵯峨院が再開した仙洞最勝講師を一度（宝治二）勤めている。東大寺宗性の関係史料等によれば最勝金剛院八講・金光院八講・浄土寺八講・西宮八講・後堀河院八講・西園寺八講・久我八講・報恩院八講・成恩院八講・安楽光院八講・有栖川八講・西八条八講・長講堂八講などに出仕して論議を戦わせており、仁治四年に慈源座主が青蓮院良快の一周忌に南都北嶺の碩学を招いて行った法華十講では円憲・智円・聖憲・宗性らとともに尊家も講師に請定された。また、宝治二年の後嵯峨院の北野社御幸や祇園社御幸では経供養の導師となったし、仁治元年の延暦寺恒例授戒では教授を勤めた。

密教修法では嘉禎三年（一二三七）慈賢の七仏薬師法の伴僧に出仕したのを初見として、慈賢の修法伴僧を四度、慈源の伴僧を二十六回、道覚の伴僧を四度勤めるなど、歴代青蓮院門主に仕えた。特に重要なのは、延応元年の五壇法中壇の壇所奉行を初見として、尊家が二十六回もそれを勤めていることである。密教修法は依頼者から派遣された俗人の奉行と、寺官の行事僧、そして祈禱僧の壇所奉行の三者で道場の設営や道具の手配を行っており、壇所奉行は準備に当たつての密教僧の責任者であった。そのため、個々の手法の先例や故実に通じている必要があるが、行事僧が不慣れな時は助言も行った。⁽¹²⁸⁾こうした責任の重さもあって、修法の勧賞が阿闍梨から壇所奉行に譲られることも多く、寛元元年六月の慈源の七仏薬師法、宝治二年十月の道覚の熾盛光法の勧賞は、いずれも壇所奉行の尊家に譲られ、権大僧都や法印に叙任されている。また寛元四年に横川衆徒が蜂起した時には、座主慈源が尊家を使者として後嵯峨院に子細を奏聞したし、⁽¹²⁹⁾宝治二年の梶井・青蓮院の両門徒の確執では、道覚座主青蓮院門跡の使者として院参するなど、⁽¹³⁰⁾政治的な方面でも活躍している。

しかし聖教をめぐるトラブルを発端にして青蓮院門跡における道覚と慈源の確執が激しくなり、それがついに義絶にまで発展すると、慈源の側近から道覚の側近へと転身した尊家の立場も微妙とならざるを得ない。しかも、道覚が建長二年正月に亡くなり、後嵯峨院が道覚の遺言を無視して慈源に青蓮院門跡を相承させると、⁽¹³¹⁾尊家は身の置きどころがなくなったのではあるまいか。『日光市史』は所伝によるとして「道覚親王の執事として鎌倉へ訴訟のために下向した際、時の執権北条時頼」から勝長寿院別当・日光山別当に迎えられたと述べている。⁽¹³²⁾いずれにせよ、尊家が京都を引き払った原因は道覚の死と、道覚・慈源の確執にあったのではないか。尊家は前代の成源や快

雅と類似したタイプの僧侶であるが、彼らの年譜と比較すると、尊家の場合には一つの特徴がある。尊家は鎌倉に赴いて以降、二度と京都には戻っていない。ここにも門跡内紛争の影響を見て取ることができるかも知れない。

さて、尊家は鎌倉でまず日光山別当に補任された。鎌倉初期から日光山を治めてきたのは御家人大方氏一族の隆宣・弁覚であったが、建長三年に弁覚の真弟の性弁が跡を継ぐと山内で紛争・放火が起きて改易され、尊家が別当に補任されることになる。⁽¹³³⁾ また文応元年(一二六〇)頃には足利出身の最信に代わって勝長寿院別当となっており、⁽¹³⁴⁾ これ以後、日光山・勝長寿院別当ともに御家人出身僧の手を離れることになる。

祈禱修法では祈雨祈禱が一度見えるが(建長五)、多くは病悩平癒や御産祈禱など護持僧的活動が中心である。まず北条時頼の娘のために愛染王法を修しているし(康元元)、弘長三年の時頼の病では延命護摩・法華護摩など良基とともに祈禱を凝らしたが、いずれも死没に終わっている。將軍宗尊の病では七座法・薬師法を行い(文応元)、將軍御願の八万四千塔の供養導師を勤めたし、宗尊主催の和歌会にも参加している。また將軍宗尊御息所(近衛兼経の娘・宰子)の「護持僧」「験者」として、⁽¹³⁵⁾ 良基・良瑜らとともに惟康親王らの出産誕生祈禱に携わっていることも注目すべきである。

正嘉二年(一二五八)勝長寿院が再建されるとその供養の曼荼羅供大阿闍梨の候補者に、良瑜(東密、永福寺別当)・良基(東密、永福寺別当)・嚴恵(東密、明王院別当)・隆弁(寺門、鶴岡八幡宮別当)と日光山別当尊家の五名が挙げた。⁽¹³⁶⁾ このことが象徴的に示しているように、將軍宗尊期の鎌倉の祈禱僧の中心人物はこの五名であった。尊家は他の四名に比べると鎌倉での活動にやや見劣りすることは否めないが、しかし先の事実は鶴岡八幡宮・勝長寿院・永福寺・明王院の別当が「四箇重職」と言われたことをよく示すとともに、⁽¹³⁷⁾ 当代の鎌倉仏教界もお東密・寺門・山門の三流から成っていたことを明示している。⁽¹³⁸⁾ また前年の大慈寺供養でも、曼荼羅供大阿闍梨の候補となったようである。⁽¹³⁹⁾

文永二年(一二六五)を最後に尊家の鎌倉での活動が見えなくなり、文永四年の日光山常行堂置文の制定があるだけである。『吾妻鏡』が文永三年で終わりその後の史料的制約が大きくなることに原因があるのだろうが、それとともに文永三年に將軍宗尊の御息所と護持僧良基との密通が露見し、それを契機に將軍謀反が発覚して宗尊が京都に追放となった事件も考慮する必要がある。とは言え、この事件で良基や嚴恵が失脚したのと比べると、少なくとも尊家は日光山別当の地位を維持している。惟康親王の誕生祈禱では良基と尊家が中心

であったこと、良基・厳恵が鎌倉を去り良瑜が文永四年に亡くなり、⁽¹⁴⁰⁾隆弁が園城寺長吏となつてしばしば鎌倉を不在にしたことからすれば、尊家が幼少の將軍惟康の護持僧となつた可能性も考慮すべきである。そしてこの間に良瑜が頼助を育てたように、尊家は次代の鎌倉仏教界の中心人物たる源恵を育成した。

次に最源に移ろう（表6を参照）。最源座主権僧正（一二二七？）は太政大臣九条良平の子で、九条道家の従兄弟に当たる。兄の良禪権僧正（平泉惣別当）の弟子となり本覚院や成恩寺を相承したし、後には延暦寺の仰木門跡も管領した。灌頂の師は「智徳当世名譽之仁」と讃えられた聖増権僧正である。⁽¹⁴¹⁾本覚院・關伽井僧正・岡屋太政法印などと呼ばれた。建長三年大成就院恒例結縁灌頂の讃衆を勤めたほか、文応元年の大宮院（後嵯峨院室）の御産では烏瑟沙摩法を、弘長二年（一二六二）の東二条院（後深草院室）の御産では延命法を修すとともに、尊助座主の七仏薬師法の伴僧を勤めている。ところが文永二年（一二六五）十二月に慈助の出家受戒に扈從して以後、弘安五年（一二八二）に關東から上洛するまで、十五年余り京都の記録から消える。一方、鎌倉では弘安四年四月に異国降伏・將軍護持祈禱が行われたが、その際、頼助（東密）は幕府小御所で如法尊勝法を修し、源恵（山門）は日光で五大尊合行護摩を、澄營（山門）も明王院で五大尊合行護摩を行い、最源は勝長寿院で不動法を修して將軍御所に後加持に参じている。⁽¹⁴²⁾この時期の鎌倉の記録が乏しいため、その活動の全貌を明らかにできないが、文永三年の宗尊親王追放後の東国仏教界の動揺と空白を衝いて鎌倉に赴き、將軍護持僧となつたのではあるまいか。鎌倉仏教界のプリンス源恵は尊家と最源を師としている。⁽¹⁴³⁾このことは最源が、尊家の没後、鎌倉山門派の指導者となつたことを示している。彼の鎌倉での所職は明らかではなく、勝長寿院別当を網羅的に示す史料も存在していない。しかし後に勝長寿院別当となる源恵は当初「日光法印」と呼ばれて続いていたこと、また弘安四年の異国降伏祈禱は最源が勝長寿院で、源恵が日光で修法を行つたことからすれば、当時最源が勝長寿院別当に就いていた可能性が高い。

弘安四年十月に天台座主公豪が没すると、⁽¹⁴⁴⁾最源はその跡を襲うべく、弟子の源恵を伴つて上洛した。⁽¹⁴⁵⁾『勸仲記』弘安五年一月十八日には次のようにある。

為天台座主所望「最源僧正へ良平公子息」近日自「關東」上洛、帶「拳狀」之由、雖「自称」不然歟、所望仁等重被「仰」合「關東」之由、有「其聞」、於「事如」無「皇化」、末代事可「哀」、く

幕府は今回の座主人事は聖断に委ねるとしたが、⁽¹⁴⁶⁾最源は幕府の拳状があると称して補任を迫つた。後年、幕府は朝廷に、①關東の意向で

表6 最源の年譜 (★鎌倉での活動)

安貞 1 (1227) 0000		最源が誕生『座主記』291上欄
寛元 1 (1243) 0801		慈実が青蓮院に入室。役僧に本覚院法眼『門』100……時に良禪は僧正
寛元 3 (1245) 0307		慈源座主僧正が天変客星のため内裏で熾盛光法。勸賞に最源法眼を法印 (権大僧都)に『門』3
建長 3 (1251) 0925		慈源前大僧正が大成就院で恒例結縁灌頂。讃衆20に最源本覚院法印『門』 125
文応 1 (1260) 0213		大宮院 (後嵯峨院室) 御産のため最源法印が烏瑟沙摩法。0229女子誕生 『門』172
弘長 2 (1262) 0510		尊助座主が東二条院御産の七仏薬師法。伴僧20に最源法印。0602皇女誕生 『門』15
	0515	東二条院 (後深草院室) 御産のため最源法印が延命法『門』172『続群』 33下-472
文永 2 (1265) 1203		慈助が延暦寺で出家受戒。扈從僧綱に最源岡屋太政法印 (太政大臣良平 息)『門』101
………(……)……		牛場御厨・常光寺をめぐる相論で最源法印が忠恵律師を支持して訴え 『鎌遺』13687.14964
弘安 4 (1281) 0417	★	異国降伏・將軍安穩のため岡屋僧正 (最源) が勝長寿院で不動御修法 『県史』921
	0423	★ 岡屋僧正が結願の加持に將軍に参る。伴僧6『県史』921
弘安 5 (1282) 0118		天台座主に所量の最源僧正が近日関東より上洛。拳状を帶すと自称『勤 仲記』
	0209	後宇多天皇護持僧に最源僧正を補任。本覚院, 座主, 良禪弟子, 聖増灌 頂資『門』53
	0302	最源権僧正を座主に補任, 56歳。関東は聖断に任ず『座主記』『勤仲記』
	0408	最源座主権僧正が未拝堂のため, 山門受戒を0527に延引『続史愚抄』
	0503	民間病患の修法を護持僧らに質問。0504最源座主僧正請文『門』160
	0516	民間の病患過法のため最源座主僧正が薬師供『門』10
	0600	最源僧正が二間初参『門』53
	0720	最源座主権僧正が新院宮摩殿で熾盛光法『華頂要略』『続史愚抄』
	0829	尊助が逆修。最源座主僧正以下の門人が沙汰『門』129
	1025	天王寺別当をめぐり山門蜂起し日吉神輿を山上に
	1129	天王寺別当は聖断に任ずと関東の返事。座主僧正最源が殿下に参入『勤 仲記』
	1222	最源が座主を辞退し印鑑を送る。1224護持僧を辞す『座主記』『門』53
弘安 6 (1283) 0106		日吉神輿が内裏に乱入
	0630	東使上洛。最源の座主辞任は自由の至, 罪科として仰木門跡管領を停止 『鎌遺』14895

『門』は『門葉記』, 『県史』は『神奈川県史』, 『鎌遺』は『鎌倉遺文』, 『座主記』は『天台座主記』, 『群』は『群書類従』, 『続群』は『続群書類従』

あると称して叙位・任官・所領を求める者がいても一切無視せよ、②幕府が求める時は直接要請する、と申し入れている。⁽¹⁴⁷⁾ 実際、この頃は將軍や關東御教書による挙以外にも、有力御家人たる三浦氏や安達氏が寺社人事に挙状を発しているし、平頼綱の側近である禪空も僧俗の人事や裁判に盛んに介入していた。⁽¹⁴⁸⁾ 最源は幕府関係者の挙状を帯びていたが、幕府そのものの挙状は入手できなかったであろう。或いは幕府が与えた上洛の許可を、座主への挙状と強弁したのかも知れない。

結局、最源は弘安五年三月に座主に補任されることになるが、では何故最源は座主に就任できたのか。これまでは実全のように鎌倉で祈禱経験のある僧侶が天台座主となった例はあるものの、鎌倉を拠点に活動している幕府僧の座主就任は先例がない。後に親玄が権僧正となった時、治天であった伏見天皇は關東に居住して公請経験のない親玄の権僧正就任に、強い不満を漏らしている。⁽¹⁴⁹⁾ 最源の公請実績が乏しく、關東に居住していたこと、さらに幕府も最源の座主就任を要請していないことからすれば、最源の座主補任は異例の人事である。朝廷（龜山院）はなぜ最源の補任に踏み切ったのか。その答えは、この人事の背後で道玄（青蓮院、一条良実の子）・澄覚（梶井、後鳥羽院の孫、雅成親王の子）・尊教（妙法院、西園寺実氏の孫、公相の子）らの赦免問題が展開していたことと関係する。

建治三年（一二七七）十一月の日吉祭で青蓮院と梶井門徒との合戦が勃発した。それに対する幕府の姿勢は極めて強硬であり、張本の処分のみならず両門跡の顛倒を要求している。その結果、澄覚の梶井門跡が没収されて浄土寺門跡慈基に預けられ、道玄は座主と青蓮院門主を解任されて西山に籠居した。後任座主には中間派の毘沙門堂公豪が任命され、青蓮院門跡は道玄と対立していた尊助に委ねられて⁽¹⁵⁰⁾ いる。尊教の妙法院門跡については詳しい事情は不明であるが、文永二年（一二六五）の院宣で澄覚の管領となっており、それが建治の合戦で慈基に移管されたのであろう。ところが、最源の座主人事と抱き合わせて梶井門跡の澄覚への返付、妙法院門跡の尊教への返付が決まっているし、道玄についても公請復帰の勅命が出されて護持僧に復任している。⁽¹⁵²⁾

幕府は門跡返還問題についても、最源の座主人事についても、聖断に委ねるとの姿勢を貫いた。幕府は一見すればこの問題への関与を避けているように見えるが、実態はそうではあるまい。最源が上洛したということは、彼が座主就任運動を行うことを承知した上で、幕府が上洛許可を与えたことを意味している。また門跡赦免がそろそろ潮時であるにしても、朝廷の懸案事項たるこの問題に了解を与えることは、朝廷の要望を聞き入れたことになる。とすれば、先例のない幕府僧の座主就任をあからさまに求めずとも、朝廷側がその見返りとして最源の座主補任を提案してくるのは目に見えている。そして実際、事態はそうのように展開した。もちろん、幕府がどこまで本気で

最源の座主就任を希望していたかは判らない。しかし少なくとも朝廷側にとっては、この人事は門跡返還に対する見返りであった。こうして幕府僧が初めて天台座主に就いたのである。

座主に就任すると、最源は後宇多天皇護持僧となり長日如意輪法を始修して二間初参を果たした⁽¹⁵³⁾。熾盛光法や薬師供なども行った。ところが同年八月に四天王寺別当であった円満院円助が没すると、その後任別当職を要求して山門衆徒が蜂起し日吉社神輿を動座させた。紛争処理は聖断に委ねるとの幕府の冷やかな姿勢もあって、結局、最源は同年末に印鑑を送りつけて座主を辞任し、座主不在の中で神輿が内裏に乱入している。それに対して幕府は最源の辞任を「自由之至」と非難し、「罪科」として彼の仰木門跡管領を停止させるとともに、最終的に叡尊を天王寺別当に補任して事態を收拾した。そしてこの辞任以後、最源は記録から消える。最源の座主就任は、一年すらもたず最悪の結果となったのである。

以上、当代の中心人物について検討してきた。次に周縁的僧侶についても触れておこう。澄養法印権大僧都は猪熊関白近衛家実の子で、兄弟には岡屋関白兼経・鷹司兼平の他、東大寺東南院聖実・天台座主慈禅・園城寺長吏増忠・東大寺別当聖兼らがいる。建長元年（一二四九）十二月に延暦寺で受戒し、いつの頃からか関東に住するようになった⁽¹⁵⁴⁾。他の兄弟に比べて昇進が遅く、嘉元三年（一二三〇）段階でも法印に過ぎない。撰関家の出身で五十年以上の戒臘を有するにもかかわらず法印止まりであったことは、母親の出自に問題があったのであろう。鎌倉にやってきた理由も、そこにあつたのではないか。弘安四年（一二八二）には最源・源恵・頼助と異国降伏祈禱を行い、鎌倉明王院で五大尊合行護摩を勤仕したし、正応六年（一二九三）の鶴岡八幡宮甘壇護摩では薬師護摩を担当している⁽¹⁵⁵⁾。明王院での祈禱からすれば、当時、明王院別当であつた可能性が高い。嘉元三年には在京しており、晩年に帰洛したのかも知れない。

澄春は出自が不明、『阿婆縛抄』の編者たる承澄の坊人で、尊澄の弟子である。建治元年（一二七五）八月承澄から承恵への伝法灌頂に「澄春已講」として登場するのが初見である。天台二会講師の記録は文永五年（一二六八）までしか残っていないが、「已講」との表記からして北京三会の講師を勤めたことが判る。宮島新一氏が紹介された曼珠院本『阿婆縛抄』によって、弘安四年（一二八二）の後半に「鎌倉大蔵五大堂之辺」で右筆の興尊とともに活発な書写を行っていたことが判明する。また時期は不明ながら「五大堂別当」となっている⁽¹⁵⁷⁾。鎌倉の五大堂は鶴岡八幡宮などにも存するが、別当を有し大蔵にあつた五大堂といえば明王院に他ならない⁽¹⁵⁸⁾。澄春は師の尊澄と同様、鎌倉明王院の別当に就いたのである。

この他に一時的に鎌倉を訪れた僧侶としては静明がいる。『三井統燈記』によれば、建治元年（一二七五）に行われた北条時頼十三回忌の法華八講で、園城寺幸尊が延暦寺静明を厳しく問難したという。⁽¹⁵⁹⁾ 静明法印権大僧都は延暦寺探題範源の孫、俊範法印の子で、代々天台顕教の名匠である。文暦二年（一二三五）に堅義を遂げたのが初見で、弘長元年に天台二会講師を勤めて以後、法勝寺八講・仙洞最勝講・最勝講の講師・證義を歴任し、父の俊範とともに後嵯峨院の天台宗師範となった。また尊助法親王のもとで青蓮院門跡の「出世執権」を勤めたし、弁舌にも優れ、文永七年の後嵯峨院宸筆八講では「夕座講師静明、表白斷腸」と評されている。⁽¹⁶⁰⁾ 鎌倉での静明の活動記録は先の一事に止まるが、しかし京都での活動記録は文永十一年（一二七四）七月の法勝寺八講から、弘安元年（一二七八）の青蓮院忌日執事まで四年間の空白がある。⁽¹⁶¹⁾ 静明の鎌倉滞在が数年に及ぶものであった可能性もある。

概括すれば当代は、禅律保護と寺門重視が基調となっており、佐々木馨氏という禅密主義が盛行した時代である。氏の認識は当代については、基本的に当たっている。しかしそうした中にあっても、山門派は決して排除されていたわけではない。勝長寿院別当はなお山門派で維持されていたし、明王院にも進出し初天台座主をも生んでいる。そしてこの時代の終期からいよいよ源恵が活動を始め、彼を中心に鎌倉山門派の最盛期を現出することになる。そこで、次章では源恵の活動から検討したい。

第六章 北条貞時・高時時代

第一節 源恵について

源恵座主大僧正（一二四四～一二〇七）は頼助（執権北条経時の子、東密）とともに、鎌倉後期の東国仏教界を代表する顕密僧である（表7を参照）。東国の顕密仏教界はこの貞時・高時時代に最盛期を迎えるが、鎌倉山門派も源恵を中心に非常な発展をみせた。

源恵は將軍九条頼経の子で、頼嗣の弟に当たる。父や兄が京都に追放された後も鎌倉で育てられたようで、この点で惟康親王の子の仁澄・聖恵と類似した歩みを示している。『門葉記』には源恵に関わる史料が豊富に収められており、この時期では珍しく活動の実態が詳細に判る。

源恵の師は尊家と最源の二人で、尊家が亡くなった翌年の文永十一年（一二七四）に日光山別当に補任されて鎌倉の犬懸坊を相承した

表7 源恵の年譜（★鎌倉での活動）

寛元 2 (1244) 0000	★	源恵が誕生
寛元 4 (1246) 0700		父の九条頼経が京都に送還される
建長 4 (1252) 0200		兄の將軍頼嗣が廃され京都に送還される
文永10(1273) 1112		師の尊家が没『日光』824
文永11(1274) 0000	★	源恵を日光山座主に補す『日光』844
建治 2 (1276) ③05	★	日光山常行堂置文14箇条を制定。「別当法印大和尚位（源恵）」『日光』560
弘安 1 (1278) 0623	★	源恵法印が武州（北条宗政？義政？）のため冥道供『門』70
弘安 3 (1280) 0814	★	源恵が武州のため冥道供『門』70
弘安 4 (1281) 0417	★	異国降伏・將軍安穩のため最源が勝長寿院で不動御修法，日光法印が日光山で五大尊合行護摩，澄誉が明王院で五大尊合行護摩，頼助が幕府小御所で如法尊勝法『県史』921
1213	★	源恵が相模太郎貞時のため冥道供『門』70
弘安 5 (1282) 0109		道玄に公請に従えとの勅命『門』129
0118		最源僧正が最近関東より上洛『勤仲記』
0302		最源権僧正が天台座主に『座主記』
0313		道玄が禁裏で如法仏眼法，助修 8 に源恵院主法印（護摩壇）。手代・後加持は日光（源恵）。二間初参の扈從に源恵法印『門』40
0802		道玄前大僧正が禁裏で七仏薬師法。伴僧20に源恵日光山別当法印権大僧都（護摩壇）『門』16
1125		僧事で源恵（関東日光山別当）を権僧正に『勤仲記』
1222		最源が座主を辞退し印鑑を送る。ついで1224護持僧を辞す『座主記』『門』53
弘安 7 (1284) 0404	★	源恵権僧正が最明寺禪門（法光寺？）のため冥道供を行う『門』70……0404北条時宗（法光寺）が没
0721	★	源恵が相模四郎（泰家？）の所労のため南浮入道邸で冥道供を行う→滅氣，助修 6 『門』70
弘安 8 (1285) 0206	★	源恵が左典厩（貞時）邸で瘡瘡のため冥道供を行い平癒，助修 6 『門』70
0409	★	源恵が大守禪門の所労のために冥道供。助修 6 『門』70
1104	★	源恵が平左衛門の申入で本坊で冥道供。城奥州禪門の誅罰により高名『門』70……1117霜月騒動
1114	★	源恵が冥道供『門』70……記事不審？
1205	★	源恵が北条貞時邸で冥道供。度々の祈りの勧賞に播磨国土万『門』70
弘安 9 (1286) 0110	★	源恵僧正が天変により北条貞時のため本坊で如法仏眼法（関東初例）。伴僧16『門』40
0115	★	源恵が天変により本坊で將軍惟康のため熾盛光法。伴僧20『門』8
0218	★	源恵が北条貞時の申入で平禪門（頼綱）妻室のため御本坊で冥道供『門』70

	0406	★	源恵が平左衛門入道（頼綱？）の所勞により本坊で冥道供，3日で平癒『門』70
	0709	★	源恵が平新左衛門の所勞危急により本坊で冥道供。平癒。助修6『門』70
弘安10(1287)	0615	★	源恵が後家尼の所勞危急により冥道供。平癒『門』70
	1113	★	源恵が北条貞時の要請で雷鳴御祈りのため本坊で冥道供『門』70
	1221	★	源恵が平禅門妻室の明年重厄のため本坊で冥道供『門』70
正応1(1288)	0230	★	平禅門妻室が危篤，大守の再三の要請で源恵が本坊で冥道供。忽ち平癒，世上美談『門』70
	0501		延暦寺六月会聴衆交名に僧正法印大和尚位源恵。辞退『鎌遺』16636，16658
正応2(1289)	0129	★	源恵大僧正が北条貞時の重厄違例のため本坊で冥道供『門』70
	0618	★	源恵大僧正が將軍惟康の命で本坊で異国降伏の七仏薬師法。助修20『門』18
	0808	★	源恵大僧正が怪異のため関東相州（北条貞時）邸で如法仏眼法，伴僧16『門』40
	1009		將軍惟康親王を廃して京都に送還し久明親王を將軍に。1025新將軍久明が鎌倉に到着
	1227	★	源恵が將軍久明の違例により冥道供『門』70
正応3(1290)	0327	★	源恵が御方違例のため相州（北条貞時）の要請で冥道供。平癒『門』70
	0508	★	北条貞時の思人（播磨局）難産により俄かの要請で源恵が冥道供。平産。平禅門沙汰『門』70
	0717	★	源恵大僧正が関東將軍家（久明）で天変のため普賢延命法。助修20，仙洞の要請『門』24
	0817	★	竹園乳母の危篤により御所が要請して源恵が冥道供。回復，希代の不思議『門』70
	0927	★	源恵が大守違例により冥道供『門』70
	0930	★	源恵が平左衛門の所勞により禅門（頼綱）の要請で冥道供『門』70
	1115	★	源恵が雷鳴の御祈り。禅門の要請で本坊で冥道供『門』70
	1201	★	源恵が雷鳴のため將軍家で七仏薬師法。助修20『門』18
正応4(1291)	0104	★	近衛局腹の姫の病で相州（北条貞時）が要請。源恵が冥道供『門』70
	0226	★	源恵大僧正の大御堂（勝長寿院）坊で源恵千首『中世歌壇史の研究』70頁
	0605	★	世上怖畏により平禅門（頼綱）の内々の要請で冥道供。助修6『門』70 ……0529禅空の失脚
	0808	★	源恵が関東將軍家のため御本坊で（如法？）仏眼法。伴僧12『門』40
正応5(1292)	0415	★	源恵前大僧正が関東親王家で天変の熾盛光法。伴僧20，結願は晴儀『門』8／親玄が聴聞『親玄日記』
	⑥12	★	平中納言入道の所勞危急のため御所より要請。源恵が本坊で冥道供。少減『門』70

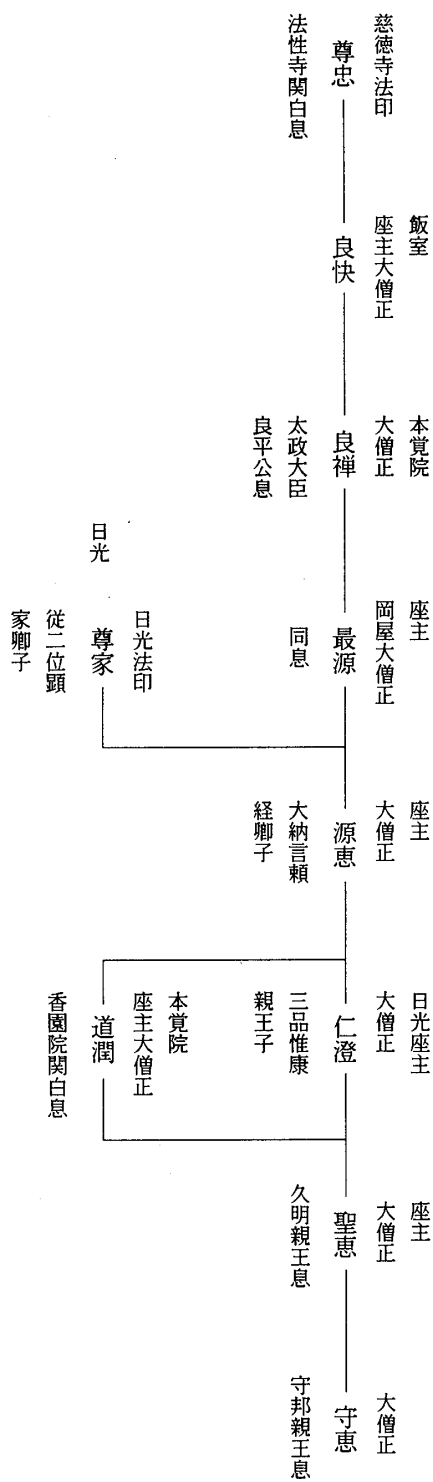
⑥16	★	平左衛門入道の所勞で内々の要請。源恵が本坊で冥道供。3日目に少減『門』70
0823		勅宣により源恵座主が土御門本坊で天変の（如法?）仏眼法，伴僧12，開白に天台座主宣下『門』40
0904		源恵が天台座主に，51歳『座主記』
0905		山門が落居し前大僧正源恵を天台座主に補任『勘仲記』……空席8ヶ月
0909		源恵が土御門房で天台座主の宣命を受く「東寺本天台座主記」
0000		伏見天皇書状：綸旨文章は源恵僧正申請の趣旨に従い東使と仰せ合はす『鎌遺』18001
1003		源恵僧正を伏見天皇護持僧に補任。慈助に代わり長日如意輪法を始修『門』53
1005		源恵が禁裏で如法北斗法。その次に二間初参『門』144
1028		権法務に源恵前大僧正を補任「権法務次第」
1029		源恵座主が拝堂登山し竹林院で印鑑を受く「東寺本天台座主記」
1218		弓削島雜掌加治木頼平の鎌倉結解に日光僧正が替え錢『県史』1125
永仁1(1293)0222		源恵前大僧正法務が禁裏で異国降伏の七仏薬師法。助修20，結願に牛車拝賀，綱所が供奉『門』18
0314		源恵が座主上表『帝王編年記』
0323		源恵前座主僧正が後深草法皇の常盤井殿で尊勝陀羅尼供養導師『実躬卿記』
0422		平禅門の乱で平頼綱一族が減ぶ
0424		源恵が十楽院僧正道玄と対面『実躬卿記』紙背
0425		三条実躬が土御門亭を訪れ前座主僧正と対面，関東大事出来の噂『実躬卿記』
0426		源恵が天台座主を辞す『座主記』
0509		慈基前大僧正が伏見天皇の護持僧に。源恵僧正の後任『門』53
0713	★	親玄と源恵僧正が大守（貞時）に加持『親玄日記』
0928	★	久明親王の室の御産加持に源恵僧正と親玄『親玄日記』
0929	★	久明親王の女が誕生。源恵僧正・乗教・演誉が祇候。親玄は一臈の座に着す『親玄日記』
1018	★	源恵前座主が将軍家で天変（客星）のため（如法?）仏眼法，伴僧8『門』40
1121	★	源恵が将軍久明の夢想により冥道供『門』70
1125	★	源恵が天変地震のため北条貞時邸で冥道供。吉田禅尼が壇上の冥衆を幻視，諸人の信仰一層篤く『門』70
永仁2(1294)0114		勝長寿院に阿闍梨3口の設置を朝廷が認可『勘仲記』
0322	★	慎み月のため殿中で祈禱。源恵僧正が檜皮御所で北斗護摩，親玄は一字金輪護摩『親玄日記』
1103	★	大御堂僧正（源恵）が檜皮御所で薬師護摩『親玄日記』
1110	★	地震が続発。源恵僧正の酔狂のせいと人々が揶揄『親玄日記』
永仁3(1295)0219	★	源恵が北条貞時の祈りのため貞時邸で冥道供『門』70
1105		勝長寿院が焼亡『鎌倉年代記裏書』

1211	★	源恵が或人の要請で冥道供。助修6『門』70
永仁4(1296)0203	★	鶴岡八幡宮が全焼。源恵前大僧正が別当坊寢殿で薬師護摩二七日『統群』30上-77
0526	★	源恵が將軍久明の広御所で御息所御悩のため冥道供『門』70
永仁5(1297)0719	★	源恵が大御所姫御前のため冥道供。助修6。結願の夜に道潤新僧正が夢想『門』70
正安2(1300)0216	★	源恵が北条貞時子息の所勞で冥道供。助修6『門』70
0415	★	源恵が貞時の子(菊寿御前)の祈りのため冥道供『門』70
0707	★	源恵が貞時の子(若御前)の病の祈りのため冥道供。平癒。助修6『門』70
1205		興福寺金堂供養。導師は慈信、開眼は信忠、呪願は源恵本覚院座主前大僧正、請僧300『東寺王代記』
正安3(1301)0807	★	源恵が貞時の子(菊寿御前)の病のため御本坊で冥道供。助修6『門』70
1105		鎌倉の大火、勝長寿院などが焼失『史料綜覧』
1220	★	源恵前大僧正前座主が將軍の命で異国降伏の七仏薬師法。助修20『門』18
乾元1(1302)0209	★	足利讃岐守の物狂所勞のため大師堂(ママ)前大僧正が高次郎右衛門尉の私宅で冥道供。助修6『門』70
0517		弟子の道潤僧正が天台座主に。～翌年0413『座主記』
0914	★	最勝園寺の供養。導師は源恵勝長寿院別当僧正、將軍御参『鎌倉年代記裏書』『保暦間記』
乾元2(1303)0412	★	前大僧正御房(源恵)のため道潤が冥道供。助修6『門』70
嘉元3(1305)0503	★	日光山座主(源恵)御教書→上執事法眼：見衆と講衆の兼帶禁止の裁許『鎌遺』22198
嘉元4(1306)0612		昭慶門院御領目録に大宮院領の氣比水上は「源恵僧正御年貢五百疋」『鎌遺』22661
徳治2(1307)0525		洞院公賢の奏事事書。讃岐国北山本新庄預所職につき源恵僧正請文『鎌遺』22969
1020		源恵が没、64歳『日光』844

『日光』は『日光市史 史料編』上巻、『門』は『門葉記』、『座主記』は『天台座主記』、『鎌遺』は『鎌倉遺文』、『県史』は『神奈川県史』、『統群』は『統群書類従』

本坊西塔東谷 承平年中建立

る。163



本覚院は良快以降、良禪・最源・源恵・道潤と九条兼実一門に相承された。図にあるように、尊家は日光山と勝長寿院別当を兼帯したが本覚院は相承しなかったし、最源は本覚院と勝長寿院を兼帯したが日光山を管領した様子はない。三者の一体化は源恵の時代と見てよからう。そして源恵の後に再び仁澄・道潤段階でそれが分離し、仁澄没後の道潤・聖恵の時に再統一されたのである。この他、源恵は京都に土御門坊を有しており、青蓮院道玄から受用弥陀院を譲られて、それを本坊に移建している。

弘安五年（一二八二）に座主最源より延暦寺西塔院主に補されるとともに、同年十一月に権僧正となり、正応二年（一二八九）には大僧正、正応五年には天台座主・権法務と伏見天皇護持僧となった。さらに正安二年（二三〇〇）に上洛して、興福寺別当前大僧正慈信

(導師)や東寺一長者僧正信忠(開眼)とともに、興福寺金堂供養の呪願を勤めている。⁽¹⁶⁴⁾鎌倉の堂塔供養に京都の高僧が招かれることは多々あるが、畿内の顕密系大寺院の供養に幕府僧が請定されるのは非常に珍しく、永仁五年(一二九七)神護寺供養について二例目である。⁽¹⁶⁵⁾この時期の東国仏教界の充実ぶりを象徴的に示していよう。

さて源恵の宗教活動でまず注目すべきは、大法・准大法といった本格的台密修法を盛んに行っていることである。密教修法はその規模・格式によって大法・准大法・小法・護摩・供の五つに分かれるが、南北朝時代の尊円法親王によれば、「大法」の特徴として、⁽¹⁶⁶⁾①大壇・護摩壇・十二天壇・聖天壇の四壇仕立て、②大幕を二重に引く、③伴僧は二十口程度、④阿闍梨が参入する時は殿上人が脂燭を掲げる、⑤結願では公卿が布施を取る、と述べている。これに対して、「准大法」は大壇・護摩壇に小壇を別立するが、伴僧は十二口・十口・八口程度、「小法」は護摩壇のみで伴僧は通常六口で晴儀は八口、略儀は四口、「護摩」は護摩壇のみで伴僧なし、「供」は小壇一面のみ、としている。⁽¹⁶⁶⁾どの修法が大法になるかは東密・寺門・山門によって異なり、また准大法の修法を大法仕立てで行うこともあるなど、その区分は流動的だが、一般に山門では熾盛光法・七仏薬師法・普賢延命法・安鎮法を四箇大法と呼んで最も重視した。源恵はこの四箇大法のうち前三法を関東で修している。

表8に見えるように、熾盛光法は、源恵が弘安九年と正応五年に伴僧二十口・四壇立てで行っている。これは関東初例であるし、⁽¹⁶⁷⁾正応三年に伴僧二十口で行った普賢延命法も確認できる限り関東初例である。七仏薬師法は建保四年に忠快が將軍実朝のために伴僧二十口・五壇立てで行ったのが関東初例で、正応二年・三年に源恵は八十年ぶりにそれを復活した。鎌倉山門派、ひいては東国仏教界における源恵の占める位置の大きさがわかるだろう。

さて、表8をみて気づくのは、幕府崩壊直前の正慶二年のものを除けば、四箇大法はいずれも將軍に対して行われており、北条得宗のために修されていないことである。一般に臣下の大法は異例とされ、將軍実朝の七仏薬師法は朝廷への奏聞・勅許を得た上で行われたし、西園寺公衡が前東寺一長者に普賢延命法の勤修を依頼した時には、臣下の大法は不当として仁和寺御室性仁がそれを抑留し、治天(後深草院、性仁の父)の再三の説得でようやく勤仕が認められている。⁽¹⁶⁸⁾こうした制約があったため、四箇大法は親王將軍に対してだけ行われたのであろう。ちなみに、五壇法は連壇仕立てという大規模な修法であるが、しかし修法の格で言えば「常御修法」に過ぎず大法ではない。⁽¹⁶⁹⁾五壇法は武家祈禱として著名であり、また鎌倉では將軍頼朝時代に盛んに修されたが、その原因の一つは、これが臣下でも修

表8 関東における山門四箇大法と如法仏眼法の勤修 (◆四箇大法, ◇如法仏眼法)

建保 4 (1216) 0512	◆	忠快が將軍実朝のため七仏薬師法, 伴僧20, 大壇・護摩壇・十二天壇・夜叉壇・聖天壇。実朝が奏聞。0518結願に北条義時らが着座。殺生禁断『大史』4-14-27
建保 4 (1216) 0525		忠快が將軍実朝のため仏眼法。大壇・護摩壇『大史』4-14-34
建保 6 (1218) 0201	◇	忠快が將軍実朝のため如法仏眼法。伴僧12, 大壇・護摩壇・七曜壇。~0207『大史』4-14-641
弘安 9 (1286) 0110	◇	源恵が天変により北条貞時のため本坊で如法仏眼法 (関東初例)。伴僧16, 大壇・十二天壇・七曜壇・聖天壇『門』40-387
0115	◆	源恵が天変により本坊で將軍惟康のため熾盛光法。伴僧20, 大壇・護摩壇・十二天壇・聖天壇『門』8-86
正応 2 (1289) 0618	◆	源恵が將軍惟康の命で異国降伏のため関東本坊で七仏薬師法。関東2度目。助修20, 大壇・護摩壇・十二天壇・夜叉壇・聖天壇。0623結線, 開白結願に伎楽『門』18-204, 『華』32-157
正応 2 (1289) 0808		源恵が怪異のため北条貞時邸で (如法?) 仏眼法。伴僧16『門』40-387
正応 3 (1290) 0717	◆	源恵が將軍家 (久明) で天変の普賢延命法。助修20, 大壇・護摩壇, 小壇の記載闕如。祈禱は仙洞の申入『門』24-247
1201	◆	源恵が雷鳴のため將軍家で七仏薬師法。助修20, 大壇・護摩壇・十二天壇・夜叉壇・聖天壇『門』18-204
正応 4 (1291) 0808		源恵が將軍家のため御本坊で (如法?) 仏眼法。伴僧12『門』4-387
正応 5 (1292) 0415	◆	源恵が天変のため関東親王家で熾盛光法。伴僧20, 大壇・護摩壇・十二天壇・聖天壇『門』8-86
永仁 1 (1293) 1018		源恵が將軍家で天変のため (如法?) 仏眼法。伴僧8『門』40-387
永仁 5 (1297) 0303	◇	道潤が彗星出現のため將軍家 (久明) で如法仏眼法。伴僧16, 大壇・七曜壇・十二天壇・聖天壇, 護摩壇は大阿闍梨が兼行『門』40-387
正安 3 (1301) 1220	◆	源恵が將軍久明の命で異国降伏の七仏薬師法。助修20, 大壇・護摩壇・夜叉壇・十二天壇・聖天壇『門』18-205, 『華』32-157
乾元 2 (1303) 0627		道潤が彗星のため將軍家 (赤橋久時邸) で (如法?) 仏眼法。助修12, 大壇・七曜壇・十二天壇・聖天壇『門』40-387
元徳 3 (1331) 0925	◇	聖恵が北条高時邸で天下無為のため如法仏眼法。助修16, 大壇・護摩壇・七曜壇・十二天壇・聖天壇『門』40-387
正慶 2 (1333) 0209	◆	聖恵が天下静謐のため北条高時邸で熾盛光法。助修20, 大壇・護摩壇・十二天壇・聖天壇『門』8-87

『大史』は『大日本史料』, 『門』は『門葉記』, 『華』は『華頂要略』の略。数字は巻数・頁数を示す。

しうるといふ身分的制約を免れた修法だったことにある。逆に言えば、親王將軍をいただいた段階から、幕府は勅許なしに大法を修することが可能となったが、少なくとも山門派は大法を行ってはいない。このことは、これまでの鎌倉山門派の水準が如何に低いものであったかを示すとともに、源惠の段階でそれが京都に伍しうるまでに発展したことを物語っている。源惠の「貴種」性がそれを可能にした一因であった。⁽¹⁷⁰⁾

次に如法仏眼法を見てみよう。如法仏眼法は大法とされたり、准大法とされるなど、位置づけが微妙な修法である。如法仏眼法を大法として修したのは、建久六年に慈田が宜秋門院の御産祈禱で行ったのが最初と言われ、⁽¹⁷¹⁾この時に慈田は伴僧二十口に大壇・十二天壇・七曜壇・聖天壇の四壇仕立てで勤修している。またこの時から仏眼法に「如法」の語が付されるようになり、少なくとも如法仏眼法といえは大法もしくは准大法ということになった。表8は如法仏眼法と仏眼法の区分が不十分であるが、これは個々の修例についての『門葉記』巻四〇の記載が曖昧で、それぞれが単なる仏眼法なのか、それとも大法・准大法たる如法仏眼法であったのかが判然としないからである。

『門葉記』は弘安九年正月に源惠が四壇・伴僧十六口で修した如法仏眼法を関東初例とする。忠快の修法例のうち、建保四年のものは小法の仏眼法であることが明らかであるが、建保六年のものは三壇・伴僧十二口で巻数に「如法仏眼法」と明記している。規模が大法と准大法の中間であり、これを如法仏眼法の修例に数えれば、源惠はそれをほぼ七十年ぶりに復活したことになるし、修例に数えなければ『門葉記』の言うように関東初例となる。⁽¹⁷²⁾

注意すべきは四箇大法が基本的に將軍に対してのみ行われたのに比べ、如法仏眼法は將軍だけではなく得宗に対しても行われている。四箇大法に比べて一段ランクが下るが、大法とも准大法とも言える曖昧な性格、これが北条得宗に対して如法仏眼法が修された理由であった。

次に冥道供をみてみよう。源惠は冥道供を盛んに行っており、確認できるものだけでもその回数は三十九回に及ぶ。尊円によれば、冥道供は供とはいっても、准大法のように外陣に大幕を引き、伴僧六口を伴うなど、結構「大儀」な修法である。⁽¹⁷³⁾四箇大法が基本的に將軍だけ、如法仏眼法が將軍と得宗個人に限定されていたのに対し、この冥道供は將軍・得宗およびその関係者はもちろんのこと、北条一門や内管領平頼綱一族や足利貞氏にまで広がっている。費用は一回一万疋、百貫文といえは相当高額である。

特に目立つのは平頼綱一族との関係である。『門葉記』巻七〇の『関東冥道供現行記』には「平左衛門」「平禪門」「平左衛門入道」「平

新左衛門」が登場し、「平左衛門」の祈りを「禪門」が依頼しているケースもある。頼綱一族の人物比定は非常にむずかしいが、弘安八年(一二八五)十一月四日に冥道供を依頼した「平左衛門」は恐らく頼綱その人であろう。その直後に霜月騒動が起きて安達泰盛が誅殺され、源恵の声望は一気に高まった。冥道供は一般に「除病・延寿・攘災・招福」の祈禱であるが、ここでは戦勝祈願の意味まで付加されている。正応四年六月には「世上怖畏」により平頼綱が内々に冥道供を依頼しているが、これは頼綱側近の禪空失脚によるものである。禪空は幕府の権威を背景にして、数年来、朝廷の人事や裁判に盛んに介入していた。そのため貴族の不満を一身に集めることになり、朝廷側の苦情もあつて、このとき北条貞時の「勘気」を蒙った。⁽¹⁷⁶⁾これが「世上怖畏」の意味である。つまり源恵は平頼綱やその親族の病を祈禱で治しただけではなく、霜月騒動と禪空失脚という頼綱の政治的節目には、祈禱により背後から彼を支えたのである。

では頼綱一族の誅殺事件、つまり平禪門の乱の時に源恵はどう動いたのか。幸運なことに源恵はそのとき天台座主として上洛していた。『天台座主記』によれば、源恵は乱の四日後の永仁元年(一二九三)四月二十六日に座主を辞任している。また『実躬卿記』によれば、その前日の二十五日に三条実躬は土御門坊で「前座主僧正」源恵と対面し、「関東珍事出来」の情報を得ている。源恵の天台座主辞任が、東国情勢の急変と関わるようにも思えるが、しかし『帝王編年記』は源恵の座主上表を同年三月十四日とし、『実躬卿記』は三月二十三日条で「前座主僧正源恵」と記しており、事件の一ヶ月前には座主を辞任していたことになる。源恵の座主辞任と、平禪門の乱との間に直接的な関連はないだろう。源恵は座主に就任して護持僧となり二間初参も果たしたし、権法務にも就任し、さらに牛車宣下を受けてその拝賀も済ませている。いわば所期の目的を達成したということで、座主を辞任したのであろう。ただし源恵は事件の直後に京都滞在を切り上げて鎌倉に下向している。頼綱との関係の深かった源恵にとって、北条貞時との関係を再構築しておくことは、必要不可欠なことだったのである。

源恵の祈禱について、さらに付言すれば、鎌倉においてその祈禱の声望は非常に高かった。霜月騒動の祈禱で源恵が「高名」を得たことは先に紹介したが、それ以外にも「所労危急之間、被_レ申_レ之、不_レ幾滅氣」「難産之間、俄被_レ申_レ之、則平産」のように、源恵の祈禱によって忽ち回復した記述が数多い。平頼綱の妻が重体となった時には、「諸道」が見限ったにも関わらず、北条貞時の再三の要請で祈禱を行って平癒させ「世上美談」となっているし、「諸医」が見限った將軍久明の乳母を回復させて「存命不思議希代事也」と評されている。また足利尊氏の父親・貞氏は長年にわたって「物狂所労」を患っていたが、物憑巫女が源恵の冥道供で治ると告げたため、執事の高

次郎右衛門尉宅で祈禱を行っている。源恵の声望は市井の巫女にまで届いていたのである。また源恵の祈禱中に、その壇上に冥衆が降臨するのを周囲の者が幻視したことも二例みえており、「諸人弥信仰異⁽¹⁷⁷⁾他也」と語られている。

以上、源恵の祈禱について検討してきた。台密の大法や准大法を鎌倉に導入し、鎌倉山門派の水準を京都に伍しうるまでに高めた点に、源恵が果たした最大の役割があった。

では源恵はこうした大法を誰に教授され、どのようにしてそれを習得したのか。師匠の尊家と最源が考えられるが、必ずしも十分ではない。尊家は確かに密教修法に通曉した碩徳であったが、自ら大法を勤修してはいない。一方、最源について言えば一流の台密僧とはとても評しえない。例えば文永二年の東二条院の御産祈禱では、最源（三十九歳）は延命法を修すとともに、尊助座主の七仏薬師法の伴僧として護摩壇を担当したが、その祈禱よりは惨憺たるものであった。夏五月なのに冬の法服で参列して「諸人驚目」させたし、祈禱に際しても「護摩壇所作事、以外遅々」のため蠟燭の火が燃え尽きて真暗闇になるなど「比興」の連続で、「護摩壇作法、一々解頤切腹了」とあるように、その祈禱よりは周りの者を抱腹絶倒させている。⁽¹⁷⁸⁾このように京都の仏教界で通用しない程度の人物であればこそ、最源は鎌倉に赴いたのである。実際、異国降伏祈禱を見ても、後に源恵が大法の七仏薬師法（正応二・正応六・正安三）を行ったのに比べると、弘安四年の最源は小法たる不動法を修したに過ぎない。弘安の役を直後に控えた緊張感みなぎる中、しかも東密の頼助が准大法の如法尊勝法を選んでいるにも関わらず、最源は小法を修しただけである。

では、源恵に本格的な密教修法を教授したのは誰なのか。それが道玄であろう。道玄（一二三七―一三〇四）は二条良実の子で、源恵の従兄弟にあたる。鎌倉時代で唯一、四代護持僧（亀山・後宇多・伏見・後二条天皇）を勤めた人物で、山門初の准后でもある。しかも後宇多天皇には在位中から盛んに台密を授法するなど、⁽¹⁷⁹⁾鎌倉後期の山門系台密を代表する僧侶である。

この道玄と源恵は直接の師弟関係こそないものの、道玄は源恵にさまざまな配慮を行っている。

まず第一に、道玄は源恵に受用弥陀院を譲った。受用弥陀院は道玄の母願浄が洛西に建立したもので、正応三年（一二九〇）に彼女は太政官牒を得て公家祈願所の認定を受けるとともに、道玄の管領と門弟相承を認可されている。この受用弥陀院を源恵は「在洛」の時に道玄から譲られて土御門坊に移建し、源恵の後は將軍久明に伝領され幕府滅亡後に十楽院に移建されたという。⁽¹⁸⁰⁾源恵は弘安五年（一二八二）・正応五年（一二九二）・正安二年（一三〇〇）の三度上洛しているが、時期的に見て受用弥陀院の譲与は正応五年の上洛の時であっ

たはずだ。弘安五年の上洛の際は公家祈願所の認定を受ける以前であるし、土御門坊の莊嚴が必要となったのは、正応五年に源恵が天台座主に就任したためと考えられる。受用弥陀院を土御門坊に移建して、天台座主の本坊としての威儀を整え、ここで座主宣命を受領したのであろう。このように道玄は、門徒相承が認められた院家を、弟子でもない源恵に譲っている。

第二に道玄は本格的な台密修法を源恵に習熟させている。源恵が最初に上洛した弘安五年三月に、道玄は内裏で如法仏眼法を行ったが、その際に彼は源恵を護摩壇阿闍梨に請定しただけでなく、盛んに手代(手替)を勤めさせた。座主でない者(道玄)が西塔院主(源恵)を伴僧にするのは異例であったし、「貴種」(源恵)の護摩壇勤仕も山門初例であった。密教修法では、大阿闍梨が未熟な場合は護摩壇に宿老僧を配するのが一般的であるが、今回の場合は逆に、宿老の大阿闍梨(道玄)と未熟な護摩壇阿闍梨(源恵)という異例の組み合わせである。道玄個人にとっては、慣例を破ってまで源恵を護摩壇に請定しなければならぬ必然性は何もなかったし、源恵に手代を頼む必要もなかった。しかし源恵にとっては、これは初めての本格的な修法である。この一連の措置は源恵に対する道玄の配慮と言うべきだろう。しかも驚いたことに、道玄は源恵に後宇多天皇への後加持まで行わせている。後加持は修法の後で、阿闍梨が依頼者に加持を行うものであるが、手代が天皇に後加持を行ったのはこれが初例である。⁽¹⁸⁾しかも内裏への出御行列にも、扈從僧綱二人のうちの一人に源恵を加えている。また同年八月の内裏での七仏薬師法でも、後宇多天皇が聴聞するなか、道玄は源恵に護摩壇と手代および後加持を行わせている。このように道玄の源恵に対する扱いは異例の連続であった。私たちはここに、大法修法に習熟させようという道玄の配慮と、源恵を公家社会に披露しようとする彼の熱意を読みとるべきだろう。

こうした道玄の源恵への厚遇は、従兄弟関係という同族意識に一つの要因があるが、それだけではない。源恵が最源に伴われて上洛した弘安五年とは、門跡返還と抱き合わせで最源の座主就任が実現した年である。長く籠居していた道玄に公請復帰の勅命が出されたのは、彼らの上洛とほぼ同時期であるし、源恵が護摩壇阿闍梨・手代として道玄の伴僧を勤めたのは、道玄が再開した最初の修法である。道玄の公請復帰に彼らがどのような役割を果たしたのか、それを具体的に物語る史料は存在しない。しかし仁和寺御室法助(九条道家の子)は、かつて九条家一門が失脚する中、安達景盛の進言で御室の地位を維持することができた恩義から、北条一門の頼助を弟子に迎えて仁和寺御流を伝法している。⁽¹⁹⁾このことを思えば、少なくとも道玄は自らの顕密仏教界への復帰を了解した幕府への謝意を、源恵に対する配慮で示したと言えるだろう。

この他、二人の間では和歌の贈答もなされている⁽¹⁸³⁾。平禪門の乱では源恵は道玄と相談して鎌倉に戻っている⁽¹⁸⁴⁾。しかも源恵の後に、鎌倉山門派の中心となった道潤や良敷は道玄の受法の資であるし、源恵・道潤のもとで活動した山門僧には道玄門下であった者も数多い。つまり、当代の鎌倉山門派の主流は道玄の法流によって占められている。鎌倉末期の青蓮院門跡は、道玄・慈助・慈道たちと、尊助・慈実・慈玄・慈深・尊円ら両派の間で長く激しい門跡相論を繰り広げ、幕府もそれに介入しているが、先の事実がこの相論にどのような影響を及ぼしているか、慎重な見きわめが必要だろう⁽¹⁸⁵⁾。

最後に問題となるのは源恵の天台座主就任である。彼はなぜ座主に就任できたのか。注意すべきは、源恵が座主に就任した正応五年（一二九二）九月に、頼助も東大寺別当となっている事実である⁽¹⁸⁶⁾。つまり鶴岡八幡宮別当頼助が東大寺別当に、勝長寿院別当源恵が天台座主に同時に補任されている。この二つの人事についての朝幕間の具体的やりとりは一切不明であるが、これらは密接に連動していたはずである。

彼らが別当に補任される直前、朝廷は寺社強訴に翻弄されていた。前年の暮れ、興福寺は竜華院の院務相論などを不満として春日神木を遷座させた。朝廷は南都の抵抗を排して御齋会を強行したが、興福寺は神木動座中の朝廷出仕を咎めて弁官公卿ら十二名を放氏している⁽¹⁸⁷⁾。延暦寺でも、下鴨社・東大寺との所領紛争や座主慈助に対する不満等を背景に、正月から閉籠や神輿動座の企てが頻発しており、慈助が座主を辞任して解決を図ろうとしたものの、八ヶ月の間、後任座主が決まらないという異常事態に陥っている⁽¹⁸⁸⁾。また東大寺も、石山寺をめぐる延暦寺との争いや東大寺別当への「他寺僧」就任問題などを理由に閉門していた⁽¹⁸⁹⁾。さらに四天王寺別当最助（梶井門跡）と寺僧との抗争が勃発しているし、天王寺執行への反発から大山崎神人が石清水神輿を動座させるなど、朝廷は大混乱に陥っている⁽¹⁹⁰⁾。

このうち延暦寺に関しては、鎌倉幕府は紛争地の替え地として一村を寄付するよう提案している。治天であった伏見天皇は、こうした宥和政策では今後も強訴が頻出すると難色を示したが、結局それに従ったようで、近江国栗太郡を西塔に寄付することで落居している⁽¹⁹¹⁾。そして源恵の座主就任はこうした中で決められた。当時の延暦寺は青蓮院門主をめぐる激しい門跡内紛争や、青蓮院と梶井門跡との厳しい門跡間紛争を抱えていたし、東大寺も「他寺僧」の補任問題を抱えている。そうした点で言えば、源恵にせよ、頼助にせよ、権門寺院にとっては中立的人物であるし、また幕府の支援も期待できる。伏見天皇は源恵の座主補任を幕府に通知する論旨に、「今明若静謐候者、其後静謐之由」を記している⁽¹⁹²⁾。伏見にとって、源恵の補任が延暦寺「静謐」への大きな期待を込めた人事であったことだけは確かである。

ところで幕府はなぜ一村寄付案を提示したのだろうか。かつて弘安二年(一二七九)亀山院が熊野山の強訴に対して一村寄付で収拾しようとしたところ、幕府が強硬に反対したため寄付案が撤回されている。⁽¹⁹³⁾それだけに伏見天皇は、今回の幕府の方針変化に当惑している。実際、所領紛争による強訴に対して、別の一村を提供して宥和しようとするれば、その強訴は解決しても逆に他の強訴を誘発しかねない。強訴鎮圧という点からすれば、これまでの幕府の強硬姿勢が理に叶っているのは明白である。ところが、幕府はこれ以前にも延暦寺に対して、異例の宥和策をとったことがある。

寛喜元年(一二二九)三月、六波羅探題北条時氏の家人である三善為清の従者が日吉二宮宮仕と殺傷事件を引き起こした。武家と延暦寺が互いに下手人の引き渡しを要求したため、尊性法親王は進退きわまって座主を辞任した。ところが、後任の座主に青蓮院良快が就くと、六波羅探題の反対にも関わらず幕府は三善為清らの流罪を決するとともに、寺内紛争の原因を除去すべく、近江国栗本郡十九郷の佐々木信綱の地頭職を停止して延暦寺に去り渡している。⁽¹⁹⁴⁾この露骨な延暦寺宥和策が、將軍頼経からの大伯父良快に対する座主就任祝いであつたのは明白であろう。しかも幕府僧最源の座主就任は門跡返還という宥和策と抱き合わせて実現したし、今回の源恵の人事も一村寄付案という異例の宥和政策の中で決せられている。さらに源恵に座主補任の宣下があつた時、彼は鎌倉ではなく京都にいた。つまり幕府は座主決定以前に、勝長寿院別当源恵に上洛の許可を与えている。これらのことからすれば、今回の幕府の突然の宥和政策が、源恵の座主就任を視野に入れた上での施策であつた可能性が高い。

概括すれば、①源恵は鎌倉に大法を本格的に導入し、鎌倉山門派の最盛期をもたらした、②鎌倉山門派では四箇大法は基本的に將軍だけに行われており、大法と准大法の狭間にある如法仏眼法は將軍と得宗に対して祈られた、③道玄は京都で源恵を積極的に支えた、ことが明らかとなった。源恵の座主就任については史料制約もあつて不明な点が多いが、しかし正応五年九月に源恵と頼助が同時に天台座主・東大寺別当に就任した意味は大きい。頼助は法助を介して仁和寺御流という最高水準の東密修法を鎌倉に定着させたし、源恵もまた道玄を介して四箇大法を鎌倉にもたらししている。一方は北条得宗の出身で鶴岡八幡宮別当、他方は將軍子弟で勝長寿院別当である。幕府僧の権門寺院長官への就任は、これまでも定豪(東寺一長者)・隆弁(園城寺別当)などの例があるが、今回の人事は北条出身僧・將軍子弟が権門寺院長官に就いた最初の事例である。鎌倉の仏教界はこの二人の人物を機軸に、新たな歴史段階に入ってゆくのである。

第二節 鎌倉山門派の主要人物

この時期に天台座主となったのは、源恵・道潤・仁澄・澄助の四名であり、聖恵は南北朝時代に座主に就任する。勝長寿院別当については、源恵・経恵・仁澄・道潤・聖恵らが就任もしくはその可能性が高いし、明王院別当も道潤・良敷・聖恵ら山門派に独占されている。そこで当代の主要人物について触れてゆこう。

まず道潤大僧正（一二六六―一三二九）は関白二条良実の子で、源恵の跡を受けて鎌倉山門派の中心となった（表9参照）。『華頂要略』や『尊卑分脈』は実父を兄の尋源法印権大僧都としており、また『公衡公記』は関白二条兼基の「舍弟」として⁽¹⁹⁵⁾いる。尋源は建長八年（一二五六）に延暦寺で出家受戒して本覚院を相承したが、後に還俗して数子を儲けている。⁽¹⁹⁶⁾恐らく道潤は尋源の実子として生まれて祖父良実の子となり、良実の没後は叔父師忠の子となったのだろう。

師は源恵と道玄（二条良実の子）であり、源恵から伝法灌頂を、道玄から許可を受けたと思われる。源恵から本覚院・成恩寺を相承するとともに、明王院・勝長寿院と日光山別当に補任された。また京都関係では、正応五年（一二九二）に法印で延暦寺西塔院主となり、永仁五年（一二九七）には権僧正、正安四年（一二三〇）に天台座主、嘉元三年（一二三五）大僧正となり、正和五年（一二二六）・嘉暦二年（一二三七）には藤氏長者から平等院執印に補されている。

道潤が源恵や鎌倉といつから関係をもつようになったのかは明瞭ではない。しかし正応五年に西塔院主となった直後に源恵が天台座主とな⁽¹⁹⁷⁾っているし、永仁三年には源恵と交代で権法務に補任され⁽¹⁹⁸⁾おり、この当時にはかなり濃密な関係があったはずである。表9の年譜に明らかなように、道潤は座主就任以前も、また以後も鎌倉を拠点に活動しているし、座主就任以前には既に鎌倉明王院の別当とな⁽¹⁹⁹⁾っている。この点で道潤の座主補任は最源・源恵につぐ幕府僧による天台座主就任例とみてよい。

座主就任の具体的経緯は不明である。正安四年四月、日吉祭で日吉大津神人と駕輿丁とが喧嘩をして神輿に矢があたったことで紛議が起きており、座主良助が辞任したのを承けて道潤が補任された。ちなみにこの紛争に対する朝廷の処断は厳格で、喧嘩の原因となった大津神人二名に衾宣旨が発せられたばかりか、山門の反対にも関わらず神輿の造替費用を京内外の日吉神人に負担させている。⁽²⁰⁰⁾従来は造替費用を朝廷や院が負担しており、これは異例の措置である。在任中にこれといった政治問題は発生していない。

道潤は源恵の病もあってか、鎌倉に戻り一年足らずで座主を辞した。⁽²⁰¹⁾後任座主は師であるとともに兄でもある道玄であり、道潤の辞任

表9 道潤の年譜 (★鎌倉での活動)

文永 3 (1266) 0000		道潤が誕生『座主記』308上欄
正応 5 (1292) 0505		道潤法印を西塔院主に補任, 治 2 年『華頂要略』32……源恵は0904に座主に就任
永仁 3 (1295) 0000		権法務に道潤法印権大僧都, 寺「権法務次第」
永仁 5 (1297) 0303	★	道潤僧正が彗星のため将軍家(久明)で如法仏眼法。伴僧16『門』40-387
	0721	★ 源恵の冥道供を聴聞していた道潤新僧正が結願の夜に, 冥衆降臨の夢想『門』70
	1126	★ 下野入道の所勞により内々の要請で道潤僧正が冥道供『門』70
正安 1 (1299) 1006		道玄前大僧正が道潤僧正に許可を授く『門』129
正安 3 (1301) 1220	★	源恵前大僧正が七仏薬師法。護摩壇阿闍梨の道潤明王院僧正は臨期不参『門』18
乾元 1 (1302) 0517		道潤を座主に, 37歳, 執当は兼覚『座主記』
	0709	道潤が今宮のため北斗法を修す『門』162
	0829	天台座主僧正(道潤)が万里小路殿で毎月北斗法, 助修6『門』162
嘉元 1 (1303) 0412	★	道潤が前大僧正御房(源恵)のため冥道供, 助修6『門』70
	0413	道潤が天台座主を辞任『座主記』
	0509	道昭に大僧正宣下(23歳)。超越された12名に道潤前座主僧正(関白舍弟)『公衡公記』3-123
	0627	★ 道潤前座主が彗星のため将軍家(赤橋久時郎)で如法仏眼法。助修12『門』40-387
嘉元 3 (1305) 0318		僧事で道潤が大僧正に『続群』4上-410
	0605	★ 道潤が大守邸(貞時)の最明寺で冥道供, 助修6『門』70
	0620	★ 道潤が相州の病のため明王院北斗堂で冥道供, 助修6『門』70
徳治 2 (1307) 0124	★	道潤前大僧正が相州禅門(貞時)の重厄のため明王院北斗堂で冥道供, 助修6『門』70
	0824	★ 道潤が将軍家(久明)で冥道供『門』70
	1020	師の源恵が没『日光』844
延慶 1 (1308) 1200		道潤前大僧正が花園天皇の護持僧に, 本覚院, 源恵弟子, 香園院関白の子『門』53
延慶 2 (1309) 0908	★	道潤が大御堂御本坊で冥道供。助修6『門』70
正和 5 (1316) 0629		仁澄が天台座主に, 0902仁澄が座主を辞す『座主記』
	0805	道潤大僧正を平等院執印に補任『群』4-562
	1229	道潤僧正(道順?)が東寺仏舍利を2粒奉請「東寺仏舍利勘計記」『鎌遺』26055
元亨 1 (1321) 0118	★	道潤が大守(高時)のため同邸で冥道供。助修6『門』70
	0100	★ 辛酉年の鶴岡月次御修法。1月親玄, 2月大御堂道潤僧正が中薬師, 3月顕弁の三門跡『社務記録』
元亨 2 (1322) 0623	★	道潤が大守(高時)のため同邸で冥道供。助修6『門』70
	1207	★ 道潤が将軍守邦の亀谷御所で変異のために冥道供。助修6『門』70
元亨 3 (1323) 0000	★	日光山30代座主に補任『華頂要略』32

正中 1 (1324) 0100	★	甲子年のため鶴岡社頭御修法。1 月道潤僧正は中薬師、2 月道乗、3 月顯弁鶴岡社務『社務記録』
0519	★	北条高時邸で蝦夷降伏五壇護摩：不動は大御堂道潤僧正、他は顯弁・房朝・有助・頼演『社務記録』
0711	★	道潤が將軍（守邦）の病のため本坊で冥道供。助修 6『門』70
嘉暦 1 (1326) 0306	★	道潤が大守（高時）危篤のため同邸（執事長崎高資宿所）で冥道供。助修 6，高時が0313出家『門』70
嘉暦 2 (1327) 0200		道潤前大僧正を平等院檢校（法務）に還補の宣下『華頂要略』32『群』4-562
1005	★	鶴岡で変異祈禱：勝長寿院別当道潤は中薬師法、伴僧12『社務記録』
元徳 1 (1329) 0124	★	久明親王の百日曼陀羅供，大阿闍梨は道潤大御堂前大僧正。職衆20，うち10は阿闍梨被官『県史』2689
1124	★	良敷が前大僧正御房（道潤）の病のため犬懸の満行寺で冥道供。助修 6『門』70
1200	★	大御堂前大僧正（道潤）が危篤，そして没，宮僧正（聖恵）に訪の使者『県史』2784，2788

『日光』は『日光市史 史料編』上巻，『門』は『門葉記』，『座主記』は『天台座主記』，『鎌遺』は『鎌倉遺文』，『県史』は『神奈川県史』，『群』は『群書類従』，『統群』は『統群書類従』，『社務記録』は『鶴岡社務記録』

に政治的背景がなかったことが判る。道潤にとっては、天台座主就任そのものが目的だったのだろう。

ところで道潤は天台座主に就任しても天皇護持僧になっていない。一般に天台座主は正護持僧となつて長日如意輪法を修することが多いが、道潤は正護持僧はもとより加任護持僧にも就いていない。当時、山門系の正護持僧が道玄であつたことを思えば、⁽²⁰²⁾師の道玄に配慮したのであろう。また時の関白が一門の二条兼基であり、道潤の後任座主が道玄であることからすれば、この間も実質的座主は道玄であり、関白と道玄の主導で道潤の座主就任が決まったとも考えられる。さて、道潤は天皇護持僧にはならなかったものの、その間、「今宮」のために北斗法を修しており、東宮護持僧に就いたと思われる。この時の東宮は後の花園天皇であり、道潤が延慶元年に花園の加任護持僧となつたのは、こうした経緯を背景にしている。また道潤は座主在任中に万里小路殿で毎月北斗法を修しているが、⁽²⁰³⁾これは彼が治天たる後宇多院の仙洞廻祈禱を行ったことを意味し、院の護持僧となつたことを物語っている。

道潤は鎌倉では將軍のために如法仏眼法を行つたし（永仁五・嘉元元）、將軍・貞時・高時らのために冥道供を行っており、嘉暦元年（一二三六）の冥道供では危篤となつた高時を救っている。⁽²⁰⁴⁾注目すべきは元亨元年（一二三二）・正中元年（一二三四）に辛酉・甲子の革命を避けるために鶴岡八幡宮で行われた月次御修法である。前者では親玄永福寺別当（東密）・道潤勝長寿院別当（山門）・顯弁法華堂別当（寺門）の「三門跡」が一月

交代で祈禱を担当しているし、後者でも道潤（山門）・道乗（東密？）と顕弁鶴岡八幡宮別当（寺門）が祈禱を分担している。さらに正中元年五月に北条高時邸で行われた「蝦夷降伏」の五壇護摩では中壇護摩を道潤勝長寿院別当（山門）が勤め、他の四壇を顕弁鶴岡八幡宮別当（寺門）・房朝安芸僧正（寺門）・有助東寺四長者（東密）・頼演法印（東密）が勤仕している。⁽²⁰⁵⁾ いずれも山門・寺門・東密の三流で祈禱が行われていること、またこの三流を「三門跡」と称していることからすれば、この三流による幕府祈禱をむしろ常態とみるべきだろう。

次に仁澄に移ろう。仁澄座主大僧正は將軍惟康親王の子で、後嵯峨院の曾孫に当たる。正応二年（一二八九）に惟康親王が京都に追放された後も鎌倉に留まり、源恵の弟子となった。出家受戒の後、大僧都に直叙され、嘉元四年（一一三〇六）に正僧正となった。⁽²⁰⁶⁾ 『釈家官班記』によれば、直叙は一般に皇孫や摂関家子弟で少僧都であるので、曾孫王となる仁澄の大僧都直叙は異例の措置である。親王將軍の子弟という独特の地位が、こうした厚遇をもたらしたのであろう。

源恵の没した翌年の延慶元年（一一三〇八）に大僧正、勝長寿院・日光山別当に補任されるとともに花園天皇護持僧となった。勝長寿院は翌年には道潤が別当となっており、在任期間は非常に短い。鎌倉よりは日光山を拠点に活動していたようである。正和四年（一二二五）に中禪寺の大造営を行い、翌年天台座主に任じられ、正護持僧として長日如意輪法を行って二間初参を果たし、その直後に辞任している。在任わずか四ヶ月である。⁽²⁰⁷⁾ 元亨三年（一一三三三）には道潤が日光山別当に就いているので、この頃に仁澄が死没した可能性が高い。

最源・源恵・道潤とは異なり、仁澄は鎌倉においても京都においても、祈禱の記事がほとんど残っていない。正僧正となってから座主を辞任するまでの十年間をとってみても、鎌倉では道潤・経恵・良敷・雲聖らが祈禱を行っているが、仁澄の記事は全く見えない。延慶元年に道潤とともに加任護持僧となったが修法の記録はないし、正和五年八月には正護持僧に就いて長日如意輪法を勤修しているものの、これとて、花園天皇に二間初参を行うために慈道（道玄瀉瓶の弟子）から一時的に地位を譲ってもらったに過ぎず、天台座主としての単なる箔づけであったのは明白である。⁽²⁰⁸⁾ 台密僧としての実績は全くないに等しいが、こうした人物が天台座主に就任している事実は重要である。源恵・道潤は勿論のこと、最源にしても祈禱の実績がともかくにも存していたが、仁澄には全くそれがない。このことは、鎌倉山門派が、能力や実績の如何にかかわらず、今や天台座主となることが常態化したことを物語っている。延暦寺のなかで、鎌倉山門派は青蓮院・梶井・妙法院門跡などと相並ぶ門跡としての地位を確立したのである。江戸時代になると天台宗の中心は延暦寺から東叡山

寛永寺に移るが、歴代の日光輪王寺門跡は短期間のあいだ天台座主に就任している。後世のこうした就任パターンの原型が、既に鎌倉末期には形づくられている。近世と同様、天台座主への就任は鎌倉山門派の権威づけのために恒常化されたのである。

聖恵前大僧正（一二九五―一三四六）は、道潤の後継者である（表10参照）。久明親王の子とも惟康親王の第三子で仁澄の舎弟とも伝（209）える。惟康は正応二年（一二八九）に京都に送還されているため、惟康の子であれば、嵯峨隠棲中の子ということになる。初名は性恵で後本覚院宮と呼ばれ、仁澄・道潤の弟子である。また檀那院親源僧正（北畠雅家の子）からも受法したし、小川宮僧正承恵（雅成親王の子、承澄の付弟）の遺跡も継いで小川宮とも称された（210）。

勝長寿院・日光山・明王院の別当となっており、正慶元年（一三三二）に大僧正、暦応元年（一三三八）に天台座主となった。元徳元年（一三二九）に道潤が没した時には、聖恵が弔問を受けており、道潤の補処の地位にあったことを示している（211）。そのこともあってか、良敷らとともに崩壊寸前の幕府を守るべく、北条高時邸で如法仏眼法・熾盛光法や四天王法といった大法・准大法の修法を凝らしている。特に先例を破って、聖恵が四箇大法たる熾盛光法を得宗邸で初めて行ったことは、なりふり構わぬ幕府の姿を示しているだろう。

幕府崩壊後は葛川に参籠して謹慎し、青蓮院慈道（亀山院の子、道玄の瀉瓶弟子）に仕えて新政権の祈禱に従事した。建武政権崩壊後には北朝方の祈禱を行って天台座主となり、晩年は武家護持僧として重きをなした。三宝院賢俊は聖恵を「大御堂僧正」と呼んでおり（212）、室町幕府成立後に再び勝長寿院別当に復帰したと思われる。

聖恵が天台座主となったのは南北朝時代に入ってからであるが、鎌倉末に座主となった、もう一人の人物がいる。澄助である。澄助大僧正（？―一三四六）は源恵の弟子で、初名は源経である（213）。太政大臣一条実家の子で、一条僧正と称された。また関白二条兼基の猶子となり殿大僧正とも呼ばれている。「住関東人」といわれ（214）、鎌倉の瑠璃光院に本坊をもっていた。正安三年（一三〇一）十二月、源恵の七仏薬師法で護摩壇阿闍梨を勤め、乾元二年（一三〇三）六月には天変による鶴岡十壇護摩で熾盛光法護摩を担当した。また嘉暦元年（一三二六）には尾藤左衛門入道室の後産のため冥道供を行っている。元亨三年（一三二三）十一月に京都十楽院で如法仏眼法を修し、結願の翌日天台座主の宣下を受けた（215）。さらに後醍醐天皇の正護持僧となり権法務に補されたが、四ヶ月で座主を辞している。澄助は本覚院門跡ではないが、鎌倉山門派の貴種の一人である。その点で澄助の座主就任は、鎌倉山門派の座主就任の恒常化をさらに示すものでもある。

表10 聖恵の年譜（★鎌倉での活動）

元亨（1321～24）	★	聖恵を大御堂別当に補任『華頂要略』32
元亨3（1323）0709		聖恵が「瑜伽經」を書写『渋谷目録』増53
元徳1（1329）1200	★	大御堂前大僧正（道潤）が没、宮僧正（聖恵）への弔問のため月公が下向『県史』2784、2788
元徳2（1330）1103	★	聖恵小河宮僧正が一条大宮敷地を金沢貞顕・新善光寺長老に去渡『県史』2940～42
0000	★	日光山寺務に補任、権僧正に補任『華頂要略』32
元徳3（1331）0329		聖恵僧正が承恵の遺命に従い、近江国鳥羽上庄預所職を宗舜に安堵「田中穰氏旧蔵文書」
0925	★	聖恵僧正が北条高時邸で天下無為の如法仏眼法。助修16『門』40
正慶1（1332）0330		僧事で聖恵が大僧正に『花園日記』
正慶2（1333）0209	★	聖恵僧正が相州禅門邸で天下静謐の熾盛光法。助修20『門』8、7
0218	★	聖恵僧正が相州禅門（高時）邸で四天王法。助修8『門』156
0521		新田義貞の鎌倉攻略で幕府滅亡
1023		慈道法親王に従い聖恵が葛川に参籠『大史』6-9-929
1115		慈道法親王が禁中（後醍醐）で大熾盛光法。助修20に澄助（明王院、仏頂壇）と聖恵（五星壇）『門』6
建武2（1335）0200		中宮新室町院御産祈禱で聖恵僧正が本坊で六字護摩。十楽院宮与奪→0314皇女誕生『門』172
⑩07		天変のため内裏（後醍醐天皇）で慈道が大熾盛光法。他に聖恵小川宮僧正が降伏護摩『門』6
1101		宣政門院（光厳院室）の御産のため聖恵僧正が薬師法→1104皇女誕生『門』172
建武4（1337）0614		彗星のため尊円が仙洞（光厳院）で仏眼法。聖恵小河宮僧正が仏眼護摩、澄助が薬師護摩『門』41
1101		宣政門院の御産のため聖恵僧正が薬師法。1104に皇女誕生『門』172
暦応1（1338）1218		聖恵前大僧正が天台座主に『大史』6-5-202
暦応2（1339）0128		聖恵が十楽院で宣命を受ける『華頂要略』32
0419		座主（聖恵）と十楽院門主が密儀で日吉祭礼を拝見、拝賀以前の見物の初例『華頂要略』32
0901		聖恵が登山し拝堂拝社『座主記』『華頂要略』32
1101		尊円が座主に還補『大日本史料』6-5-780
1207		聖恵が座主を辞退『座主記』
暦応5（1342）0204		聖恵前大僧正が足利直義のため三条坊門亭で冥道供。助修6、雑掌は武蔵守高師直『門』73
貞和2（1346）0208		聖恵前大僧正が将軍のため冥道供。助修6『門』73
0226		大御堂僧正（聖恵）が当番だが賢俊が長日御壇所へ『大史』6-9-858
0512		聖恵前天台座主が没、52歳、武家護持僧、遺跡は宮禅師（守恵）が賜る、若年ため澄助一条僧正が扶持『大史』6-9-929

『門』は『門葉記』、『大史』は『大日本史料』、『県史』は『神奈川県史』、『座主記』は『天台座主記』

幕府崩壊後は明王院別当に補され、元弘三年（一二三三）十一月には聖恵とともに、慈道法親王が禁中（後醍醐天皇）で行った大熾盛光法の仏頂壇阿闍梨を勤めている。座主経験者が伴僧に参ずるのは異例中の異例である。建武政権崩壊後は北朝に仕え、建武四年（一二三三）には光嚴院のため薬師護摩を行っている。聖恵から武家護持僧を譲られたが、聖恵の没後一ヶ月で亡くなった。

次に座主以外の主要人物についてみておこう。経恵権僧正（？～一三一四）は日野氏の出身で興福寺の円弁法印の子である。勘解由小路経光の子となり、養父の官位から中納言を公名とした。『勘仲記』の筆者・勘解由小路兼仲の弟に当たることになる。青蓮院門徒で、禅恵法印の弟子となり心性院を相承した。正嘉元年（一二五七）に「不動供」を抄出し、文応元年（一二六〇）に大成就院結縁灌頂の讃衆を勤めたのを初見として、『門葉記』には数多くの事績が記録に残っている。また『門葉記』卷一二三・卷一三五などには「経恵僧正記」を収める。本願寺存覚は幼少の折に経恵の加持で治病してもらった経緯もあって、最初は経恵の近江磯島引接坊に入室している。さて経恵は正応三年（一二九〇）に法印、嘉元三年（一三〇五）年に権僧正となった。弘安五年八月には源恵とともに道玄の七仏薬師法の伴僧を勤めたし、正安三年（一三〇一）道玄が正護持僧として長日如意輪法を始修した際には手代を、乾元二年の昭訓門院御産祈禱では五壇法の降三世法阿闍梨を勤め、嘉元三年に慈道法親王が初めて大法の普賢延命法を修した時には護摩壇阿闍梨として若き慈道を補佐した。⁽²¹⁶⁾ 青蓮院門徒としては、成源・快雅・尊家らと類似した存在である。

その後、鎌倉に赴いたようで、徳治二年（一三〇七）一月に勝長寿院で武蔵守北条久時のために冥道供を行っているし、翌年十月には北条貞時の子・宮寿御前の病のため本坊で冥道供を行っている。⁽²¹⁷⁾ ただし北条久時は祈禱の翌月に武蔵守を辞任し三月に出家して十一月に没しているし、貞時の子も祈禱を始めた二日後に亡くなっている。⁽²¹⁸⁾ 結果的に祈禱の成果は芳しいものでなかったが、経恵は北条氏の中核的人物の病悩祈禱を行っている。一定の地位が与えられていたと考えてよいだろう。注意すべきは経恵が「勝長寿院御坊」で祈禱を行っている事実である。同じ徳治二年一月に道潤が北条貞時の重厄祈禱を行ったのは、明王院北斗堂であり、経恵の方が格が高い。このことからすれば、この時の経恵は勝長寿院別当もしくは別当代の地位にあり、道潤の補佐・指南役となっていたのではないか。もちろん、源恵はなお存命中である。しかし乾元元年（一三〇二）十月の最勝園寺供養導師を最後に源恵の宗教活動はみえなくなるし、翌年四月には道潤が天台座主を辞任して源恵のために冥道供を修しており、彼の病がかなり重かったことをうかがわせる。源恵が健在であるならば少なくとも経恵が行った二例の祈禱は、源恵が行って然るべき性格のものである。その意味では、経恵は源恵と道潤とのつなぎ役を果たし

たのではなからうか。延慶元年（一一三〇八）に仁澄は勝長寿院別当となり、延慶二年九月には道潤が別当を継いでいる。このことからすれば、経恵は北条貞時の子の死去によって、別当を改替されたのではないか。以後、活動記録はなく、死没記事があるのみである。

光恵大僧正は日野俊光の子で三宝院賢俊の兄である。父の中納言を公名とし、文保元年に俊光が大納言に昇進すると大納言を公名とした。心性院禅恵の灌頂の資であり、経恵を経て院家を相承したし、日野法界寺を管領した。経恵の元で本願寺存覚と兄弟の契りを結び、日野俊光と存覚との猶子関係の仲立ちをしている。延慶元年に権少僧都、康永三年に権僧正、貞和四年に正僧正に任じられ、延文四年には既に大僧正となっていることがわかる。慈道・尊円・尊道ら青蓮院門主に仕えた。祈禱活動は嘉元三年（一一三〇五）に慈道法親王の五壇法・普賢延命法の伴僧をつとめたのが初見で、ついで経恵とともに鎌倉に下向して徳治二年（一一三〇七）に経恵の冥道供の壇所奉行を勤めている。正和五年（一一三一六）には上洛して大成就院恒例結縁灌頂や、道玄十三回忌の結縁灌頂に参加した。その後再び鎌倉に戻って小川宮聖恵の執事となるとともに、元徳三年（一一三三一）九月に聖恵が北条高時邸で行った天下無為の如法仏眼法では聖天壇を受け持っている。⁽²¹⁹⁾

建武政権崩壊後の暦応元年（一一三八）十二月に聖恵が天台座主になると祇園別当に補任され、貞和二年（一一三四六）に聖恵・澄助が相次いで亡くなるとその跡を継いで武家護持僧となり、弟の三宝院賢俊とともに同年九月、観応三年五月、文和二年五月、文和五年二月、延文二年二月に五壇法を修している。また暦応二年一月、貞和三年三月には尊円の祈禱の伴僧を勤めた。延文三年には延暦寺前唐院別当、翌年には鞍馬寺別当に就いていることが判る。⁽²²⁰⁾ なお十五世紀中葉に成立した『殿中以下年中行事』によれば、心性院が鎌倉公方の護持僧となっている。⁽²²¹⁾ 日野家出身の心性院が護持僧となったのは、経恵・光恵ら心性院院主の鎌倉での活動に淵源がある。

ここで注意すべきは、聖恵・澄助・光恵といった幕末の鎌倉山門派の中心人物たちが、室町幕府の武家護持僧となっている事実である。同様のことは東密の栄海についても言える。鎌倉幕府の滅亡は鎌倉山門派にとって大きな打撃であったが、しかし鎌倉山門派は幕府とともに滅びたのではなく、六条八幡宮と同様、その歴史的遺産は室町幕府に確実に継承されている。逆に言えば、彼らが幕府崩壊・建武政権期を生き延びて、後に尊円と活動を共にしたために、鎌倉山門派の記録が『門葉記』に収録され後世に伝わったのである。

日恩院僧正良敷は二条良実の孫で、大納言教良の子である。源雅僧正の弟子で、正安二年（一一三〇〇）四月に叔父の青蓮院道玄から伝法灌頂を受けた。もう一人の叔父である道潤を頼ったのか、良敷は鎌倉に赴き、正和三年（一一三一四）七月から正慶二年（一一三三三）閏

二月まで十度冥道供を行っている。⁽²²²⁾ 依頼者は宇都宮氏・尾藤氏・諏訪氏・安達氏などで、祈禱目的はいずれも病悩平癒である。源恵や道潤とは異なり、將軍・得宗の治病祈禱は行っていない。

後世、箱根早雲寺に移転された梵鐘の元徳二年（一二三〇）鐘銘に「別当前僧正□□大和尚位良敷」とあり、元徳三年二月の明王院での冥道供では「于_レ時別当」と記されている。この時期に良敷が明王院別当であったことは明らかであるが、彼の冥道供のほとんどが明王院北斗堂で行われていたことからすれば、正和三年段階から明王院別当であったと考えてよいだろう。ちなみに、明王院の初代別当は東密の定豪であり、弘長年間には別当嚴恵が同院北斗堂で伝法灌頂を行っている。⁽²²³⁾ しかし以後は東密僧の活動が消え、弘安四年（一二八二）には澄誉が五大尊合行護摩を明王院で行い、正安三年（一二三〇）には道潤が別当になっている。⁽²²⁴⁾ そして正和三年から幕末まで良敷が明王院北斗堂で冥道供を行い、元徳二年には別当であったことが判る。このことは弘安年間以降、幕府崩壊まで約半世紀の間、鎌倉第四の顕密寺院たる明王院別当職が鎌倉山門派によって独占されたことを示唆していよう。恐らく鎌倉山門派の長が勝長寿院別当となり、次位の者が明王院別当に就任したのではないか。

さて、良敷が行った冥道供で唯一性格の異なるのが、正慶二年閏二月の祈禱である。この時、彼は北条高時邸で大塔宮・楠木正成調伏のため冥道供を行っている。調伏という目的といい、得宗邸での初の祈禱といい、極めて異例である。大乱を前にして、北条高時はこれまで直接的な依頼の対象でなかった僧侶まで、調伏祈禱に動員したのである。しかもこの冥道供では、祈禱費用も満足に支払われず、布施も省略されるなど、崩壊前夜の幕府の混乱ぶりが見てとれる。『関東冥道供現行記』はこの祈禱について、次のように記している。⁽²²⁵⁾

凡今度御祈、関東止住僧侶、大小法雖_レ尽_レ数、如_レ無_レ驗、一天下大乱之上者、無力之次第也、関東滅亡時節至者哉
良敷についての記録はこれが最後である。聖恵や澄助と異なり、彼は幕府と運命をともしたのであろう。

雲聖大納言権僧正（？ー一二三三）は治部卿藤原範氏の孫で、延暦寺の浄覚阿闍梨の子である。大納言藤原資季の猶子となり、大納言を公名とした。顕密二教を兼修し、弘安十一年（一二八八）の法勝寺八講で講師をつとめ、正応四年には寿量院持仏堂での仏事や、亀山殿法華八講に参仕している。永仁元年（一二九三）源恵が禁裏で行った七仏薬師法の伴僧を勤め、ついで源恵に従って鎌倉に下向した。永仁三年十二月、正安三年八月の冥道供の伴僧、正安三年十二月の七仏薬師法の伴僧を勤めたし、道潤に対しては永仁五年三月、嘉元元年六月の如法仏眼法の伴僧を勤めた。正和四年（一二三五）七月には執権北条熙時のために冥道供を行ったが、祈禱の甲斐なく死没して

いる。その後、雲聖は元亨三年六月に宇都宮で亡くなっている。宇都宮社もしくはその神宮寺に招請されていたのかも知れない。勅撰集に一首採用されている。⁽²²⁶⁾

乗惠権僧正は出自が不明、事績もほとんど判らない。嘉元元年(一一三〇三)六月の彗星祈禱で道潤前座主が將軍御所で如法仏眼法、鶴岡別当道瑜が若宮社壇で金剛童子法、そして「小川僧正乗惠(号上乘院)」が本坊で仁王經法を行い、さらに忠源・尊深・元瑜・房朝ら十名が鶴岡社壇で十壇護摩を行っている。⁽²²⁷⁾これは『門葉記』の記事であるが、この史料では、当時、法印権大僧都であった元瑜を「大式大僧正」、権僧正であった忠源を「城興寺前大僧正」と記しており、ここでの官位記載が嘉元元年のものではないことに留意する必要がある。さて先の祈禱では、乗惠は護摩よりもランクの高い仁王經法を行っているが、他方では道潤・道瑜とは異なり本坊で祈禱している。このことは乗惠が道潤・道瑜よりは下位であるが、忠源・元瑜よりは上位に位置づけられていたことを示している。さて、『華頂要略』上乘院の院家伝に「乗惠僧正(号上乘院)・良助親王、号「小川」とあり、本史料の乗惠と完全に一致する。若干の不審な点もあるが、今のところ道玄門下としておく。⁽²²⁸⁾

源瑜僧正は出自不明の青蓮院門徒である。公名は大式。正応三年(一二九〇)二月に慈助座主が後深草院の逆修の曼荼羅供を行った時に権律師として讃衆を勤めたのを初見として、公什・道玄・慈道らの伴僧を勤めるとともに、大成就院の恒例結縁灌頂に頻繁に出席している。正安四年八月に道潤座主が万里小路殿で行った北斗法伴僧を勤め、やがて鎌倉に下向して嘉元三年(一一三〇五)六月、延慶二年(一一三〇九)九月に道潤が行った冥道供の伴僧や壇所奉行を勤めた。再び上洛して正和三年(一一三二四)から元応二年(一一三二〇)まで京都で活動し、元応元年には大成就院恒例結縁灌頂の大阿闍梨となるとともに、葛川に参籠して葛川の浪人を本住人に准ずるとの衆議下知状を発給している。再度、鎌倉に下向して元亨元年(一二三二)一月、元亨二年六月、十二月、正中元年一月の道潤の冥道供の伴僧を勤めたし、元亨二年七月、嘉暦二年九月には良敷の伴僧を、嘉暦元年十二月には澄助の冥道供の伴僧となっている。その間、元亨二年には京都での勸学曼荼羅供の結衆の一人に名を連ねているが、上洛はしなかったようである。元徳三年九月、正慶二年(一一三三三)二月には天下静謐のために聖恵が行った如法仏眼法・熾盛光法の護摩壇阿闍梨を勤め、以後、記録から消える。これまで三十項目余りの事績をたどることができたことを思えば、幕府崩壊のなかで亡くなったのであろう。⁽²²⁹⁾

尊深僧正も出自が不明、公名は三位である。弘安六年(一二八三)の尊勝寺結縁灌頂の讃衆に権律師として登場するのが初見で、以後

鎌倉に下って源恵の祈禱に参加した。弘安九年一月の如法仏眼法・七仏薬師法、正応二年六月の七仏薬師法、正応三年七月の普賢延命法、十二月の七仏薬師法、正応五年四月の熾盛光法、正応六年二月に行われた七仏薬師法などで伴僧・小壇阿闍梨や壇所奉行を勤めている。ただし源恵の伴僧となったのはいずれも大法だけであって、大法以外の冥道供などには一切顔を見せていない。源恵に従っているとはいえず、一定の自立性がうかがわれ、鎌倉ではそれなりの地位が与えられていたのだらう。乾元二年に彗星出現のため鶴岡八幡宮の社壇で十壇護摩が行われた時には、金輪護摩を担当している。⁽²³⁰⁾

憲雅権僧正⁽²³¹⁾（一二四五―？）は一条能保の曾孫で、二位法印尊長の孫に当たり、延暦寺の仙尊阿闍梨の子である。村上源氏の参議中院通世の猶子となって宰相阿闍梨と名乗り、後には卿律師・卿法印とも称した。十八歳で出家受戒し顕密二教を兼学して文永十年（一二七三）には法勝寺八講聴衆を勤めた。ついで鎌倉に下向し京都と往還しながら宗教活動を展開している。弘安八年（一二八五）四月や翌年七月の冥道供のほか、弘安九年一月の如法仏眼法・熾盛光法で源恵の伴僧を勤めた。正応元年（一二八八）二月には上洛して龜山殿懺法に出仕したが、翌年六月には鎌倉に戻って七仏薬師法、さらに正応三年七月の普賢延命法や十二月の七仏薬師法で源恵の伴僧を勤めた。以正応四年二月に京都大宮院普賢堂で懺法を修したが、六月には鎌倉に戻って禅空失脚におびえる平頼綱のための冥道供伴僧を勤めた。以後、乾元元年（一二三〇）二月まで鎌倉に滞在し、源恵や道潤の伴僧や小壇阿闍梨として数多く出仕し、永仁元年（一二九三）一月の鶴岡八幡宮廿壇護摩では十一面護摩を修している。

ちなみに、この廿壇護摩を行ったのは頼助（東密）、覚乗（寺門）、公朝（寺門）、親玄（東密）、能嚴（東密）、承教（山門）、公寛（東密）、能海（東密）、忠源（山門）、朝猷（寺門）、元瑜（東密）、承俊（寺門）、実誉（山門）、祐範（不明）、定融（東密）、聖瑜（東密）、憲雅（山門）、澄誉（山門）、上智（寺門）、忠禅（山門）の二十名であり、その宗派別の構成は、山門が六名、寺門が五名、東密が八名、不明一名となっている。⁽²³²⁾

乾元元年十月に後深草・龜山院の外祖母である今林准后が百七歳で没すると、憲雅は三七日仏事の導師となったし、嘉元二年（一二三〇）七月に後深草院が危篤となると後伏見院の要請で持明院殿で大般若経を転読している。翌年六月には鎌倉に戻り道潤の冥道供の伴僧を勤め、徳治二年七月に法印権大僧都から権僧正に昇任した。しかし翌年十一月には権僧正を辞し、代わりに鎌倉山門派の快尋を法印にしている。『門葉記』巻七〇の『関東冥道供現行記』には「此外、憲雅僧正五箇度等有之歟」と記しており、彼が阿闍梨となって修した

冥道供もあつたようだ。憲雅の宗教活動は京都で顕教、鎌倉では密教と鮮明に分かれているが、これは忠源の場合と同様、この時期、鎌倉での顕教法会の記録が極端に乏しいことに原因があるだろう。

安忠僧正は出自が不明、公名は大式である。弘安九年(一二八六)一月に源恵が行った如法仏眼法・熾盛光法の伴僧に出仕したのが初見であり(阿闍梨)、正応三年七月の普賢延命法、正応五年四月の熾盛光法、正安三年八月の冥道供で源恵の伴僧を勤めた。また永仁五年三月には権大僧都として道潤の如法仏眼法の伴僧も勤めている。元徳二年(一二三〇)三月の金沢貞顕の書状によれば、北条高時が夢窓疎石の二階堂紅葉谷の庵室を突然訪問し、ついで「安忠僧正跡」の忠乗僧都坊や二階堂を見物して回ったという。⁽²³³⁾ 忠乗僧都は正慶元年(一二三二)八月、正慶二年閏二月に良敷が行った冥道供の伴僧を勤めており、『常樂記』によれば暦応二年(一二三九)七月二十四日に「忠乗大輔法印」が京都で没している。⁽²³⁴⁾ 先の金沢貞顕書状は安忠が僧正の位に昇っていたことを示すとともに、その跡を弟子の忠乗が相伝したことが判る。この時の高時の訪問先が二階堂であったことからすれば、いずれも二階堂永福寺の供僧ではなかったか。

実譽僧正は権大納言藤原成親の曾孫で、非参議従二位成実の子である。『尊卑分脈』には「山、住閑東、僧正、源忠僧正弟子」とあるが、この「源忠」は源恵の誤写であろう。二位ないし兵部卿を公名としており、いずれも父の官途から採ったものである。建長五年(一二五三)法勝寺阿弥陀堂供養の讃衆に「実譽へ山、兵部卿内供」として登場するのが初見である。その後、東国にくんだり、弘安八年二月の冥道供の伴僧をはじめとして、永仁五年(一二九七)七月まで合計九回、源恵の伴僧を勤めている。特に弘安九年(一二八六)一月の如法仏眼法や熾盛光法をはじめとして、このころ源恵が行った大法のほとんどは実譽が壇所奉行と小壇阿闍梨を勤めており、源恵にとって必要不可欠な側近であつたことが判る。自らが主体となった活動もみえ、永仁元年(一二九三)一月に鶴岡八幡宮で行われた甘壇護摩では金輪護摩を担当しているし、翌年北条貞時の妾妻播磨局が女子を出産した折には産所に祇候して安産祈禱を行った。正応元年(一二八八)三月の僧事で法印に叙されている。『尊卑分脈』は僧正とするが、当時の史料で確認できるのは法印までである。⁽²³⁵⁾ なお同時代に内大臣三条公親の子の延暦寺実譽がおり、東大寺・東寺でも実譽が活動しているため弁別に留意が必要である。

承教権僧正の出自は不明、公名は右大臣である。正応三年(一二九〇)十二月の源恵の七仏薬師法で伴僧を勤め、翌々年四月の熾盛光法では護摩壇阿闍梨を勤仕した。永仁元年(一二九三)一月の鶴岡甘壇護摩では四天王合行護摩を担当し、翌年十一月には月蝕祈禱を命じられて法験を施した。嘉元元年(一二三〇)六月の彗星祈禱の鶴岡十壇護摩では文殊八字護摩を行っている。翌々年八月の僧事で権僧

正となったが、以後記録から消える。⁽²³⁶⁾ なお『尊卑分脈』によれば、松殿基房の孫、大納言忠房の子に承教がみえ、「権僧正、為大納言兼宗子、嘉元三十二十八入」とあり、この承教は中山兼宗の子となっている。ちなみに兼宗の弟には勝長寿院別当親慶（寺門）がいるし、兼宗の孫には忠源（山門）がいた。また実父忠房の子には良基（東密）がいるし甥には承澄（山門）もみえるなど、周辺に幕府僧がかなり登場する。また『尊卑分脈』は嘉元三年十二月に権僧正で没したとしており、鎌倉の承教の官位とも、また以後記録から消えることとも合致する。その意味では同一人物である可能性が非常に高いが、しかし松殿忠房もその父の基房も、また兼宗とその父も右大臣になっておらず、公名の右大臣が解けない。今のところ保留にしておきたい。

隆勝僧正の出身は不明、公名は刑部卿である。同時代に幕府祈禱に従事した醍醐寺報恩院の隆勝がいるが、そちらの公名は大納言である。正安三年（一一三〇一）道玄の長日如意輪法の伴僧に出仕したのが初見で（権大僧都）、嘉元二年（一一三〇四）には五壇法中壇、翌年の普賢延命法など慈道法親王の伴僧を勤めた。葛川と関係が深く、元応二年（一一三二〇）には根本住人に准じて根本浪人十四人への課役を停止するよう、無動寺檢校慈道に拳状を提出しているし、建武二年（一一三三五）には後醍醐中宮御産のため葛川で不動洛叉念誦と八千枚護摩を行った。⁽²³⁷⁾ 正安四年（一一三〇二）八月に道潤座主が行った仙洞北斗法の伴僧を勤め、後に鎌倉に下向して嘉暦元年（一一三二六）澄助の冥道供伴僧となっている。⁽²³⁸⁾ 鎌倉での修例はこの一度だけで、建武政権期には先の建武二年御産祈禱のほか、閏十月には慈道が内裏で行った大熾盛光法の伴僧を勤めた。建武政権が崩壊した後の暦応元年（一一三三八）十二月には尊道が尊円に入室するのに出仕した。⁽²³⁹⁾ 経恵と同様、道玄・慈道門下から鎌倉に下った僧侶と言える。

顕潤法印は足利泰氏の曾孫で、渋川義春の子である。宰相を公名としており、出家の際に貴族の猶子となったのであろう。師は定かではないが、道潤の伴僧をつとめていることや名前からして道潤の弟子とみてよからう。正和三年七月に権大僧都として良敦の冥道供伴僧を勤めたのを初見として、良敦・道潤・聖恵らの伴僧や壇所奉行を十六度行った記録が残っている。特に元徳三年（一一三三一）九月に聖恵が行った天下無為の如法仏眼法では十二天壇阿闍梨を、正慶二年（一一三三三）二月九日の聖恵の熾盛光法では伴僧を、二月十八日の四天王法では壇所奉行を、さらに閏二月十五日に良敦が行った大塔宮調伏の冥道供でも壇所奉行を勤めており、幕府崩壊前夜まで祈禱を続けている。⁽²⁴⁰⁾ 足利氏出身僧であるだけに、その動きは注目すべきである。

幕府崩壊後の同年九月十四日に、足利尊氏から伊豆走湯山密厳院の別当に補任された。⁽²⁴¹⁾ 密厳院は足利氏との関わりが深く、足利一門の

覚玄(東密)・覚海(東密)・覚遍(東密)がこれまでも別当を勤めてきた。『太平記』卷一〇によれば、正慶二年五月尊氏の長男竹若を伯父の「宰相法印良遍」がかくまい、ひそかに上洛しようとしたところ幕府軍に発見されて殺されたとする。恐らくこれが覚遍であり、尊氏は覚遍亡き跡に顕潤を補任したのではないか。

以上、この時期の主要な僧侶について触れてきた。しかし当代に修法の伴僧を勤めた山門僧は総勢百名近くにのぼる。それらすべてについて述べる余裕も、また必要もないが、こうした伴僧クラスの僧侶の動向も、鎌倉山門派の実態を解明する上でそれなりに重要であると考ええる。そこで最後に、彼らについて今少し検討してみたい。

第三節 その他の鎌倉山門派

快尋法印は出自は不明、公名は助。弘安八年(一二八五)二月に源恵の冥道供の伴僧となつたのを初見として、徳治二年(一二三〇)七月まで源恵と道潤の伴僧を十度勤めている。翌年十一月の僧事で憲雅が権僧正を辞し、その代わりに快尋が権大僧都から法印に昇っている。⁽²⁴⁾

源深法印(？)一三二七)の出身は不明、公名は帥である。弘安八年(一二八六)二月の源恵の冥道供伴僧に源深帥阿闍梨として登場するのが初見で、源恵の伴僧を盛んに勤めた。名前からして源恵の弟子だろう。さらに道潤・良敷の伴僧にも出仕し、正安四年(一二三〇)八月の道潤の北斗法では京都に随行して伴僧を勤めているし、乾元二年・嘉元三年・徳治二年の道潤の冥道供や正和三年の良敷の冥道供で壇所奉行となっている。乾元二年六月の道潤の如法仏眼法では聖天壇を担当したが、嘉暦二年五月二十日に没した。⁽²⁴⁾

玄智法印も出自不明、公名は弁。正応三年(一二八六)一月から文保元年(一二三二)六月まで鎌倉で源恵・道潤・良敷の伴僧を十三度勤めた記録が残っている。⁽²⁴⁾ なお同時期に京都では「山門英才無双者」と讃えられた玄智二位僧正(？)一三三二)が活動しており、両者の昇進過程はたいへんよく似ている。⁽²⁵⁾ 後者の玄智には七十項目ほどの事績が判明しており、それを年代別に配列して比較してみたところ、一部に官位の食い違いが見られること、また公名が弁と二位で峻別でき、活動地域も京都と鎌倉で全く分離していて交錯がみられないことなどから、別人と判断した。

源忠権大僧都の出自は不明、公名は大進。永仁五年(一二九七)三月の道潤の如法仏眼法伴僧に源忠阿闍梨として登場するのが初見で

ある。元徳元年（一一三二四）まで、源恵の伴僧を一度、道潤の伴僧を八度、経恵の伴僧を二度、良敷の伴僧を二度勤めている。嘉元三年（一一三〇五）八月に権律師に、正和二年（一一三二三）二月の僧事で権少僧都に昇進している。⁽²⁴⁶⁾

最喜法印は権中納言持明院家能の孫で、左中将家定の子である。祖父の中納言を公名とした。永仁五年（一二九七）七月の源恵の冥道供に最喜中納言法印として登場するのが初見である。官位や名からして最源の弟子であろう。嘉元三年（一一三〇五）六月の道潤の冥道供伴僧まで、源恵の伴僧を計三度、道潤の伴僧を二度勤めたことが確認できる。ただし伴僧を勤めたのは冥道供だけで、大法や准大法といった本格的修法には請定されていない。同年五月に相伝の所領を弟子の上野房静真に譲っている。この譲状が嘉暦三年（一一三二八）の関東御教書で安堵されていることからすれば、この時には亡くなっていたのだろう。⁽²⁴⁷⁾

慈範僧都は出身が不明、公名は初期は卿、後に三位。徳治二年（一一三〇七）一月と翌年十月に鎌倉で経恵の冥道供の伴僧を勤め、後に聖恵の元徳三年（一一三三一）如法仏眼法、正慶二年（一一三三三）二月の四天王法の伴僧を勤め、同月の熾盛光法では聖天壇阿闍梨を担当している。⁽²⁴⁸⁾ 光恵と同様、経恵・聖恵に仕える中で鎌倉と関係した人物である。

慈祐法印権大僧都は齋宮寮頭藤原長教の孫で通世僧心観の子である。公名は大納言、僧侶の子ということで貴族の猶子となったのであろう。乾元元年（一一三〇二）大成就院の恒例結縁灌頂の讃衆として登場したのが初見で、道玄・慈順・公什・慈助の伴僧を勤めた。正和三年（一一三二四）からは青蓮院慈道法親王の側近となり、同年および元亨四年（一一三二四）の慈道座主の拝堂に扈從するとともに、その祈禱の伴僧や壇所奉行を盛んに勤め、令旨も発給している。後醍醐天皇は嘉暦元年（一一三二六）五月から中宮御産にかこつけて幕府調伏祈禱を行ったが、慈道はその中心人物の一人であり、慈祐は慈道の七仏薬師法・冥道供・烏瑟沙摩法・五壇法中壇・金輪法の伴僧を勤めた。嘉暦三年五月を最後に京都の記録から消え、あろうことか、正慶二年（一一三三三）二月に聖恵が北条高時邸で行った熾盛光法の伴僧として登場する。これまで幕府関係者との関わりといえば、元亨三年（一一三二三）十一月に澄助が京都十楽院で行った如法仏眼法の伴僧に出仕した程度である。道玄・慈道の側近から鎌倉に赴いた僧侶の一人であるが、伴僧とはいえ、幕府調伏から護持祈禱に転身した珍しい例である。幕府崩壊後は記録に顔を見せない。『門葉記』巻八五・卷一五七に「慈祐法印記」を収める。⁽²⁴⁹⁾

宗家法印は出身が不明、公名は民部卿もしくは三位。永仁五年（一二九七）三月に道潤の如法仏眼法の伴僧を勤めたのを初見として、元徳元年（一一三二九）十一月の良敷の冥道供まで、道潤・源恵・良敷の伴僧を十八度勤めている。⁽²⁵⁰⁾

潤家律師も出身は不明、公名は大輔である。正慶二年(一二三三)二月に聖恵が北条高時邸で行った熾盛光法・四天王法の伴僧を勤め、幕府崩壊後の建武元年(一二三三)に証菩提寺の供僧として足利直義の安堵を得ている。⁽²⁵¹⁾ 証菩提寺は石橋山の合戦で戦死した佐奈田義忠の菩提のため源頼朝が建立した寺院である。伴僧クラスで鎌倉での所職が判明する数少ない例である。

承家法印も出身は不明、公名は二位もしくは中納言。弘安八年(一二八五)七月の延暦寺大講堂供養の讃衆に出仕し、やがて鎌倉に下向して正応三年(一二九〇)十二月から元徳三年(一二三三)二月まで、源恵・道潤・良敷の伴僧を合計九回勤めた記録が残っている。⁽²⁵²⁾

親円も出自不明の青蓮院門徒で、公名は大納言である。嘉元元年(一二三〇)の青蓮院忌日仏事に参会したのを初見として、延慶二年(一二三〇)までは連年この忌日仏事と大成就院灌頂に出仕し、元応元年(一二三九)・二年にも大成就院灌頂の讃衆を勤めている。

また元応二年六月、慈道が後醍醐天皇の三十三歳厄年のために熾盛光法を修した時にはその伴僧を勤仕している。その後、鎌倉に赴いて元徳三年(一二三三)二月から正慶二年(一二三三)閏二月まで、良敷の伴僧を三度、そして聖恵の如法仏眼法の伴僧を一度勤めている。⁽²⁵³⁾

信超法印(一二三二?)は『尊卑分脈』によれば、中納言坊門親兼の曾孫で、侍従三位親仲の孫、信兼の子である。ただし文永七年の『宸筆八講記』には「信超権大僧都へ山、三位親仲卿男」とあり、恐らく父の死後に祖父親仲の子となったのであろう。公名は曾祖父の官途から中納言を名乗っている。天台顕教の学僧で、台密も兼修した。十三歳で出家受戒し、建長元年(一二四九)法勝寺八講の聴衆に参動したのが初見で、建長五年には北京三會講師を勤めた。彼の活動が本格化する時期に三講の記録が途絶えるため、十分にその足跡をたどることはできないが、少なくとも法勝寺八講講師を四度(建長六・文応元・弘長二・文永五)、最勝講師を一度(弘長元)勤めたことが確認できる。またそれぞれ正元元年(一二五九)・弘長元年(一二六一)・文永五年(一二六八)・文永十一年の前後に権律師・権少僧都・権大僧都・法印に昇任されている。正嘉元年(一二五七)七月に承明門院(土御門天皇母)が没すると、宗性・智円らとともに籠僧となり、その活動記録が「承明門院御忌中諸僧啓白指示抄」として残っている。弘長三年には後嵯峨・後深草院の石清水御幸で経供養導師をつとめたし、台密では建長三年・弘長三年に大成就院の恒例結縁灌頂の讃衆に出仕している。文永七年の後嵯峨院宸筆八講聴衆を最後に京都の記録から消え、弘安九年(一二八六)源恵が貞時のために行った如法仏眼法の伴僧として登場しており、鎌倉で活動していたことが判る。⁽²⁵⁴⁾ 忠源・覚守らと同様、鎌倉後期の代表的な天台顕教僧の一人である。

尋恵法印（一二三〇八？）の出身は不明、公名は左衛門督である。元徳三年（一二三三）九月に北条高時邸で行われた聖恵の天下無為の如法仏眼法伴僧に出仕したのが初見で、正慶二年（一二三三）二月には聖恵の熾盛光法・四天王法の伴僧を勤めている。幕府滅亡後は聖恵に従って京都に戻り、暦応五年（一二四二）二月、貞和二年（一二四六）二月には足利直義・尊氏のために聖恵が行った冥道供の伴僧を勤めている。⁽²⁵⁵⁾ また青蓮院尊円・尊道にも仕え、暦応五年一月除目御修法、康永三年（一二三四）三月仙洞熾盛光法・仙洞尊勝陀羅尼供養、貞和四年十月直義のための冥道供、観応元年（一二五〇）六月尊氏のための普賢延命法、観応二年三月仙洞文殊八字法では尊円の伴僧を、延文三年（一二五八）三月には尊道の除目御修法の伴僧を勤めた。⁽²⁵⁶⁾

性兼法印権大僧都は出自は不明、公名は刑部卿。正応二年（一二八九）六月の源恵の七仏薬師法伴僧に刑部卿内供として登場するのが初見で、翌年七月の普賢延命法では律師、正応五年四月の源恵の熾盛光法では僧都となっている。⁽²⁵⁷⁾ やがて京都に戻ったようで、永仁六年（一二九八）から徳治二年（一二三〇七）まで、青蓮院忌日仏事や大成就院結縁灌頂にはほぼ連年顔を出している。その間、般若院公什に仕えたようで、正安元年（一二九九）と嘉元元年・三年・延慶三年の大成就院結縁灌頂、正安二年八月仙洞熾盛光法、乾元二年（一三〇三）閏四月昭訓門院御産冥道供、嘉元二年七月後深草院病悩五壇法で公什の伴僧を勤めている。延慶元年（一三〇八）には再び鎌倉に赴き、十月に経恵の冥道供伴僧に参じている。翌年、京都に戻って青蓮院忌日仏事の執事を勤めた。⁽²⁵⁸⁾ このクラスの僧侶で京都と鎌倉を往反するのは珍しい。

静寛大納言法印権大僧都は二条家出身の青蓮院門徒である。『尊卑分脈』は左中将二条資氏の子とするが、『門葉記』巻一〇一―八六頁は資氏の父の大納言資季の子とする。公名は資季の大納言を名乗っている。弘安二年（一二七九）良助親王が青蓮院尊助のもとに入室した際に有職として臨席したのが初見で、弘安四年三月に尊助から大成就院熾盛光堂で伝法灌頂を受けた。以後、大成就院恒例結縁灌頂の讃衆として永仁二年（一二九四）までは連年出席し、同年の青蓮院忌日執事を勤めている。正安元年（一二九九）良助法親王が天台座主となった折には宣命を受け取る申次を行っている。翌年三月に後深草院が長講堂で公什横河長吏から伝法灌頂を受けた時には勅請を受けて讃衆を勤めた。その間、阿闍梨から律師・少僧都・大僧都・法印権大僧都と昇任している。その後、いかなる経緯か、鎌倉に下向して正和三年（一二三四）七月と八月に良敷の冥道供の伴僧となっている。⁽²⁵⁹⁾

成全法印は出自不明の青蓮院門徒で、公名は民部卿である。『尊卑分脈』では民部大輔藤原仲房の孫、治部少輔光資の子に「成全へ山、

大僧都」が見えるが、公名の民部卿の不一致が疑問として残る。建長四年(一二五二)九月の大成就院結縁灌頂の讃衆に参じたのが初見で、翌年、道玄が受法した伝法灌頂の讃衆・資代を勤めてからはしばしばその伴僧に出仕した。文永四年(一二六七)十一月に道玄の皇后御産七仏薬師法の伴僧を勤めた時は、道玄の勸賞の譲りで権少僧都から権大僧都に昇進している。道玄の側近としての性格故か、源惠の最初の上洛の後、弘安八年(一二八五)四月からは鎌倉で源惠の伴僧を勤めている。弘安九年一月の如法仏眼法では七曜壇阿闍梨を、同月の熾盛光法では護摩壇阿闍梨を、さらに正応二年六月の七仏薬師法でも護摩壇阿闍梨を勤めるなど、源惠の大法勤仕を補佐している。道玄の側近から源惠の側近となった代表的人物である。⁽²⁶⁰⁾

靖厳法印権大僧都も出自は不明。文保元年(一一三一)六月に良敷の冥道供の伴僧に出仕したのが初見で、良敷の冥道供伴僧を計八度、道潤の冥道供伴僧を四度勤めている。道潤の伴僧は冥道供に限られており、大法伴僧にはなっていないことからすれば、評価はさほど高くなかったのだろう。道潤の没後は後継者の小川宮聖恵に仕え、元徳三年(一一三三)九月の如法仏眼法の伴僧をつとめ、正慶二年(一一三三)二月の熾盛光法では壇所奉行と十二天壇阿闍梨を、同月の四天王法でも伴僧を勤仕した。幕府崩壊後は聖恵と行動を共にし、同年十一月には内裏仁寿殿で慈道二品法親王が後醍醐天皇のために行った大熾盛光法の伴僧を、澄助・聖恵・定潤とともに勤めている。⁽²⁶¹⁾

澄経大僧正(一一三〇—?)も出身は不明、公名は大納言である。『門葉記』巻六二の康永三年(一一三四)尊勝陀羅尼供養記に「澄経へ山、法印権大僧都、年四十四、戒二十九」とみえ、一一三〇年生まれで、十五歳で出家受戒したことが判る。正慶二年(一一三三)二月に北条高時邸で聖恵が行った熾盛光法・四天王法の伴僧として登場し、幕府崩壊後は京都に戻って、暦応五年(一一三三)二月、貞和二年(一一三六)二月に聖恵が行った足利直義・尊氏のための冥道供伴僧や壇所奉行を勤めた。⁽²⁶²⁾ また尊円にも仕え暦応元年十月からの長日如意輪法、康永三年三月仙洞熾盛光法・仙洞尊勝陀羅尼供養、観応元年(一一三三)六月尊氏の病悩のための普賢延命法の伴僧に参している。文和二年(一一三三)四月には慈道十三回忌結縁灌頂の讃衆となり、永和二年(一一三七)十二月尊道の熾盛光法の勸賞で正僧正から大僧正となった。⁽²⁶³⁾ 活動の歩みは尋恵とよく似ている。

定潤権僧正(一一三五—?)の出身は不明、公名は大納言。土御門と号していたことからすれば、村上源氏の土御門定実一門かも知れない。正和三年(一一三三)七月良敷の冥道供伴僧に大納言大僧都として登場するのが初見で、幕府滅亡までに良敷の冥道供伴僧を七度、道潤の冥道供伴僧・壇所奉行を五度勤めたほか、元徳三年(一一三三)九月には聖恵の如法仏眼法の壇所奉行と七曜壇を、正慶二年(一一三三)

三三三) 二月には聖恵の四天王法伴僧を勤めており、聖恵の側近として活動した。幕府の滅亡後は聖恵と行動を共にし、同年十一月には京都で澄助・聖恵とともに、慈道が後醍醐天皇のために行った禁中大熾盛光法の伴僧に出仕している。その後の足取りを十分追うことができないが、『常樂記』によれば文和元年十月に没している。「大御堂候人」とあり、聖恵の側近としての立場を貫いたようである。⁽²⁶⁴⁾

房性法印は中納言吉田為経の子で、三条実躬の母方の伯父に当たる。公名は父の官途から中納言・帥を称した。源恵の同宿の弟子である。正応三年(一二九〇)十二月の源恵の七仏薬師法伴僧に中納言僧都として登場するのが初見で、正応四年六月冥道供、正応五年四月熾盛光法で源恵の伴僧を勤めた。ついで源恵に従って上洛し、正応六年二月の禁中七仏薬師法の伴僧に参じている。また翌月の仙洞尊勝陀羅尼供養では、房性の幹旋で導師の源恵は三条実躬邸から出立した。その後も源恵の鎌倉下向に扈從し、永仁二年(一二九四)十月には北条貞時の愛妾の御産祈禱に参じている。また三条実躬は近江の所領について幕府に訴えていたが、それに関する幕府の情報を関東から実躬に報告している。⁽²⁶⁵⁾

祐尋法印(?-一三三九)の出身は不明、公名は讃岐である。正安三年(一二三〇)に源恵が行った七仏薬師法の伴僧を勤めたのが初見で、乾元二年(一二三〇)六月の道潤の如法仏眼法の伴僧に出仕している。幕府崩壊後も鎌倉で活動を続けたようで、暦応二年(一二三九)六月には鎌倉で月蝕祈禱を命じられている。二ヶ月後に没した。⁽²⁶⁶⁾

隆昭法印も出自不明、公名は宮内卿で後に按察を称した。弘安四年(一二八二)に日光竜善房で成菩提講行法法則を口授され筆録したのが初見である。当時、源恵が日光を拠点に活動していたことからすれば、伝授したのは源恵とみてよい。祈禱では弘安九年一月の源恵の如法仏眼法・熾盛光法の伴僧を始めとして、乾元二年(一二三〇)まで源恵の伴僧を十度、道潤の伴僧を二度勤めている。正応六年の源恵の七仏薬師法では壇所奉行と聖天壇を、永仁五年・正安三年の道潤や源恵の如法仏眼法・七仏薬師法でも聖天壇を勤めるなど、中心的な側近に成長している。⁽²⁶⁷⁾

良顕法印は出身不明、公名は弁である。同時期に鶴岡八幡宮の七仏薬師供僧に良顕がいるが、そちらは東密で公名は大蔵卿である。山門の良顕は弘安八年(一二八五)四月の冥道供伴僧を初見として、永仁五年(一二九七)七月まで源恵の伴僧を十度勤めている。特に弘安九年一月の如法仏眼法や正応二年六月の七仏薬師法、正応五年四月の熾盛光法では十二天壇を担当したし、正応三年七月の普賢延命法では護摩壇阿闍梨を勤めるなど、源恵側近の中心人物の一人である。⁽²⁶⁸⁾ 正応五年閏六月には阿闍梨として月蝕祈禱を行ったが、正現し祈禱

に失敗している。⁽²⁶⁹⁾

以上、伴僧クラスの主要な人物について触れてきた。前述のように、道玄が源恵を支えたこともあって、道玄および慈道（道玄瀉瓶弟子）門徒からは経恵・良敷・源瑜・成全・隆勝・慈祐・親円のように、鎌倉山門派の中堅クラスの僧侶が数多く出ている。また鎌倉で活動した安居院覚守も台密は道玄から受法している。⁽²⁷⁰⁾ 他方、同じ青蓮院でも道玄・慈道と対立した尊助・慈実・慈玄・慈深・尊円の系統からは、ほとんど人材が供給されていない。鎌倉山門派は道玄・慈道と深く関わっていた。ところが鎌倉最末期になると、この関係にねじれが生ずる。慈道（亀山院の子）は大覚寺統ということで嘉暦元年（一二三六）六月から幕府調伏祈禱に走り、他方、持明院統の尊円（伏見院の子）は「当門跡元来武將護持之師跡也」と語って、⁽²⁷¹⁾ 六波羅探題と歩みを共にした。このように鎌倉最末期に、鎌倉山門派と青蓮院両派との関係にねじれが発生し、慈祐のように、このねじれに翻弄された僧侶もいる。

鎌倉山門派は幕府滅亡によって大きな打撃を受けた。しかし、聖恵・澄助・光恵ら主流派は慈道との関係をもとに建武政権期を生き延び、ついに室町幕府の武家護持僧となった。彼らの周辺には尋恵・靖厳・澄経・定潤のように、行動を共にして彼らを支え続けた僧侶たちもいる。鎌倉山門派の歴史的遺産は、鎌倉よりもむしろ京都の室町幕府に継承されたのである。

むすび

以上、鎌倉山門派の歴史的展開と、その帰結について検討してきた。中世の山門派史料が『門葉記』『華頂要略』のように、青蓮院関係史料に偏っていることもあって、ここで描出した鎌倉山門派の姿も、全体の半ば程度に止まる可能性もある。しかし座主や勝長寿院別当についてはほぼ明らかとなっており、基本的動向については捕捉できたであろう。私たちはこれまで、鶴岡八幡宮の別当・供僧から鎌倉の仏教界の全体像を類推してきた。しかし不十分ではあっても、本稿によって鶴岡の背後に如何に広大な世界が広がっていたのかが垣間見えたはずである。鎌倉の將軍御願寺のうち別当の全容が判明するのは鶴岡と永福寺だけであり、鎌倉時代の鶴岡別当十七名、永福寺別当十九名のなかに山門派は一人もいない。しかし本稿によって勝長寿院別当が百年以上、明王院別当が約半世紀のあいだ山門派によって独占されていたことが明らかとなった。鶴岡八幡宮の別当・供僧らの宗派構成は鎌倉の仏教界における宗派構成の全き縮図なのではな

く、そこには大きな偏りがあるのである。

これらの成果をもとにして、幕府の延暦寺政策を洗い直す作業が次の課題であるが、最後にこの点について若干の展望を述べておきたい。第一章でも触れたように、佐々木馨氏は幕府の延暦寺政策を非和解的な強硬政策と位置づけた。その評価は過剰に過ぎるが、しかし氏がそのように判断されたのには無理からぬ側面もある。概して幕府の政策が、延暦寺よりも、禪律と東密・寺門派に親和的色彩を帯びていたのは否定しようのない事実である。戒壇設立をめぐる延暦寺と園城寺の抗争では、隆弁（一二六〇年）や顕弁（一二一九年）といった大物の幕府僧が園城寺側の中心となって活動したし、本覚大師号をめぐる東寺と延暦寺との紛争（一二〇八―一〇年）でも、幕府の東寺への肩入れが紛争をこじらせる結果となっている。しかも徳治年間（一二三〇―六〇八年）には幕府の公文所で「真言宗者攘災秘術也、其護持大功也、律宗者戒行如法、方ニ可ニ崇敬也、禪宗者坐禪工夫為ニ出離大要也、而ニ天台宗者八講請用許也、論義学匠非ニ為ニ護持也、非ニ為ニ出離也、總以無用宗也」と論じられていたようだし、『日吉社叡山行幸記』によれば、延慶四（一二三二）年頃の「関東評定」の場では「円宗教法ひろまり侍らざりしきは、代は代にてはなかりけるか、山門の仏法これなしとても、何のくるしみかあるへき」といった議論が出ていたという。⁽²⁷²⁾幕府の内部に天台宗を「無用の宗」とし、山門を不要とする認識が存在していたことが確認できる。

しかし他方では、こうした議論が行われていた、まさにその時に、幕府の膝下では鎌倉山門派が最盛期を迎えていた。幕府の山門に対する強硬姿勢と、その膝下での鎌倉山門派の盛行はどう関わるのか。このことを明らかにする上で、先の『日吉社叡山行幸記』の記事は示唆的である。ここでは、天台円教が広まっていけない段階では、延暦寺の仏法は必要不可欠だが、今に至っては延暦寺の仏法がなくとも何の問題もない、と述べている。つまり幕府の延暦寺無用論の背後には、鎌倉山門派の盛行があったのである。鎌倉山門派は質的にも量的にも充実していたし、その長が相次いで天台座主に就任するなど、外形的権威の確立も達成している。佐々木氏の予想とは異なり、むしろ鎌倉山門派の隆盛と成熟こそが、幕府の延暦寺に対する強硬姿勢を可能にしたのである。

大方のご批判を頂戴できれば幸いである。

注

(1) 佐々木馨『中世仏教と鎌倉幕府』（吉川弘文館、一九九七年）、『中世国家の宗教構造』（吉川弘文館、一九八八年）、『執権時頼と廻国伝説』

(吉川弘文館、一九九七年)。ただし佐々木氏の批判によって、顕密体制論が幕府や東国仏教を十分包摂し得ていない欠陥が明示されたことは、評価されてよい。本稿は氏の問題提起を踏まえて、より包括的な顕密体制論を構築するための試みでもある。

(2) 『中世仏教と鎌倉幕府』一五一頁・一六七頁

(3) 『中世仏教と鎌倉幕府』一六二頁。八〇頁・二二八頁にも類似表現がある。また同書四〇六頁を参照。

(4) 『中世仏教と鎌倉幕府』一五二頁。一五四頁・二二七頁にも類似表現がある。

(5) 本稿で主に使用する史料の出典、および表記について述べておく。平岡定海編『東大寺宗性上人の研究並史料』は『宗性史料』と略記、渋谷亮泰編『昭和現存天台書籍綜合目録』は『渋谷目録』と略記、『青蓮院門跡吉水藏聖教目録』は『青蓮院目録』と略記、『校訂増補天台座主記』は『天台座主記』と略記した。『神奈川県史 資料編』1、3については『神奈川県史』と略記し中世編の文書番号を付した。『鶴岡八幡宮寺社務職次第』は『神道大系 神社編 鶴岡』所収本を使用、『鶴岡社務記録』は鶴岡叢書第二輯(鶴岡八幡宮刊、一九七八年)を使用、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』は鶴岡叢書第四輯(鶴岡八幡宮刊、一九九一年)を使用、頁数はそれぞれの本の頁数を示す。『血脈類集記』は『真言宗全書』第三九巻を使用し、その巻数と頁数を表記した。『鎌倉年代記裏書』は続史料大成本を使用しその頁数を記した。『常樂記』は『群書類従』第二九輯を使用し、その頁数を示した。『日吉社叡山行幸記』は岡見正雄博士還暦記念刊行会編『室町ごろ』(角川書店、一九七八年)の川端善明氏の翻刻を使用し、その頁数を示した。『公衡公記』は史料纂集本を使用し、一巻二巻は年月日で表示し、三巻四巻は巻数と頁数で表記した。『天台一会講師次第』は『京都府立総合資料館紀要』一八号の翻刻を使用、『日光山列祖伝』は『栃木県史 史料編中世4』を使用、『六条八幡宮別当次第』は海老名尚・福田豊彦『六条八幡宮造営注文』について、『国立歴史民俗博物館研究紀要』四五号、一九九二年の翻刻による。『東寺長者補任』は『続々群書類従』第二巻を使用。『観智院本東寺長者補任』は観智院金剛藏一八八函三三八七号、『五壇法記』は東寺文書丙外二二二号、『權法務次第』は東寺文書観智院函二八八号、『永福寺別当次第』は実相院文書二六函一二六号(京都大学文学部古文書室写真版)、『園城寺伝法血脈』は東京大学史料編纂所写真版を使用し、伝法阿闍梨の代数を表記した。なお本史料と内閣文庫蔵『三井寺灌頂脈譜』は同内容である。『華頂要略』は巻一から巻三、および巻三二から巻五五までが『天台宗全書』に翻刻され、巻四から巻三一は『大日本仏教全書』に活字化されているため、『華頂要略』の巻数と、それぞれの本の頁数を示した。『門葉記』は『大正新脩大藏經』図像部一一・一二を使用し、巻数と『大正新脩大藏經』本の頁数を示した。適宜、青蓮院本(東京大学史料編纂所写真版)で読みを補訂している。『阿婆縛抄』については『大日本仏教全書』七巻本の巻数と頁数を示した。『親玄僧正日記』はダイゴの会が『内乱史研究』一四・一五・一六号(一九九三・九五年)に翻刻したものを使用し、一部、東京大学史料編纂所写真版で補訂した。

(6)

拙稿『鎌倉幕府の宗教政策について』(平成六年度科研報告『日本古代の葬制と社会関係の基礎的研究』大阪大学文学部、一九九五年)、『定豪と鎌倉幕府』(『古代中世の社会と国家』清文堂、一九九八年)。なお最近、稲葉伸道氏が鎌倉幕府の寺社政策について論点を整理されている(『鎌倉幕府の寺社政策に関する覚書』『名古屋大学文学部研究論集 史学』四五号、一九九九年)。参看されたい。

(7)

御成敗式目四〇条、鎌倉幕府追加法一〇九号・六一二号

(8)

『大日本史料』五編二二―一八二頁

(9)

『鎌倉遺文』補遺一四二五号

- (10) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七六頁
- (11) 『伏見天皇日記』正応五年二月二十六日条
- (12) 栄海は元応二年六月十五日に月蝕祈禱辭退の旨で鶴岡供僧を解任され、十二月二十六日に還補されているが、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一九五頁、同年は栄海が神護寺交衆を辞した年でもある(『大日本史料』六編一〇—八一五頁)。そして彼は鎌倉幕府滅亡直後の元弘三年八月二十一日に再び、神護寺交衆を申請して認可されている。
- (13) 『吾妻鏡』嘉禎二年十一月十五日条、『沙石集』一〇末—三(古典文学大系本四五四頁)、『隆弁法印西上記』(高野辰之『古文学踏査』大岡山書店、一九二〇年)、『神奈川県史』二五四七号・一八一九号
- (14) 海老名尚『鎌倉の寺院社会における僧位僧官』(『中世の社会と武力』吉川弘文館、一九九四年)
- (15) 忠源の官位で唯一問題となるのは、嘉元元年六月の鶴岡八幡宮十壇護摩に「城興寺前大僧正忠源」として登場する史料である。ここでの官位は、忠源が同年末に正僧正に補任されることと明らかに矛盾する。しかしこの記事を載せる『門葉記』卷四〇—三八八頁は道潤が行った如法仏眼法を中心に記載しており、忠源らの祈禱は「同時御祈」として参考として付随的に掲出されただけである。その点で言えば、ここでの官位が当時のものでなく、本人の極官を後に記載した可能性が高い。例えばこの時に一緒に祈禱を行った元瑜(東密)は、この史料で「大式僧正元瑜」と記されているが、実際には彼の当時の官位は法印権大僧都であり、二年後の嘉元三年三月に北条貞時によって権僧正への吹挙がなされ、八月の僧事で昇任が決定している(『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二二頁、『続真言宗全書』二五卷二二七頁、『続群書類従』第四輯上—四一一頁)。つまり元瑜についても、官位記載は本人の極官を記しており、嘉元元年時点での官位ではない。したがって本史料での忠源についての官位の矛盾は、当該箇所がやや後に記されたという、史料そのものの性格に由来するのであり、同名異人の存在を意味するのではない。
- (16) 『鎌倉遺文』一二五四七号、『親玄僧正日記』正応六年一月十日条、『鎌倉遺文』二〇七二三号、『門葉記』卷四〇
- (17) 『宗性史料』上二七九頁・二八六頁
- (18) 『華頂要略』卷三七—三八四頁
- (19) 『門葉記』卷一四六—三九三頁
- (20) 『勘仲記』弘安六年十一月八日条、『公衡公記』四—三三頁、『同』正和四年六月七日条
- (21) 『公衡公記』四—一八頁
- (22) 『釈家官班記』(『群書類従』第二四輯五〇頁)
- (23) 『華頂要略』卷三七—三八四頁、『宸筆八講記』(『群書類従』第二四輯九〇頁)、『文永十年法勝寺八講問答記』(『宗性史料』上二八六頁)、『門葉記』卷一四六—三九三頁
- (24) 『大日本史料』五編二—六三四頁
- (25) この時代の僧侶の命名の仕方は、父または養父の名から一文字、師匠の名から一文字をとって名付けることが結構多い。例えば、醍醐寺成賢の父は藤原成範で師は勝賢、随心院親嚴の父は大江親光で師は顯嚴、東寺長者信忠の父は藤原忠家で師は勝信、東大寺宗性の養父は藤原

宗行で師は道性である。また本願寺存覚の出家時の名は親恵であるが、それは師が経恵で冷泉親業の猶子だったからである。後に彼は尊勝院玄智に入室し日野俊光の猶子となったため光玄と改名している。ただしこの時代の猶子関係は錯綜していて史料上に現れないことも多く、僧侶の改名も盛んであるため、これが当てはまらないケースも多い。

- (26) 乾元元年(一三〇二)に北条貞時の嫡子が亡くなった時に、朝廷は弔問の費用をなぜか忠源に負担させている。忠源と幕府との関係がここにも影響した可能性がある。

- (27) 『鎌倉遺文』二〇七二三号。ここに引用されている正安二年の忠源請文は、「大夫僧正」の公名からして鎌倉滞在中のものと思われる。

- (28) 『神奈川県史』二二六四号

- (29) 『公衡公記』正和四年五月二十七日条

- (30) 『五壇法記』正和四年十月八日条、『門葉記』卷六二一五三八頁、「權法務次第」、「常樂記」二二四頁、『神奈川県史』二二六四号。なお徳治二年七月二日の僧事では延暦寺の憲基権大僧都の勸賞の譲りにより頼寛が権律師に補任され、また頼寛が法橋に叙されている(『統群書類従』第四輯上―四一三頁)。また正和二年二月六日の僧事で頼寛が権律師となり(『同』四一九頁)、正和三年十一月八日には頼寛大法師らを法橋に叙す宣旨が出ているが(『群書類従』第七輯七三一頁)、これらの人物と本稿の頼寛(頼寛)との異同は不明である。

- (31) 正安二年三月二十六日の後深草院の伝法灌頂の際に、大阿闍梨・公什僧正の前駆に貞源美濃法眼が登場している(『歴代殘闕日記』一一一七八頁)、正和二年の僧事で神興造宮の成功で貞源が法橋に叙されているが(『統群書類従』第四輯上―四二〇頁)、いずれも寺官系列の僧侶であり、本稿の貞源とは別人と判断すべきだろう。

- (32) 『宗性史料』下五〇頁・四六頁、上二八〇頁・一〇四頁・二八二頁

- (33) 『門葉記』卷八四一六八〇頁。なお同時代の鎌倉に玄盛阿闍梨がいるが、東密であり別人である(『血脈類集記』卷一一―二三八頁)。

- (34) 『親玄僧正日記』正応六年一月十日条

- (35) 建長五年三月七日仙洞尊勝陀羅尼題名僧の忠禪阿闍梨(『門葉記』卷六一)、同年十二月二十二日法勝寺阿弥陀堂供養での忠禪大納言阿闍梨「山、忠明卿子」(『経俊卿記』、康元元年九月大成就院の恒例結縁灌頂での讃衆忠禪阿闍梨(『門葉記』卷一三七)、文永七年九月晦日に諸尊御修法支度を書写した忠禪(『青蓮院目録』九六函六号)、弘安五年八月二日道玄の七仏薬師法伴僧の忠禪権律師(『門葉記』卷一六)、弘安七年八月北野社買地安堵下知状の袖判署判の忠禪大納言律師(『鎌倉遺文』一五二九一号)、年月日闕の忠禪款状(『鎌倉遺文』一四五三六号)、永仁四年二月十日に「護摩」を書写した忠禪(『青蓮院目録』六四函一号)は一連の人物であるが、いずれも北野社の忠禪であろう。延慶元年八月の僧事で当季二会講師として房快大法師を決定しているが(『統群書類従』第四輯上―四一四頁)、この人物は文保元年六月二十三日の最勝講で講師を勤めた「大法師房快(園城)」(『花園天皇日記』)と同一人物だろう。とすれば、寺門ということになる。また官位からみても、北条氏の房快とは時代が離れすぎており、別人と判断した。

- (37) 湯山学「頼助とその門流」(『鎌倉』三九号・四五号、一九八一・八四年)、吉田通子「鎌倉後期の鶴岡別当頼助について」(『史学』五四巻四号、一九八五年)

- (38) 『血脈類集記』卷一三、『統真言宗全書』二五巻二二〇頁、『鶴岡社務記録』、『鶴岡八幡宮社務職次第』、『東寺長者補任』、『鎌倉遺文』八九

- 七二号・一九〇五号・一九〇七号・二五九六号・二九三二〇号・二九三三九号・二九三四五号・二九三四七号、補遺二〇三二一、
『神奈川県史』二四一〇号・二六七五号・二八〇一、『門葉記』卷五三など。
- (39) 『前田家本』、『東寺長者補任』、『観智院本東寺長者補任』、『仁和寺史料 寺誌編一』二三八頁、『花園天皇日記』元応二年十二月十九日条、
『五壇法記』元亨二年十二月二十二日条・元亨三年十二月十一日条・嘉暦元年三月十六日条、『神奈川県史』一四七一、一五〇八、二
〇四三、四七号・二一八一号・二一九七号・二三三七号・二四四八号・二四五〇号・二四五二、二六一六、二六五七、二七四七、
二八二九、二八三〇、二八四〇、二八四四、二九〇四、二九〇五、二九三九、三〇一六、三〇一七、三〇一七、三〇一七、三〇一七、三〇一七、
三二二四、二九一八、二九一八、二九一八、二九一八、二九一八、二九一八、二九一八、二九一八、二九一八、二九一八、二九一八、
(40) 『前田家本』、『血脈類集記』卷一三二二八頁・二七八八頁、『東寺長者補任』、『醍醐寺新要録』九一七頁、『鎌倉遺文』一七二九八号・二一
〇五二、二九五八七号、『門葉記』卷一七二一五八九頁。なお東大寺と醍醐寺の本末相論については永村真『真言宗』と東大寺』(『中世
寺院史の研究』法蔵館、一九八八年)を参照。
- (41) 『前田家本』、『仁和寺史料 寺誌編一』二八三頁、『観智院本東寺長者補任』
- (42) 『血脈類集記』卷一三二二八頁・二七八八頁、『鶴岡社務記録』、『鶴岡八幡宮社務職次第』、『真言声明血脈』(『醍醐寺研究紀要』一三、一
九九三年)、六条八幡宮別当次第
- (43) 『前田家本』、『正宗寺本』、『血脈類集記』卷一三二二八頁、『神奈川県史』一二六八号、『親玄僧正日記』正応六年十月十八日条
- (44) 『真言付法血脈図』(東寺観智院金剛藏二九〇函六号、一一八函四号)、『花園天皇日記』文保元年六月二十三日条、『三會定一記』一〇一頁、
『群書類従』第四輯五九五頁、『太平記』卷二、『鎌倉遺文』三一六七七号、『岐阜県史 通史編中世』。なお後世の史料だが、『東大寺上院
修中過去帳』には「花厳前長吏当院前別当法印権大僧都時宝」と見えている(『東大寺二月堂修二会の研究 史料編』中央公論美術出版、
一九七九年、六〇二頁)。
- (45) 『東大寺縁起』(『統群書類従』第二七輯上―五二七頁)、『真言付法血脈図』(東寺観智院金剛藏一一八函四号、二九〇函六号) 信忠付法の項、
『静岡県史 資料編中世二』三九号、『大日本史料』六編二一五八頁、『鎌倉遺文』二三〇三六号・二三〇八二号・三〇一〇九号・三〇三四
二、三〇六五七号・三二二七一号
- (46) 『前田家本』、『仁和寺史料 寺誌編一』二三八頁
- (47) 『神奈川県史』三〇三四号
- (48) 『血脈類集記』卷一三二二七五頁、卷二二二六三頁
- (49) 『吾妻鏡人名総覧』四四〇頁
- (50) 『鎌倉年代記裏書』五一頁
- (51) 『吾妻鏡』弘長元年六月二十三日条・二十七日条
- (52) 『統群書類従』第四輯上―四一〇頁
- (53) 『六条八幡宮別当次第』、『親玄僧正日記』正応五年六月十五日条、『神奈川県史』二三〇五号、『大日本史料』六編六一七八五頁

- (54) 『尊卑分脈』一一三八頁、「永福寺別当次第」、「園城寺伝法血脈」七三、「吾妻鏡」弘長三年三月十日条、「鎌倉年代記裏書」五五頁、「三井統燈記」巻四(『大日本仏教全書』一一一巻二六六頁)、「寺門伝記補録」巻一六(『大日本仏教全書』一二七巻三八一頁)、「親玄僧正日記」正応六年一月十日条、四月十四日条、「一遍上人絵伝」二四段、「一遍聖絵」第六、「遊行上人縁起絵」巻二第三段、「神奈川県史」一〇四三号、「大日本史料」五編二四—二四九頁、「静岡県史 資料編5」一四六七号。なお当時の鎌倉歌壇の様相については、井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期』(明治書院、一九六五年)、外村展子『鎌倉の歌人』(かまくら春秋社、一九八六年)を参照されたい。
- (55) 『神奈川県史』二九六一号・二九六二号、前田元重「顕弁考(1)」(『金沢文庫研究』四〇号、一九五八年)、同「三井戒壇の設立」(同四五号、一九五九年)、納富常天「金沢貞顯と東山常在光院」(『金沢文庫資料の研究』法蔵館、一九八二年)。
- (56) 『前田家本』、『野津本』、「園城寺伝法血脈」九三。
- (57) 『門葉記』巻四〇—三八八頁、「鶴岡社務記録」、「鶴岡八幡宮寺社務職次第」、「神奈川県史」一三六四号。ただし徳治二年鶴岡大仁王会読師を「鶴岡社務記録」は房海とし、「鶴岡八幡宮寺社務職次第」は房朝とする。
- (58) 『三井統燈記』巻四(『大日本仏教全書』一一一巻一六〇頁)、「寺門伝記補録」一四(『大日本仏教全書』一二七巻二三七頁)。
- (59) 『大日本史料』五編二〇—二六八頁、「系図纂要」。
- (60) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二七頁・一九〇頁、「園城寺伝法血脈」一〇一。
- (61) 『園城寺伝法血脈』七三・九〇。
- (62) 『園城寺伝法血脈』一〇一・一一三。
- (63) 『前田家本』、「園城寺伝法血脈」一〇一、「鎌倉年代記裏書」五八頁。
- (64) 遠藤巖「平泉惣別当譜考」(『国史談話会雑誌』一七号、一九七四年)。
- (65) 『平泉町史 史料編一』中世文書四〇号・四一号・四七号・四八号・四九号・五〇号・五九号・六三号・一一八号、補遺八号。
- (66) 『神奈川県史』三四三八号。
- (67) 『平泉町史 史料編一』六一号、「常楽記」二二三頁。
- (68) 『平泉町史 史料編一』四九号・五二号・六一号、「神奈川県史」三四三八号。
- (69) 『尊卑分脈』、『前田家本』、「園城寺伝法血脈」九四。
- (70) 『園城寺伝法血脈』一一六・一二三、「門葉記」巻三六—三三九頁、「三井統燈記」巻九(『大日本仏教全書』一一一巻二五二頁)。
- (71) 『園城寺伝法血脈』八五、「鶴岡社務記録」、「平泉町史 史料編一」六一号。なお「園城寺伝法血脈」八一には文永十一年に仙朝が長弁に伝法灌頂を行った記事が見えている。仙朝のもとには東国の僧侶も弟子におり、①長弁の重受とも考えられるが、仙朝の弟子長弁は灌頂の時に四十三歳であったと記されており、計算すれば一二三二年生まれということになる。②長弁の父の赤橋長時は一二二九年生まれであるので別人と判断した。なお『勘仲記』弘安十一年五月十七日条に、法勝寺三十講で唄を勤めた長弁がみえる。
- (72) 『園城寺伝法血脈』九〇、「尊卑分脈」、「神奈川県史」二四五一号。
- (73) 『園城寺伝法血脈』一〇一・一〇六・一一〇・一一四、「公衡公記」三一—七一頁、「鎌倉遺文」二二四四二号・二七五六三号・二八一四六

- 号・二八五二三号、『神奈川県史』二九六二号・三〇二〇号・三〇二二一
 (74) 『神奈川県史』二八七五号
 (75) 『野津本』、『平泉町史 史料編一』三六号・四〇号・六一号・一一八号、補遺五号、『親玄僧正日記』正応五年九月五日条、「永福寺別当次第」
 (76) 「園城寺伝法血脈」一〇二・一〇一
 (77) 『神奈川県史』三八二三号
 (78) 『大日本史料』六編七―六八五頁
 (79) 『法海禪師行狀記』(『続群書類従』第九輯上―三六六頁)、辻善之助「無象静照和尚と興禪記」(『日本仏教史研究』一卷、岩波書店、一九八三年再刊)、『五山文学新集』六(東京大学出版会、一九七二年)には、興禪記など無象静照集が収められ、玉村竹二氏の周到な解題が付されている。本項については原田正俊氏の全面的なご教示によった。
 (80) 『尊卑分脈』、『血脈類集記』巻七―一六一頁、巻八―一八二頁、『仁和寺史料 寺誌編一』一二五〇頁、『大日本史料』五編三―一二五頁、五編四―五一七頁など。
 (81) 総本山金剛峰寺編『高野山文書二』五号・二三号・五九号・六〇号・六一号・六二号・六三号・六四号・三七九号、永村真『中世東大寺の組織と経営』(塙書房、一九八九年)三四六頁、『大日本史料』五編二〇―一六七頁
 (82) 『尊卑分脈』四―一〇三頁、『常樂記』二二二頁
 (83) 『常樂記』二二〇頁
 (84) 『吾妻鏡』寛元四年閏四月二日条
 (85) 隆政については『野津本』を参照。守海は『吾妻鏡』文永三年一月七日条、頼助は例えば『神奈川県史』九二二号、有助は『東寺長者補任』、時助は『正宗寺本』、顕宝は『大日本史料』六編二―一五八頁を参照されたい。
 (86) 『常樂記』二二四頁。なお④房忠との異同は不明だが、延慶元年十一月の僧事で房忠が権大僧都に補されている(『続群書類従』第四輯上―四一四頁)。当時、房忠なる人物は④房忠の他に次の二人がいた。「園城寺伝法血脈」九四によれば、永仁二年に園城寺花王院敬宗が弁瑜に伝法灌頂を行っており、この弁瑜の初名は房忠だったという。また『鶴岡八幡宮寺諸職次第』五二頁によれば、正和四年に房忠が鶴岡八幡宮廿五供僧の密乗坊に補されている。彼は寺門で鶴岡八幡宮別当房海の弟子であり、助法印権大僧都を称し元弘三年に没している。
 (87) 京都九条東洞院にあった城興寺は成興寺・常興寺とも記される。太政大臣藤原信長の邸宅を寺にしたもので、梶井門跡最雲から弟子の以仁王に譲られ、還俗後も以仁王が知行していたが、治承三年平清盛のクーデターにより、没収されて梶井の明雲に付された(『山槐記』治承三年十一月二十五日条)。建久四年に梶井の承仁法親王(後白河院の子)が城興寺検校に補され(『大日本史料』四編五―四二四頁)、さらに以仁王の子の真性大僧正に伝領された(『大日本史料』五編五―七四八頁)。その後、忠源が相伝し、室町時代は延暦寺不動院が管領した(『華頂要略』巻四〇―四八六頁)。このように、城興寺は一貫して延暦寺の門跡院家によって相伝されていた。房忠の「成興寺」が京都の城興寺と一致するのであれば、房忠は④忠源から伝領したと見るべきだろう。

- (88) 『三井統燈記』卷二(『大日本仏教全書』一一一巻二四頁)、「園城寺伝法血脉」一〇一・一一三・一一九、『統群書類従』第四輯上―四一七頁、「五壇法記」正和二年五月十八日条
- (89) 川上淳「鶴岡八幡宮における供僧の役割」(『駒沢史学』二五号、一九七八年)
- (90) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』(鶴岡叢書本) 四三頁・一二九頁・一五一頁・一六八頁・二〇三頁・二七二頁、『神奈川県史』二二六号・二六二号・二八四号
- (91) 『吾妻鏡』建仁二年八月十八日条、建保四年二月一日条、建保六年十二月二日条、嘉禄元年一月十四日条、寛喜三年五月十七日条、貞永元年三月三日条
- (92) 『日光市史』上八八五頁以下、『日光山列祖伝』、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一〇六頁・二五一頁・三〇七頁、『吾妻鏡』建仁二年一月九日条・八月十八日条、建仁三年十月十三日条、元久元年一月八日条、承元二年十二月十七日条、承元三年一月六日条・五月二十日条、承元四年十一月二十二日条・十二月一日条、建暦元年十二月二十八日条、建保元年三月十六日条・六月三日条・十二月四日条
- (93) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』八六頁・二二六頁・二八四頁、『吾妻鏡』文治四年一月八日条・三月十五日条・三月二十一日条・四月二十三日条、建久三年三月十九日条・五月一日条・八月九日条、建久四年三月十三日条、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』一四四頁
- (94) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』八三頁・一六九頁・二三五頁
- (95) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一四頁・一八〇頁
- (96) 『日光市史』上八九四頁、『日光市史 史料編』上八〇五頁、『日光山列祖伝』、『吾妻鏡』建保元年五月三日条・五月十日条・九月十九日条、寛元三年三月十六日条
- (97) 速水侑「鎌倉政権と台密修法」(『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年)、『阿婆縛抄』、『吾妻鏡』、『門葉記』など。ただし速水氏は建暦元年九月に忠快が行った修法を普賢延命法としているが、支度注文・巻数のいずれにおいても「普賢延命供」と記されているし、伴僧記載もない(『阿婆縛抄』四―三三六頁・三三八頁)。これは普賢延命供とすべきだろう。普賢延命法の関東初例は、現在のところ正応三年に源恵が行ったものである(表8参照)。
- (98) 『阿婆縛抄』五一―一〇頁
- (99) 『尊卑分脈』、『明月記』建保元年六月十八日条、『天台座主記』一七七頁、『阿婆縛抄』五一―二九九頁、一一二四九頁、三―三七七頁、七―五〇七頁、『大日本史料』四編一五―五頁・二六七頁。なお同時期に多武峰三綱実暁がいるが別人である。
- (100) 『玉葉』寿永三年三月六日条、『門葉記』卷二・卷二二・卷二二・卷四〇・卷四一・卷八九・卷九七・卷一二五・卷一二八・卷一三九・卷一五七・卷一六二、『大日本史料』四編四一―八九頁、『鎌倉遺文』一六五九号
- (101) 『尊卑分脈』、『阿婆縛抄』五一―二九五頁、三―三七七頁、『大日本史料』四編一五―一八七頁
- (102) 『愚管抄』卷六(日本古典文学大系本二八三頁)、『大日本史料』四編一五―一九一〇頁
- (103) 『天台座主記』一二四頁上欄

- (104) 『大日本史料』四編二一六三七頁
- (105) 『天台座主記』、『吾妻鏡』文治五年四月十九日条
- (106) 菊池勇次郎「西山義の成立」(同『源空とその門下』法蔵館、一九八五年)、多賀宗集『慈圓の研究』三七四頁(吉川弘文館、一九八〇年)。幕府が吉田経房に導師選定の依頼をした使者を派遣したのが、文治五年三月二十二日であるが、『吾妻鏡』、『玉葉』は四月および閏四月は欠落が多く詳細が不明である。
- (107) 拙稿「將軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」(蘭田香融編『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年)。この論文で取り上げた人物については、史料の出典は省略する。
- (108) 宮島新一「『阿婆縛抄』をめぐる二、三の問題」(『仏教芸術』一一二号、一九七七年)、切畑健「阿婆縛抄その成立と撰者承澄」(『仏教芸術』七〇号、一九六九年)、『大日本史料』五編一九一一九頁、『阿婆縛抄』一卷二五八頁など。
- (109) 『三浦系図』(『続群書類従』第六輯上―一二頁)、『天台座主記』一八八頁、『門葉記』卷一五八・卷一三四
- (110) 『阿婆縛抄』七卷五二三頁、『大日本史料』五編二〇―四頁
- (111) 『吾妻鏡』嘉禎元年六月二十九日条、仁治元年七月四日・七月十一日条
- (112) 『大日本史料』五編二二一八八頁、『吾妻鏡』弘長元年六月二十二日条・六月二十五日条
- (113) 『門葉記』卷六一、『阿婆縛抄』七卷五一四頁、『経俊卿記』建長五年十二月十二日条、建長八年四月二十八日条。ちなみに尊覚の入室の弟子が澄覚座主法親王(承澄の弟子、梶井門主、雅成親王の子)である。
- (114) 例えば定親法印は宝治合戦で鶴岡別当を解任されて帰洛し、その後、東寺一長者・正僧正となったが、『吾妻鏡』文永二年七月二十五日条の定親の死没記事は法印のままである。
- (115) 良伝は『鶴岡八幡宮寺諸職次第』四四頁・二〇四頁、猷円は同書八三頁・二三五頁、義円は同書八六頁・二二六頁。
- (116) 『吾妻鏡』承久元年十二月二十七日条、安貞元年七月二十五日条
- (117) 『大日本史料』五編九一五九〇頁
- (118) 寛元二年八月二十二日条、正元二年院落書(日本思想大系『中世政治社会思想』下三四二頁)、『尊卑分脈』二一一五頁、拙稿「嘉禄の法難と安居院聖覚」(『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二年)
- (119) 『吾妻鏡』建長五年五月十六日条
- (120) 『吾妻鏡』康元元年十二月十一日条、正嘉元年八月二十五日条・九月十六日条、正嘉二年六月三日条
- (121) 『吾妻鏡』文応元年八月八日条。ここに見える「勝長寿院法印」が尊家を指すことについては、注(134)を参照。
- (122) 『平泉町史』史料編一「二八号・二九号・六一号。なお鎌倉歌壇については、外村展子『鎌倉の歌人』を参照。
- (123) 『尊卑分脈』三一・二六五頁
- (124) 『宗性史料』上二四一頁
- (125) 『栃木県史』史料編中世4「六九〇頁、『日光市史』史料編」上八二四頁

(126) 『尊卑分脈』二二三八二頁

(127) なお最勝講師については記録の欠落が多く、寛元元年の講師出仕が三度目と記されているだけで、前二回の年度を特定することができない。

(128) 『門葉記』巻一五。壇所奉行については、下坂守「中世門跡寺院の歴史的機能」(『学叢』二二一、一九九九年)を参照。

(129) 『大日本史料』五編二〇—二七九頁、五編二七—三三四頁

(130) 『鎌倉遺文』補遺一四六一号

(131) 『天台座主記』二二八頁

(132) 『日光市史』上九〇五頁

(133) 『日光山列祖伝』、『日光市史』上八九七頁

(134) 尊家は建長五年に日光山別当に補任されたが、勝長寿院別当への就任は時期が遅れる。勝長寿院は別当良信の跡を受けて、その弟子の最信が同年五月十六日に別当に補任されており、正嘉元年九月十六日には彼がなお在任している(『吾妻鏡』同日条)。問題は『吾妻鏡』文応元年八月八日条の記事である。將軍宗尊の病に對し、この日「七口碩徳」が請定されて、良瑜安祥寺僧正・良基松殿法印・嚴惠左大臣法印・「勝長寿院法印」らが七座法を勤仕している。この「勝長寿院法印」は最信、尊家のいずれであろうか。『吾妻鏡人名索引』『吾妻鏡人名総覧』とも最信に比定するが、その判断は正しいのだろうか。

まず二人ともこれ以前に法印となっており、官位から人物比定を行うのは不可能である。ところで最信は、この記事以外で祈禱を行った記録は全く見えず、子供まで儲けており「碩徳」とはとも言えない。実際、正嘉二年の勝長寿院再建供養では、曼荼羅供大阿闍梨は良瑜・隆弁・尊家・良基・嚴惠の五名から闍で選ばれており、前年の勝長寿院再建事始めの段階で別当であった最信は大阿闍梨の候補にすら挙げられていない。寺院の再建供養の導師には別当の名が挙がるのが一般的であるにも関わらず、最信は候補者にもなっていない。それに対して、尊家は「碩徳」と呼ばれるにふさわしい経歴の人物であるし、当時の鎌倉で「七口碩徳」と言えば尊家は確実にその中に入っていたはずである。しかも尊家は問題の七座法に引き続いて葉師法を勤仕している。このことからすれば、この「勝長寿院法印」は尊家と結論してよからう。なお、『吾妻鏡』弘長元年二月二十日条に鶴岡八幡宮仁王会の請僧に「勝長寿院法印弟子」の俊承が登場するが、ここでの結論からすれば、この俊承も尊家の弟子ということになる。なお俊承については実績が不明である。同時期の延暦寺に俊承がいるが(『天台座主記』二二九頁・二七二頁)、「住侶学頭」とあり別人であろう。

(135) 『吾妻鏡』弘長三年十一月二十三日条によれば、將軍宗尊御息所の御座祈禱をこの日から始めたが、祈禱がこの日までずれ込んだのは、「御驗者大納言僧正、護持僧大式法印、医師長世朝臣等」がこれまで北条時頼の病悩祈禱に奔走していたためであるという(時頼は二十二日夜に没)。ここに登場する「護持僧大式法印」について、『吾妻鏡人名索引』『吾妻鏡人名総覧』ともに、覚玄とするが従いがたい。この当時、東国に覚玄は二人いたが、両書が比定する「大式阿闍梨覚玄」は信濃善光寺の住侶であり、同年の官位は阿闍梨に過ぎず(『吾妻鏡』弘長三年三月十七日条)、同一人物ではありえない。一方、足利泰氏の子の覚玄は弘長元年に権律師であることが確認できるが(『血脈類集記』巻一〇—二二〇頁)、彼の場合は「左馬法印、東」とあるように大式を公名としておらず(『静岡県史 資料編6』一六号)、別人である。

「護持僧大式法印」については、さらに別の有力な候補者がいる。猷聖である。猷聖大式法印（寺門）は仁治三年十一月二十九日に將軍頼経のための五壇法の脇壇を勤めて以来、寛元四年四月二日まで頼経や頼嗣のために盛んに修法を行っている（『門葉記』卷三九、『吾妻鏡』寛元二年三月十四日条、寛元三年十月九日条、『五壇法記』など）。このことからすれば『吾妻鏡』寛元二年一月八日条や五月二十九日条で金輪法や十壇間魔天供を勤仕した大式法印は猷聖と見てよからう。しかし猷聖は寛元四年以降は鎌倉での事績が窺えず、九条頼経や道慶とともに帰洛したと考えられる上、建長五年に七十三歳で没している（『園城寺伝法血脈』五八）。したがって、猷聖も將軍家御息所護持僧とは言えない。

それに対し、尊家は式を公名としていたし、この時期の官位も法印であり、完全に一致する。しかも問題の記事の直前に時頼のための法華護摩の合間をぬって、御息所のもとに出仕して放光仏供養の指示をしているし、文永二年の將軍御息所の御産でも験者の一人として活動している（『吾妻鏡』文永二年九月二十一日条）。弘長三年の御息所護持僧は尊家と判断すべきである。

(136) 『吾妻鏡』正嘉二年五月五日条

(137) 『神奈川県史』五〇二六号

(138) 『吾妻鏡』建長五年五月二十三日条に見える祈雨祈禱では、道禪（寺門）・定清（東密）・尊家（山門）・親源（不明）・良基（東密）が勤仕しており、寺門・東密・山門の三流であったことを確認することができる。

(139) 『吾妻鏡』正嘉元年八月二十一日条によれば、同年十月に行われた大慈寺供養でも曼荼羅供大阿闍梨の闍が引かれている。候補となったのは、「三位僧正頼兼・安祥寺僧正良瑜・若宮別当僧正隆弁・松殿法印良基・大臣法印家等」である。虫損のため人名比定はむずかしいが、翌年の勝長寿院供養大阿闍梨の候補が、良瑜・隆弁・良基・厳恵・尊家の五名であったことからすれば（頼兼は園城寺別当ということの上洛中か）、大臣法印は左大臣法印厳恵で間違いなからうし、家は大式法印尊家であったのではないか。

(140) 『血脈類集記』卷一一―三五頁

(141) 『岡屋関白記』寛元四年閏四月二十六日条

(142) 『鎌倉市史 史料編一』六二六号、『神奈川県史』九二二号。この異国降伏御祈禱記に登場する「岡屋僧正」について、『鎌倉市史』『神奈川県史』とも信昭に比定している。興福寺一乗院門跡の信昭は岡屋関白近衛兼経の子で、惟康親王の母たる宰子と同母であり、宗尊や宰子の追放後も將軍惟康の護持のため鎌倉に赴いたと考えたのであろう。実際、彼は弘安四年三月十九日に興福寺別当を辞しており（『興福寺別当次第』『大日本仏教全書 興福寺叢書』二二）、鎌倉で四月十七日に祈禱を行うことは全く不可能とはいえない。しかし、顕教を専らにする興福寺僧に果たして不動法の勤修や後加持が可能であろうか、大いに疑問である。それに対して最源は東国に在住していたのは明らかであるし、「岡屋法印」「岡屋（太政）法印」（『華頂要略』卷三二―一五六頁、『門葉記』卷一〇―一七九頁）のように、「岡屋」を名乗っている。「岡屋僧正」は最源と判断すべきだろう。

(143) 『尊卑分脈』一一〇一頁

(144) 『続史愚抄』弘安四年十月二十一日条

(145) 表7の源惠年譜を見ると、彼は弘安四年十二月まで鎌倉にいたが、翌年三月には初めて京都で活動し西塔院主となって、従兄弟の道玄の伴

僧・手代を勤めている。最源が上洛したのが弘安五年一月であることからすれば、最源が源恵を伴って上洛したと見るべきだろう。また、西塔院主の補任権が座主にあったことからすれば(下坂守「中世門跡寺院の歴史的機能」『学叢』二二二号)、源恵を院主に任命したのも最源であつたろう。

(146) 『勤仲記』弘安五年一月十日条・三月二日条

(147) 『公衡公記』弘安十一年一月二十日条

(148) 海老名尚「鎌倉の寺院社会における僧位僧官」(『中世の社会と武力』)、『実躬卿記』正応四年五月二十九日条、森幸夫「平頼綱と公家政権」

(149) 『三浦古文化』五四号、一九九四年

(150) 『伏見天皇日記』正応五年二月二十六日条

(151) 『天台座主記』二八二頁・二八七頁、『建治三年記』(続史料大成本) 一五頁・一九頁、『門葉記』卷二二九—二五三頁・二五七頁

(152) 『勤仲記』弘安五年三月二日条、『門葉記』卷二二九—二五七頁

(153) 最源は座主・護持僧となったが、彼が三壇御修法の一つである長日如意輪法を勤修したことを示す明確な史料はない。しかし一般に天台座主が長日如意輪法を行うこと、および最源が護持僧を辞任した直後の十二月二十九日に、道玄が長日如意輪法を始修した事実からすれば

(154) 『門葉記』卷四九、それまで最源がそれを担当していたと見てよからう。

(155) 『鎌倉遺文』一四八九五号

(156) 『天台座主記』二二五頁、『尊卑分脈』一一七八頁、『門葉記』卷三五—二四九頁

(157) 『神奈川県史』九二二号、『親玄僧正日記』正応六年一月十日条。なお『親玄僧正日記』には「猪熊法印澄誓(薬師、寺)」とあり寺門とするが、『尊卑分脈』が「山」とするほか、慈道親王の仙洞普賢延命法に際し宝瓶を貸与した記事も見え(『門葉記』卷三五—二四九頁)、山門と見てよいだろう。

(158) 『阿婆縛抄』七一五—一五頁、宮島新一「『阿婆縛抄』をめぐる二、三の問題」(『仏教芸術』一一二二号)。なお同時期の延暦寺にはもう一人の澄春がいる。正応四年六月北野社法華堂曼陀羅供の讃衆澄春権律師(『門葉記』卷一一六)、太良庄の国衙勘落に關与した澄春阿闍梨(『鎌倉遺文』二五二六二二二・二五二八八九号)、日吉神興造替に關与した金輪院澄春已講(『鎌倉遺文』二五四九四四号、『日吉社叡山行幸記』三五九頁、伊香立庄と葛川との境相論に關与した澄春権少僧都(『鎌倉遺文』二六〇九五五号・二六五四八八号・三〇九二六六号・三一〇七号)、戒壇問題で園城寺を焼き討ちした山門張本澄春(『鎌倉遺文』二七一九九九号、『日吉社叡山行幸記』三六二頁)、元徳元年・二年の大成就院結縁灌頂で八講講師を勤め元弘元年には故障で欠席した澄春法印(『門葉記』卷一三七)、元徳二年後醍醐天皇の延暦寺御幸で法印に叙せられた澄春僧都(『日吉社叡山行幸記』三四三三頁)。この一連の澄春と小川澄春とが同一人物である可能性もあるが、決定的なことは言えず、今のところ保留にしておきたい。

(159) 明王院(五大堂)は毛利入道西阿が領していた「大倉奥地」に建立され、明王院北斗堂は「大倉北斗堂」とも称されている(『吾妻鏡』貞永元年十月二十二日条、仁治二年三月二十七日条)。

- (159) 『大日本仏教全書』一一一—一二二頁
- (160) 『尊卑分脈』、『門葉記』卷一五一—四一五頁、卷一〇一—一七七頁、『天台二會講師次第』、『円照上人行狀』中、『統群書類従』第二六輯下—五二頁。なお静明の三講證義についてみると、法勝寺八講は文永十一年・弘安七年、仙洞最勝講は弘安二年・四年・七年、最勝講は弘安三年・四年に勤めたことが確認できる。
- (161) 法勝寺八講問答記(『宗性史料』下一三九頁)、『門葉記』卷一三八—三三三頁
- (162) 『華頂要略』卷三—一五〇頁。なお源恵については『日光市史』上九〇九頁以下を参照。
- (163) 『門葉記』卷一四二—一三七八頁
- (164) 『東寺王代記』(『統群書類従』第二九輯上—一七〇頁)、『興福寺略年代記』(『同』第二九輯上—一七三頁)
- (165) 永仁五年十二月の神護寺供養導師には鶴岡別当政助が請定されたが、病悩のため辞退し代わりに覚乗僧正(寺門)が派遣された(『鶴岡八幡宮寺社務職次第』一四八頁、『鶴岡社務記録』一四頁)。
- (166) 『門葉記』卷一五四—四二四頁
- (167) 『吾妻鏡』仁治元年一月八日条によれば、この時、天変のため成源宰相僧正が「熾盛光」を行っているが、これは熾盛光護摩であり大法ではない。また延応元年六月十三日に將軍頼経が京都で九条道家のために慈賢僧正に熾盛光法を行わせた例があるが(『門葉記』卷八—一八〇頁)、頼経は自分のためには行っていない。なお『華頂要略』卷三—一五六頁は源恵が弘安元年一月十五日に天変のため將軍家沙汰で熾盛光法を行ったとするが、これは弘安九年一月十五日の熾盛光法を誤って伝えたものであろう。「元」と「九」の部分を除けば、目的も日付も奉行人も一致する。
- (168) 『大日本史料』四編一四—一七頁、『公衡公記』弘安十一年三月二十八日条
- (169) 『門葉記』卷一五四—四二四頁、上野進「室町幕府の寺社政策について」(一九九三年度大阪大学提出修士論文)
- (170) 『門葉記』卷四〇—一三七三頁では、源恵は「貴種」と評されている。
- (171) 『門葉記』卷四〇—一三六四頁、卷一五三—一四二二頁、卷一五四—四二三頁。
- (172) なお安貞元年四月二十九日・嘉禎元年十二月二十二日・仁治元年一月二十日・寛元二年一月十二日に幕府で行われたのは仏眼護摩であり大法ではない(『吾妻鏡』)。
- (173) 『門葉記』卷一五四—四二五頁
- (174) 奥富敬之「鎌倉北条氏の基礎的研究」(吉川弘文館、一九八〇年)第二部第五章、細川重男「内管領長崎氏の基礎的研究」(『日本歴史』四七九号、一九八八年)
- (175) 『阿婆縛抄』六一—二四一頁
- (176) 『実躬卿記』正応四年五月二十九日条、森幸夫「平頼綱と公家政権」(『三浦古文化』五四号)
- (177) いずれも『門葉記』卷七〇。なお「親玄僧正日記」永仁二年十一月十日条では源恵の修法中に地震が頻出し、「源恵僧正定醉興歎」と擲擲されている。ここでも源恵は祈禱力のなさを非難されるのではなく、祈禱で地震を引き起こしたことを「酔興」と冗談交じりに擲擲されて

おり、源恵の声望の高さを逆証している。なお尊氏の父の貞氏が史料上にあまり多く登場しないのは、「物狂所勞」という彼の病に原因があらう。

(178) 『門葉記』 卷一五—一五八頁など。

(179) 『門葉記』 卷二九—二五七頁

(180) 『門葉記』 卷一三四—三二五頁

(181) 『門葉記』 卷一六—一八四頁。ただし『門葉記』 卷四〇—三七四頁によれば、手代の後加持には、北山殿の七仏薬師法の先例があると述べている。これは宝治元年九月に道覚が中宮御産の七仏薬師法を行った際に、脚氣を病んで最守（北山殿）を手代とした時のことを指している。しかし実際にはこの時は「七日、初夜時用手代、仍無御加持」と記されており、手代の後加持は行われていないし、『門葉記』 卷一五—一五三頁、たとえ最守が後加持を行ったとしても彼はこの時は七仏薬師法の伴僧だけでなく、金輪法阿闍梨をも勤仕していた。従ってその後加持は金輪法阿闍梨としての後加持であって、手代の後加持ではない。手代の後加持は源恵が初例なのである。

(182) 『神奈川県史』 九七一号

(183) 和田芳男『中世の儒学』（吉川弘文館、一九六五年）一二二頁は、『続千載和歌集』で「前大僧正道玄」と和歌のやりとりをした「法印玄恵」を源恵の誤りと推測したが、その比定は正鵠を射ている。若干の補足をすれば、源恵が法印から権僧正に昇進したのは弘安五年十一月であるので、この歌のやりとりはそれ以前でなければならない。源恵は同年正月に上洛し、三月と八月には道玄前大僧正の修法の伴僧・手代を勤めている。両者の接点、および両人の官位からすれば、この歌は弘安五年に源恵が詠んだものと結論できる。

(184) 『実躬卿記』 永仁二年三月記紙背

(185) 『実躬卿記』 正応四年五月二十九日条によれば、禅空が口入した人事や裁許はすべて破棄して本主に返還する、との申し入れが幕府から朝廷になされた。『門葉記』 卷二九—二六〇・二六一頁によれば、同年五月二十八日の院宣で青蓮院門主は慈実（九条道家の子）から慈助（後嵯峨院の子）に交代するとの院宣が下り、さらに七月二十二日には禅空口入による就任として慈実の無動寺三昧院検校職が解かれて慈助が還補されている。ついで八月十四日には慈実の四天王寺別当が停止され、それに代わって梶井の最助法親王が補任された（『天台座主記』）。この一連の人事が鎌倉幕府における禅空失脚と連動していたことは明らかであるが、注意すべきは禅空とともに失脚したのが慈実である点だ。つまり禅空は道玄派の慈助ではなく、道玄と対立した慈実を支援したことになる。源恵は平頼綱と昵懇の仲であったが、頼綱の側近たる禅空は反道玄派の慈実に肩入れしている。鎌倉後期の青蓮院門跡の内紛は人間関係の上で極めて複雑であり、鎌倉山門派との関係も慎重な吟味が必要である。

(186) 『東大寺縁起』（『続群書類従』 第二七輯上—五一六頁）、『東大寺別当次第一』（『群書類従』 第四輯五九四頁）

(187) 『興福寺略年代記』（『続群書類従』 第二九輯下—一六八頁）、清水英恵「興福寺による放氏をめぐる一考察」（『ヒストリア』 一三五号、一九九二年）

(188) 『伏見天皇日記』 正応五年一月十二日条、一月十六日条など。なお同書一月十九日条から、紛争地が「石山・迹保両所」であったことが判る。このうち、石山については、石山寺座主職をめぐる東大寺との紛争へと発展している。「迹保」は下鴨社領迹保庄のことである。三月

二十三日に神興動座の噂で武士が「賀茂辺井石山方」に警護に走ったのはそのためであるし、四月二十日には延暦寺の訴えで下鴨社祢宜が出仕停止となっている（『実躬卿記』）。

(189) 『鎌倉遺文』一七八七五号、『伏見天皇日記』正応五年一月十九日条

(190) 『伏見天皇日記』正応五年一月二十一日条・一月二十三日条・二月十三日条、『天王寺別当次第』（『群書類従』第四輯五五六頁）、『伏見天皇日記』正応五年三月十四日条・三月二十七日条・三〇日条

(191) 『伏見天皇日記』正応五年二月十八日条、十九日条、二十一日条、二十四日条。これらの記事では一村寄付案が閉籠衆に拒否されているが、『勸仲記』正応五年九月二十九日条によれば「近江国栗太郡、今度被_レ寄付西塔」とあり、結局幕府が提案した一村寄付案で落着いたことが判る。ただし延暦寺西塔へのこの寄付は、東塔が栗太郡に有していた名田の帰属問題を引き起こし、この後、東塔と西塔との紛争原因となった。

(192) 『鎌倉遺文』一八〇〇一号

(193) 『伏見天皇日記』正応五年二月十九日条。なおここで取り上げられている熊野の強訴とは、弘安二年十月の事件を指すのだろう（『統史愚抄』）。

(194) 『大日本史料』五編五—五〇頁・一一三頁・一二四頁

(195) 『華頂要略』卷三二—一五八頁、『尊卑分脈』一一九五頁頭注、『公衡公記』三一—一二三頁。なお道潤については『日光市史』上九一八頁を参照。

(196) 『華頂要略』卷三二—一五七頁、『尊卑分脈』一一九四頁

(197) 西塔院主の補任権は元來座主にあったが、天台座主は正応五年一月に慈助が辞任して以降、源恵が就任する九月までは空位となっている。道潤が五月に西塔院主に補されたとする『華頂要略』の記事は月日の誤写の可能性も含めて不審が残るが、院主就任に既に源恵が関与していた可能性は十分ある。

(198) 『権法務次第』は「法印権大僧都道潤_{（へ）}寺_{（へ）}永仁三月日任」とし、法務となったのは寺門の道潤と記している。しかし、「園城寺伝法血脈」等によっても当時、寺門派道潤の存在を確認することができず、また今問題にしている道潤の官位とも合致することから、「権法務次第」の誤記と判断した。

(199) 『門葉記』卷一八—二〇五頁

(200) 『天台座主記』三〇七頁、『日吉社叡山行幸記』、『鎌倉遺文』二五四九二号

(201) 年譜にあるように、道潤は嘉元元年四月十二日に鎌倉で源恵のために冥道供を行い、翌日天台座主を辞任している。冥道供がしばしば病悩平癒のために行われたことからすれば、道潤は源恵の病が原因で鎌倉に戻ったとみるべきだろう。ただし、『門葉記』卷一二九—二五九頁の道玄行状記によれば、前年の正安四年九月二十六日に「座主并護持僧事、雖_レ被_レ仰_{（へ）}之、被_レ辞申_{（を）}訖」とあり、既にこの段階で道潤の後任人事が進められている。この記事には不審な点もあるが、もしもこれが正しいならば道潤の辞任は前年九月段階で決していたことになる。

(202) 『門葉記』卷五三—五〇〇頁および卷四九—四三九頁によれば、道玄は正安三年（一一三〇）七月に長日如意輪法を始修し、乾元元年（一一三二）十二月に公澄と交代している。

- (203) 『門葉記』卷一六二—一五二頁中段から五一四頁上段までの北斗法の記事は、道玄准後の修法項目に属している。しかし、正安四年八月二十九日の万里小路殿毎月北斗法は「天台座主僧正御房」が勤仕したものであるが、この時の座主は道玄ではなく、道潤である。また『門葉記』卷一二九に収める道玄の青蓮院門主行状記にも、この時の修法およびその後の乾元元年七月九日北斗法修法を採録していない。そのため当該箇所を道潤の關係記事と判断した。なお『門葉記』東京大学史料編纂所謄写本(二〇七二—二一八七)によれば、一連の道玄の記事と、正安四年八月の問題の記事との間には数行分の空白がある。
- (204) 『門葉記』卷七〇—五九五頁によれば、道潤が正慶二年九月八日に冥道供を行ったと記しており、青蓮院本も同様である。しかし道潤は元徳元年末に没しており、正慶二年の冥道供はありえない。記事の配列が年代順であることから、正慶二年を延慶二年の誤写と判断した。
- (205) 『鶴岡社務記録』一九頁、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』一五〇頁
- (206) 『釈家官班記』(『群書類従』第二四輯五二頁)、『統群書類従』第四輯上—四二二頁
- (207) 『天台座主記』三三〇頁、『華頂要略』卷三—一五八頁、『門葉記』卷五三—一五〇頁、『日光市史 史料編』上七七三頁、『日光市史』上九一七頁、『日光山列祖伝』。なお仁澄は、かつて良禪が保持していた崇徳院御影堂および栗田宮檢校職にも関与していたらしい(『門葉記』卷一四七—三九三頁)。
- (208) 仁澄は正和五年八月二十日に慈道の譲りで如意輪法を始修し、八月三十日に二間初参を果たして、九月二日に座主を辞任、九月十日から再び慈道が長日如意輪法を行っている(『門葉記』卷五三—一五〇頁、『天台座主記』三三〇頁)。
- (209) 『華頂要略』卷三—一五九頁、『天台座主記』三四七頁
- (210) 田中穰氏旧蔵「令旨等古案雑々」(国立歴史民俗博物館蔵)に収録の青蓮院文書写によれば、『鎌倉遺文』二五一—九五号には「小河宮僧正御坊 承—惠御書」の端書きがあり、これが正和四年八月七日承惠僧正安堵状であることが判る。また『鎌倉遺文』三三—三九八号にも「僧正御判」の右肩に「聖」の書き込みがあり、元徳三年三月二十日聖惠僧正安堵状ということになる。両史料によれば、近江国鳥羽上庄は後鳥羽院の菩提のための料所であり、後鳥羽院の孫の承惠僧正が管領しており、その預所職は後鳥羽院の側近藤原秀能の猶子で隠岐まで随行した藤原能茂の子孫が相承していた。聖惠は承惠からこの地を相承したのである。
- (211) 『神奈川県史』二七八四号
- (212) 『大日本史料』六編九—九二八頁
- (213) 『華頂要略』卷三四—二五五頁、『天台座主記』三三四頁、『門葉記』卷六・卷一八・卷四〇・卷四一・卷四七・卷五三・卷七〇、『大日本史料』六編九—九二九頁・九四六頁・九五八頁。なお柳田良洪氏は澄助を二位家右大臣家兩法華堂別当とするが、根拠は示されていない(『真言密教成立過程の研究』山喜房仏書林、一九六四年、六六八頁)。
- (214) 『東寺本天台座主記』(東寺文書乙函外五号)
- (215) 『門葉記』卷四七—四一四頁
- (216) 『尊卑分脈』二—二八頁・二五五頁、『華頂要略』卷三七—三八六頁、『渋谷目録』下七四三頁、『門葉記』卷五・卷一五・卷一六・卷二四・卷二五・卷三六・卷四〇・卷四一・卷四九・卷六四・卷九四・卷一二三・卷一二五・卷一二六・卷一三五・卷一三七・卷一三八・卷一五

- 九、『統群書類従』第四輯上―四二一頁、『存覚一期記』（『大日本史料』六編三七―三二頁）
- (217) 『門葉記』卷七〇―五九八頁
- (218) 『統史愚抄』延慶元年十月条
- (219) 『尊卑分脈』、『華頂要略』卷三七―三八七頁、『神奈川県史』二九四〇号、四二二号、『門葉記』卷二五・卷四〇・卷七〇・卷一二六・卷一三七、『統群書類従』第四輯上―四一四頁、『存覚一期記』（『大日本史料』六編三七―二四頁）
- (220) 『門葉記』卷七・卷三九・卷六六・卷一〇二・卷一三八・卷一五九・卷一六一、『五壇法記』、『大日本史料』六編八―四〇頁・四五頁、『天台座主記』三六七頁、『八坂神社記録』（『統史料大成』）一―三三三頁・二八〇頁など。
- (221) 『群書類従』第二輯三一五頁
- (222) 『尊卑分脈』一一九三頁、『門葉記』卷一二三・卷一二九、『神奈川県史』二八七九号、『門葉記』卷七〇―五九六頁
- (223) 『吾妻鏡』嘉禎元年六月二十九日条、『血脈類集記』卷一一―一四五頁
- (224) 『神奈川県史』九二一號、『門葉記』卷一八
- (225) 『門葉記』卷七〇―五九七頁
- (226) 『尊卑分脈』、『勘仲記』弘安十一年五月一日条・七月六日条、『実躬卿記』正応四年二月二十一日条・二月十七日条、『門葉記』卷一八・卷四〇・卷七〇、『常樂記』二二〇頁
- (227) 『門葉記』卷四〇―三八七頁
- (228) 鎌倉時代に上乘院は仁和寺と延暦寺・園城寺に確認できる。『華頂要略』卷三六―三五一頁にみえる上乘院の院家伝には、仁和寺上乘院の良恵大僧正が混入しており記事に混乱がある。また『門葉記』には道玄・良助の記事が豊富に記されているが、そこに乗恵の姿を確認することができない。しかも乗恵が行った仁王経法は東密の大法ではあるが、「山門」近來不被修之（『阿婆縛抄』三―三〇二頁）のように、山門派の勤修例の少ない修法である。この点、不審が残るが、しかし『華頂要略』の記事を否定する材料が存在しない以上、今のところ山門僧としておきたい。なお仁和寺上乘院については、『仁和寺史料 寺誌編一』一七八頁を参照。
- (229) 『門葉記』卷五・卷六・卷八・卷三六・卷四〇・卷七〇・卷九七・卷一一九・卷一二七・卷一三八・卷一六二、『勘仲記』正安二年三月二十六日条、『統群書類従』第二輯上―四四頁、『公衡公記』三一九〇頁、『鎌倉遺文』二六三三〇号・二七〇六八号・二七〇九七号
- (230) 『公衡公記』弘安六年九月十二日条、『門葉記』卷八・卷一八・卷二四・卷四〇
- (231) 『尊卑分脈』一一二六〇頁、『宗性史料』上二八七頁・二九七頁、『公衡公記』正応元年二月十五日条、『同』四―四頁、『勘仲記』正応元年五月一日条・六月四日条、『実躬卿記』正応四年二月十六日条、『統史愚抄』乾元元年十月二十一日条、『統群書類従』第四輯上―四一三頁・四一四頁、『門葉記』卷八・卷一八・卷二四・卷四〇・卷七〇、『鎌倉遺文』二八七五号
- (232) 『親玄僧正日記』永仁元年一月十日条
- (233) 『門葉記』卷八・卷二四・卷四〇・卷七〇、『神奈川県史』二八四四号
- (234) 『門葉記』卷七〇、『群書類従』第二輯二一七頁

- (235) 『経俊卿記』建長五年十二月二十二日条、『親玄僧正日記』永仁元年一月十日条、永仁二年十月二十一日条、『門葉記』卷八・卷一八・卷二四・卷四〇・卷七〇、『勘仲記』弘安十一年三月二十七日条
- (236) 『門葉記』卷八・卷一八・卷四〇、『親玄僧正日記』永仁元年一月十日条、永仁二年十一月十六日条、『統群書類従』第四輯上―四一頁。『門葉記』は承教の公名を右大臣とし、前掲『親玄僧正日記』永仁元年条も同様だが、二年条では公名を内大臣としている。もしも内大臣が正しければ、中山兼宗の父の忠親は内大臣に就任しており、問題は解決することになる。しかし右大臣とする史料の方が多く、不審が残る。
- (237) 『門葉記』卷二五・卷三六・卷四九、『鎌倉遺文』二七四四〇号・三〇八六三号、『大日本史料』六編二―二六一頁
- (238) 『門葉記』卷七〇・卷一六二
- (239) 『門葉記』卷六・卷一〇二。また和泉国吉見・菟田は隆勝僧正の訴えで円樂寺から長講堂の管領に戻っているが、この隆勝僧正も同一人物の可能性が高い(『鎌倉遺文』一八三二三号)。
- (240) 『門葉記』卷八・卷四〇・卷七〇・卷一五六
- (241) 『静岡県史 資料編6』一五号・一六号。密厳院院務次第(二六号)は顯潤を「宰相法印、山、渋川次郎入道息」とする。一方、『尊卑分脈』三―二六〇頁には渋川次郎三郎義春の子として「頼潤(密厳院法印)」がみえており、同一人物と判断した。
- (242) 『門葉記』卷八・卷一八・卷四〇・卷七〇、『統群書類従』第四輯上―四一四頁
- (243) 『門葉記』卷八・卷一八・卷二四・卷四〇・卷七〇・卷一六二、『常樂記』二二二頁。ただし同時代の源惠の門下には、弁を公名とするもう一人の源深がいる。正応三年十二月源惠の七仏薬師法の伴僧・源深弁律師や正応四年四月源惠の冥道供伴僧源深僧都は、この前後にみえる源深帥阿闍梨と官位が矛盾することもあり、別人と判断した。こちらの源深も詳細は不明。
- (244) 『門葉記』卷八・卷一八・卷二四・卷七〇
- (245) 『花園天皇日記』元応二年九月一日条。鎌倉の弁法印玄智は弘安九年に阿闍梨、正応三年に律師として史料に登場するが、京都の二位僧正玄智は永仁元年まで阿闍梨である。また前者は正安二年には既に法印となっているが、後者は嘉元三年八月の僧事で権大僧都から法印に昇進しているなど、官位の面で食い違いがみえる。
- (246) 『門葉記』卷一八・卷四〇・卷七〇、『統群書類従』第四輯上―四一頁・四一九頁。ただし嘉暦元年三月六日および元徳元年十一月二十四日の冥道供には、僧都として登場しており(『門葉記』卷七〇)、それ以前の大僧都の官位と食い違いがある。大僧都を僧都と略称することもあるとはいえ、やや不審が残る。
- (247) 『尊卑分脈』、『門葉記』七〇、『鎌倉遺文』二二二二二号
- (248) 『門葉記』卷八・卷四〇・卷七〇・卷一五六
- (249) 『尊卑分脈』、『天台座主記』、『門葉記』卷五・卷六・卷八・卷二六・卷二七・卷四一・卷四七・卷五〇・卷六一・卷六三・卷六四・卷八五・卷一一七・卷一二六・卷一三一・卷一三七・卷一三八・卷一五六・卷一五七・卷一五九・卷一六一・卷一七五・卷一八四、『五壇法記』嘉元二年七月四日条、正和二年五月十八日条、正和四年十二月二十日条、文保元年六月十九日条、元亨二年十二月二十二日条、正中二年八月

月二十三日条、嘉曆二年一月十六日条、嘉曆三年五月六日条、『公衡公記』三一七二頁、四一〇五頁

(250) 『門葉記』卷一八・卷四〇・卷七〇

(251) 『門葉記』卷八・卷一五六、『大日本史料』六編二一四一頁

(252) 『群書類從』第二四輯六〇一頁、『門葉記』卷八・卷一八・卷七〇

(253) 『門葉記』卷六・卷七〇・卷一三七・卷一三八。なお『尊卑分脈』によれば葉室顯長の子孫に延暦寺の親円が見える。彼は非参議從三位定頼の孫、定覚僧都の子で、叔父の定顯の養子になったとする。青蓮院門徒の寛円僧正の弟子であり、本稿の親円と同一人物とみてもよいかも知れないが、公名の大納言が解けなかった。なお寛円僧正は證義を勤めるなど顯教を中心にして顯密二教を兼学した僧侶である。

(254) 『尊卑分脈』、『宸筆八講記』(『群書類從』第二四輯九〇頁)、『法勝寺八講問答記』(『最勝講問答記』(『宗性史料』上)、『門葉記』卷四〇・卷一二五・卷一三七、『天台二會講師次第』、『承明門院御忌中諸僧啓白指示抄』(東大寺図書館一一三函九九号)、『曼荼羅供記』(国立歴史民俗博物館蔵田中穰氏旧蔵典籍古文書一〇)、『後深草天皇日記』弘長三年一月十九日条

(255) 『門葉記』卷八・卷四〇・卷七三・卷一五六

(256) 『門葉記』卷二六・卷六六・卷一五五・卷一五九、『大日本史料』六編八一九〇頁・一九三頁

(257) 『門葉記』卷八・卷一八・卷二四

(258) 『門葉記』卷七〇・卷一三七・卷一三八、『統群書類從』第二六輯上―四四頁、『公衡公記』三一六五頁、四一六頁・八〇頁

(259) 『尊卑分脈』、『門葉記』卷七〇・卷八三・卷一〇一・卷一二九・卷一三七・卷一三八・卷一七五、『仙洞御灌頂記』(『歷代殘闕日記』一一一―一七五頁)

(260) 『尊卑分脈』、『門葉記』卷五・卷八・卷一六・卷一八・卷三六・卷四〇・卷六一・卷六二・卷七〇・卷一二三・卷一二九・卷一三六・卷一三七

(261) 『門葉記』卷六・卷八・卷四〇・卷七〇・卷一五六

(262) 『門葉記』卷八・卷七三・卷一五六

(263) 『門葉記』卷七・卷九・卷二六・卷五〇・卷六一・卷一二六

(264) 『門葉記』卷六・卷四〇・卷七〇・卷一五六、『常樂記』二二二頁

(265) 『尊卑分脈』、『門葉記』卷八・卷一八・卷七〇、『実躬卿記』永仁元年三月二十三日条、永仁三年一月六日条、『親玄僧正日記』永仁二年十月二十一日条

(266) 『門葉記』卷一八・卷四〇、『鶴岡社務記録』暦応二年六月十四日条、『常樂記』二二七頁

(267) 『門葉記』卷八・卷一八・卷二四・卷四〇・卷七〇・卷九六

(268) 『門葉記』卷八・卷一八・卷二四・卷四〇・卷七〇。『尊卑分脈』一一九三頁によれば、二条良実の孫、教良の子に延暦寺の良顯僧正が見える。しかもこの良顯は良敷の弟でもあるため、源惠門徒の良顯との一致も考慮した。しかし源惠側近の良顯の公名は弁であり、この公名は二条家出身者にはふさわしくないと考え、別人とした。なお徳治三年一月に後宇多院が禪助から伝法灌頂を受けた時、威儀僧に延暦寺の良

顕法印権大僧都が登場する(『群書類従』第二四輯七五頁)。この人物との異同については判断を保留したい。

(269) 『親玄僧正日記』正応五年閏六月十五日条。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一七〇頁・二七頁によれば、東密の良顕は「正応五政円補」当社供僧

之時、良顕大僧都補也」とあり、正応五年八月十四日に政円が鶴岡廿五供僧の一つである安樂坊供僧に補任された時に、「良顕大僧都」がその後任として座不冷三十口に補されている。つまり正応五年八月段階で東密の良顕が大僧都であることからして、前掲『親玄僧正日記』の「良顕法印」は、官位の不一致から東密の良顕ではなく山門の良顕であると判断した。

(270) 『門葉記』卷一二九—二五八頁

(271) 『門葉記』卷三六—三四〇頁。尊円は六波羅探題が陥落して後は、東国に逃れるべく近江まで天皇・上皇に同行したが、北条仲時らの自刃で後醍醐方に捕らえられた。

(272) 『溪嵐拾葉集』縁起(『大正新脩大藏經』七六卷五〇五頁)、『日吉社叡山行幸記』三五六頁

〔追記〕

本稿は平成十一年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「鎌倉幕府の顕密寺社政策についての基礎的研究」の成果の一部である。史料収集に際しては、東京大学史料編纂所、林譲氏、伴瀬明美氏、前田育徳会、園城寺、国立歴史民俗博物館、京都大学文学部古文書室、有坂道子氏、東大寺図書館、実相院、橋本初子氏にお世話になった。あつくお礼を申し述べたい。

なお再校段階で湯山学『鎌倉北条氏と鎌倉山ノ内』(自費出版、一九九九年)および永井晋「北条氏実泰流出身の寺門僧」(『金沢文庫研究』三〇三号、一九九九年)の御恵与をうけた。特に後者では、本論文で掲出した以外に、北条出身の寺門僧として実位・貞昭の二名を検出している。参照されたい。